

第四十回 参議院大蔵委員会會議録第十六号

(一一三)

昭和三十七年三月二十日(火曜日)

午前十時三十二分開会

委員の異動

三月十五日委員野溝勝君辞任につき、その補欠として藤田進君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
市川 房枝君

委員

青木 一男君
大谷 資雄君
太春武太夫君
林屋次郎君
堀 末治君
山本 米治君
木村八郎君
成瀬 暢治君
平林 剛君
須藤 五郎君

政府委員

法制局第三部長 吉国 一郎君
大蔵政務次官 天野 公義君
大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 村山 達雄君
大蔵省主税局長 坂入長太郎君
事務局側 常任委員 坂入長太郎君
法制局側 法制局長 斎藤 朗郎君

説明員

大蔵省銀行局 橋口 取君
特別金融課長
大蔵省主税局 志場喜徳郎君
税制第二課長

本日の會議に付した案件

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国税通則法案(内閣送付、予備審査)
○国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員會を開きます。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案、国税通則法案、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案、以上三案を一括して議題とし、順次、提案理由の説明を聴取することにいたします。天野大蔵政務次官。

○政府委員(天野公義君) ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

国民金融公庫は、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に對して、必要な事業資金を供給することを目的として昭和二十四年六月に設立されて以来、国民大衆の旺盛な資金需要に對処して、その業務の推進をはかつて参つたのであります。昭和三十六年度末において、その設立以来の融資総額は七千四百十二億圓、その融資残高は千三百九十七億圓に達する見込みであります。

昭和三十一年度におきましても、昭和三十六年度に引き続き、特に、普通貸付及び恩給担保貸付を増額することとして、普通貸付千二百六十億圓、恩給担保貸付百五十七億圓を予定し、さらに引揚げる恩給担保貸付、更生資金貸付等に合計十一億圓を予定するほか、その他貸付として、農地被買収者で生業資金の融通を銀行その他一般の金融機関から受けることを困難としている者に対し、二十億圓の貸付を行なうこととして、総額千四百四十八億圓の貸付を計画してゐるものであります。

このため必要な資金として、公庫の自己資金を九百六十三億圓と見込み、新たに四百八十五億圓の政府資金を供給することとしておりますが、公庫の経営基盤の一その強化に資するため、政府資金のうち二十億圓は一般会計からの出資金を予定しておりますので、これに伴い、公庫の資本金二百億圓を二十億圓増額して二百二十億圓とする必要がであります。

これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、国税通則法案につきまして御説明申し上げます。

御承知のように、現行の税法体系は複雑難解なものになっておりますが、これを納税者の理解しやすいものに整

備するための基礎として、各税法を通ずる基本的な法律関係及び共通の事項を取りまとめ定めるとともに、あわせて、納税者の利益に着目しつつ、各種加算税や争訟等の諸制度の改善合理化をはかることが、かねてから要望されていたのであります。

政府は、これらの要望にこたへるためには、新たに各税法を通ずる共通法を定める必要があると考え、税制調査会に諮問してその検討を求めてきたのであります。先ごろその答申を得ましたので、これを基礎としてさらに慎重な検討を加えて参りました。その結果、答申された事項のうち、若干の項目につきましては、これを制度化することとすは、今後における判例、学説等の一その展開を待つて、さらに慎重な検討にゆだねることに適当であると考へられましたので、前に申しました趣旨からこの際立法することに必要とする事項に限りまして、ことに本法案を提案した次第であります。

以下本法案について、その概要を申し上げます。

まず、改正点の第一は、利子税や加算税等の附帯税制度について改善合理化をはかったこととあります。この附帯税の制度は、昭和二十五年の税制改正以来ほとんど見るべき改正がなされておきませんが、今回は、これに抜本的改正を行ない、納税者の利益に着目しつつ、制度の簡素化をはかることといたしました。すなわち、まず現行の利子税額及び延滞加算税額について

は、この両者を統合して一本の延滞税とするとともに、その割合を、現行の日歩三銭及び六銭から、日歩二銭及び四銭に引き下げることにいたしてあります。

また、各種の加算税につきましても、その課税率の軽減をはかりまして、無申告加算税及び源泉徴収加算税については、現行の一〇%から二五%とされているのを一律に一〇%に、重加算税については、五〇%を三〇%に、それぞれ引き下げることにいたしました。

第二は、課税処分等に対する不服申し立て制度について改善を加えたこととあります。すなわち、納税者が不服申し立てをすることができ、その事項の範囲を拡張して、原則として、税務署のした処分のすべて及び納税者からの申請に對して税務署が何らの処分を行なわないいわゆる不作為につきましても、不服申し立てをすることができるといたしました。

また、納税者から不服申し立てがあつた場合において、滞納処分の執行を停止することは、現在では税務署長の職権によるのでありますが、今回新たに納税者からもその申し立てをすることができるとするほか、納税者が担保を提供したときは、財産の差し押えをしない制度を新設することとし、さらに、納税者が不服を申し立てている期間中は、原則として、差し押え物件の公売処分ができないものとしたのであります。

同じく不服申し立て制度に関連して協議団制度の問題がござりますが、これにつきましては、協議団の議決をいそぐ尊重するよう規定の整備をはかり、その運用の改善に努めることとしております。このほか、不服申し立て人の救済を厚くするよう、いわゆる併合審理の制度を設ける等の改善を加えることとしております。

第三は、租税債権の成立、確定等の法律関係及び納税方式を明確にいたしたことであります。すなわち、現行法では、納税義務の成立の時期や、納付すべき税額の確定の手続並びに申告納税方式及び賦課課税方式の意義がいずれも明らかでなく、ために課税権の行使の限界等について解釈上及び取り扱い上の紛議が生じておりますので、これらの点を明らかにすることとしていたしております。

第四は、申告手続に関する規定の整備改善をはかったことであります。すなわち、申告納税方式における申告手続は、期限内申告については各税法の規定によることといたしますが、期限後申告、修正申告及び更正の請求等については、国税通則法に取りまとめて、わかりやすく規定することとしております。なお、これに関連して、納税者の住所等が異動した場合の申告書の提出先について、現行法では必ずしも明らかでないため、新住所の所轄税務署とする等、納税者の便宜を中心としてわかりやすく規定するほか、申告書等を郵送した場合に、郵便局の通信日付印に表示された日に申告書の提出があったことといたしてあります。また別に、災害その他やむを得ない理由がある場合には、税務署長等は申告書の

提出期限を延長することができるよう明らかにいたしてあります。

第五は、国税の賦課権の期間制限について合理化をはかったことであります。すなわち、国税の徴収権の時効につきましては、現在別段の問題はないのでありますが、国税の更正や決定、すなわち課税権の行使をすることができる期間につきましては、現行法では必ずしも明らかでなく、しかも直接税と間接税との間において不統一の点も見られますので、今回これを、時効とは違つて中断や停止等を行うこととなる、いわゆる除斥期間として明らかにするとともに、その期間を原則として三年とする等の改善合理化をはかることとしていたしてあります。

以上が諸制度の改正のあらましであります。このほか、各税に共通する事項として、相続、合併の場合における納税義務の承継、税法上の期間計算及び書類の送達の方法、人格のない社団等に対する税法の適用、国税の納付、請求及び督促の手続、災害等の場合における納税の猶予、国税に関する担保の種類及び処分等の手続、還付金の還付、充當及び還付加算金等につきまして規定を整備の上統一的に定め、租税制度の仕組みを明らかにすることといたしてあります。

なお、この法律案は、本年四月一日から施行することとしてありますが、不服審査及び訴訟に関する規定につきましては、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の施行と合わせまして、本年十月一日から施行することといたしてあります。

以上、国税通則法案につきまして、その提案の理由と概要を申し上げました。

最後に、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案につきまして、提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、さきに提案いたしました国税通則法案に関連して、同法の施行等に伴い、所得税法等国税に関する法律その他関係諸法律について、その整備をはかるため、所要の規定の改正をしようとするものであります。

まず第一は、所得税法等の直接税に関する法律の改正であります。これら直接税法に規定されている修正申告、期限後申告、更正の請求、更正または決定、国税の納付、附帯税、更正の期間制限、不服申し立て等について、国税通則法案に統一して規定が設けられることに伴い、これら税法の該當規定を削除する等の整理をはかることとしてあります。

第二は、砂糖消費税法等の間接税に関する法律の改正であります。これら間接税法に規定されている担保の種類、提供及び処分、利子税額等について、国税通則法案に統一して規定が設けられることに伴い、これら税法の該當規定を削除する等の整理をはかるほか新たに間接税にも申告納税方式を導入するため、関係規定の整備を行なうこととしてあります。

第三は、国税徴収法の改正であります。同法に規定されている期間の計算、送達、納税管理人、相続による納税義務の承継、納税の請求、納税の猶予、還付、不服申し立て等について、

国税通則法案に規定が設けられることに伴い、同法の該當規定を削除する等の整理をはかることとしてあります。

第四に、国税通則法の制定及びこれに伴う諸税法の整理に伴い、他の法律の關係事項の整理を行なうこととし、また、国税通則法案により国税の延滞税の割合が軽減されることに伴い、失業保険法、国民年金法等に規定する延滞金の割合を軽減する等所要の改正を行なうこととしてあります。

なお、この法律案による改正規定は、本年四月一日から施行することといたしてあります。

以上が国民金融公庫法の一部を改正する法律案外二法案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、順次、補足説明を聴取することといたします。

○木村禮八郎君 その前に、要望があるのですが、この国税通則法はかなりの膨大なものですから、これはなるべくわかりやすく逐条的に詳細に……重大な新しい法律でありますし、そのところを詳細にわかりやすく逐条的に説明していただきたいと思ひます。それをお願いしたいと思います。

○委員長(棚橋小虎君) 横口説明員。

○説明員(横口収君) 国民金融公庫法の一部を改正する法律案でございますが、ただいま提案理由で御説明申し上げましたように、法律案の内容といたしましては、資本金を増額するための改正法案でございまして、提案理由で御説明申し上げました以上に、特に補足して御説明申し上げることはございません。

○木村禮八郎君 そんな簡単なことではないのですか、国民金融公庫法の一部改正の補足説明は、これは非常に重大な問題になっておるのですよ。旧地主の補償の問題等あるのですから、そんな簡単なことでよろしいのですか。補足説明になっていないじゃありませんか。特にこの二十億の問題が一番問題でしよ。そういう点をもっと詳細に、特にこの改正案は旧地主に対する融資であつて、非常に問題になつておるけれども、それは貸付条件がどうであつてどうだと、相当詳細懇切に説明しなければ、これは問題になりますよ。

○説明員(横口収君) ただいま提案理由でも御説明申し上げたのでございまして、国民金融公庫は昭和三十七年度におきまして千四百四十八億円の貸付を予定いたしているわけでございまして、そのための原資をいたしまして、自己資金が九百六十三億円、さらに政府から正式に供給いたします金額が四百八十五億円でございます。国民金融公庫の業務の円滑な運営という目的もございまして、特に一般会計から二十億円の融資をするわけでございまして、国民金融公庫といたしましては、三十七年度に千四百四十八億円の貸し出しを予定いたしております。そのために必要な原資として二十億円の融資を行なうというのが、法律案の改正の趣旨でございます。

○木村禮八郎君 これはあとで、質疑で詳細を明らかにしてもらいたいと思ひますけれども、それにしても、一番の問題になつておるこの二十億について——二十億が一審問題じゃないですか、改正の焦点として。これについ

でももう少し詳細に説明されないと……。そんなことでよろしいのですか。二十億が焦点じゃないですか。この二十億についてもっと説明されなければだめです。貸付の条件がどうであるとか、こうであるとか……。審議でもっと明らかになりますけれども、それじゃ補足説明にならぬじゃないですか。それなら、せぬでもないじゃないですか。そんなないかげんな説明じゃいかぬですよ。補足説明は、もっと具体的に二十億の内容について説明してくれませんか、それでよろしいというのじゃ、あまりこの大蔵委員会は軽視されているような気がします。

○成瀬権治君 委員長から一つ……。こういうことになるのじゃないですかね。補足説明がないということは、審議せぬでもないということになる。そこを……。

○委員長(柳橋小虎君) 今、木村委員からして要求がありましたように、もう少し詳細な説明をされるように、委員長から要求いたします。本日も用意がなければ、この次の委員会に詳細な説明を願いたいと要求いたします。それでは、ただいま説明のありました法律案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

それでは、国税通則法案に対する補足説明を村山主税局長にお願いいたします。

○政府委員(村山主税君) ただいま政務次官から提案理由の御説明がありました。補足的に御説明申し上げます。

まず、第一条は目的をうたっております。この法律は、国税について、基本的な事項及び共通の事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、か

つ、国税に関する法律関係を明確にする。とともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。というところでございますが、これは先ほどお話がありましたように、現在各税法の中にそれぞれの納税義務者、課税物件、課税標準、税率というふうに税額算定までの実体の規定、そのほか成立した税額をいかにして納付していくかという点、その場合に加算税とか、附帯税がどうなるか、あるいは更正期間の制限がどうなるか、それに不服があった場合にはどういう手続によって救済を求めることができるか、つまり、いかなれば各税に關する手続規定をそれぞれ各税法の中に設けられておりました。そのために非常に複雑なものになっていくわけでありました。国税通則法を設けようとするのは、それら各税法の中に設けられておりました主として手続規定を共通的なものとして国税通則法に集めて設ける。それによりまして、まず条文の数を非常に減らし、納税者にわかりやすいものにする。同時に、実体法は各税法を見ていただき、国民の権利義務に非常に関係の多い事項は、税務執行面で非常に問題の多い事項は、国税通則法を見ていただければ、すべて各税についてわかりやすいものにして、それで納税者の理解を助けていく。同時に、納税者から、税務執行について現在の税法がどんな基本的な考えであるかという点については十分これだけを見れば批判できるという点にいたして、将来税制がますます一般の納税者の世論を十分反映し得るようになるために、この国税通則法を設ける必要

要があると思うわけであります。

どの程度これによって条文が整理されるかというところでございますが、これは二つございまして、一つは、今御説明しました国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案、これで整理しているものが相当ございします。これで約百九条程度整理してございします。また、国税通則法の施行を前提といたしまして、各税法においてすでに規定を設けておくに設けなかつた条文がございします。これが約二百四十条ございします。また、各税法におきまして、国税通則法の施行を前提にしまして各税法の改正の中で削除したものの、これが三十数条あるわけでありまして、そういたしますと、国税通則法そのものは九十六条ぐらいてございします。合計いたしますと、約二百五、六十条のものは簡素化されるということになります。体系的にもその点がはつきりして参るといふ点が第一点であります。これがこの「目的」でどのくらい簡素化するかという点でございします。

その他の事項につきましては、先ほど提案理由で説明がございましたが、あと順次御説明して参りたいと思ひます。その次に「定義」でございします。これは用語の定義でございします。また、おいておいたほうがあとで話がわかりやすいというので、ずっと九ページのところまで定義が書いてございします。

それから、この国税通則法とその他の法律との関係の原則規定が三条に掲げてございまして、他の国税で別段の定めがなかったらそれによりまして、そのうでなければこれによる、国税通則法

によつて下さいということが第三条に書いてございします。

第二節の「国税の納付義務の承継等」、これは相続による国税の納付義務の承継、法人の合併による国税の納付義務の承継、その場合の連帯納付義務についての民法の準用、これらはいずれも現在の国税徴収法の中にあるものから移してあるわけでありまして。したがって、関係整備法案のほうでは、これは国税徴収法のほうを、その部分を直していく。実体的には関係はございしません。

それから「期間及び期限」、これもいずれも国税徴収法にあるものをこちらに移してあるわけでありまして。

第九節は、これはいわば所得税法の二十五条の三、あるいは災免法の八条に書いてあるものをここに持つて参りまして、災害があった場合には、一般的に二カ月に限つて期限を延長することとができるということにいたしました。これを各税法を通じて適用することとしたわけでございます。これはいわば新しい規定でございします。

第四節の「送達」、郵便による送達、公示送達……。

○木村福八郎君 ちよつと、済みませんが、今の九条は新しい規定でございますが、今の九条は新しい規定です。

○政府委員(村山主税君) そうでございします。

○木村福八郎君 その前に、第二節の第七条ですね、これは今までどおりの規定ですか。

○政府委員(村山主税君) ええ、そうです。徴収法三十一条です。それから、送達の規定は、これは全部徴収法にあるものをそのまま持つてきておるわけでございします。そこが送達に關する全部でございまして、十條、十一條、十二條。

それから、第五節「人格のない社団等」、これは現在これと同様の規定が徴収法の四十条にあるわけでございします。そのほか所得、法人、相続につきましては、それぞれ所得、法人についてはこれは法人とみなすということをはつきりいたしまして、課税の面でも、罰則規定の面でも、そのことが明確になつております。それから、国税徴収法の規定におきまして、それぞれば法人とみなしまして、それで規定を設けておるわけでございします。で、それ以外にも、主として間接税でございしますが、これは納税義務者が法人であるか個人であるかという点は何ら關りしておりません。たとえば製造場から移出した者であるとか、あるいは入場税につきましては一定のこういふものを主権する者、そういう者が料金徴収の際にやるのだということ、法人であるか個人であるかをその税法は問題にいたしておりません。納税義務に關する限りわれわれは問題ないと思つております。ただ、所得、法人、相続、あるいは今の国税徴収法のように、この罰則規定がないわけでございます。な

いとおししますのは、ほかのものは戦後改正の際にそれを形式的に整備したわけでございますが、それ以外のものにつきましては、その大改正がありません。その点をおつたわけでございます。その点をはつきりさせまして、法人に見ましようということにいたしました。各税法のほうでは単に罰則規定のほう

でこれを受けておるわけでございます。もしこれがないといたしますと、人格なき社团等につきましては、罰則に關する限り治外法權に立つということになりまして、どうも奇妙なことになるわけでございます。一般に人格なき社团については、最近の立法では、税法に限らず、相当權利の主体として明文をもつて規定するものが非常に多いわけでございます。今度の行政不服審査法等におきましても、人格なき社团はその名において行政不服審査ができるといふうにして、最近の立法例は權利の主体として認めておるわけでありませう。税法におきましては、先ほど申しましたように、納稅義務に關する限り、あるいは罰則規定につきましても、所得、法人、相続につきましても問題ありませんが、形式的な整備がおくれておりますので、別に治外法權を作る必要もないというので、形式的な整備としてここに入れておるわけあります。

げ請求の問題に関連してくるわけでございます。それから、確定の問題につきましましては、あとで出て参りますように、賦課権の行使の期間制限がございしますが、それは一体いつからなるのか、あるいは徴収権の時効の問題の起算点は、その確定の時期がいつかというような問題、あるいは利子税——今度は延滞税でございしますが、延滞税は一体いつから取るのか、あるいは利子税は一体いつから取るのかという、こういう起算日の問題があるわけであります、この点が從來不明確であつたというところでございますので、それぞれの税目につきまして成立並びに確定の時期をきめていくわけでございます。

で、第十五条は、まず一般的にある手続によつて確定するんだ、こう言ひまして、それから成立の時期は一体いつであるかということとを、その二項におきまして各税ごとに定めておるわけでございます。

それから、その次に、成立と同時に確定すべき国税は次に掲げるものでございますというので、三項でうたつてゐるわけでございます。

それから、第十六条に行きまして、その成立即確定しないで、特別の手続を待つて初めて確定するものは次のようなものでございますといたつておきまして、一号が申告納税方式によつて確定するものでございます。賦課課税というのとは、もつぱら税務署長が賦課決定することによつて確定するものでございます。どつちいう税目が申告納税方式であり、どつちいうものが賦課課税方式であるかということは、その第十六条の第二項にうたつております。そ

の税額を申告すべきものとして各税法で定めておる、そのものはここでいう申告納税方式によって確定する税目である、それ以外のものは賦課課税によつて成立するものであるということとを二号で定めておるわけでございます。

これは原則でございます。第二節以降におきまして税額の具体的の確定手続を書いてあるわけでございます。そこで、期限内申告、それからそのあとで期限後申告、修正申告、それらが出て参ります。それから同時に、これはもう一つのことをきめております。これは確定はそうでございますが、期限内申告の規定は、各税法がそれぞれその申告すべき事項が違いますので、各税法にうたつておりますが、申告納税制度の一般的な問題として、期限後申告、修正申告、あるいは更正決定、こういった問題はごく例外的な

規定でございまして、しかも各税法を通じて共通的な事柄でありますので、そういうものについてはいついつまで、にどういうことをしなさい、どういう添付書類を付けないといけないことを、この通則法におきまして共通的に規定しているわけでございます。同時に、この修正申告の法律上の効力等につきましては、たとえば修正申告の効力というものは二十八ページの二十条にございしますが、「修正申告書で既に確定した納付すべき税額を増加させるもののものとした納付は、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない」、かように増減額が出ましても、もとの税額には影響を及ぼさないというふうに、前後の關係の法律關係の効果を明らかにいた

しております。これは賦課と徴収の問題がございますので、その両相互の法律関係を明らかにする必要があります。これは従来規定がなくして、解釈上やっておったことを、ここに明らかにいたしました。

その次は、納税申告書の提出先、二
十一条でございます。これは所轄税務
署というのとはどこかということござ
います。従来の税法におきましては、
所轄税務署というのには単に所轄税務署
と書いてありまして、具体的に納税地
と異動がある場合はわからないわけで
ございますので、これを明確にした。こ
れはいつでも申告書を出すときの現在
地における税務署が所轄税務署とござ
います。もし間違つて出した場合でも、
その所轄税務署は変わりませんが、出
したら、その受け取ったところがその
所轄税務署のほうに移送するのだとい
うような手続が書いてございます。

なわ、二十二条で、申告書の提出期限がございます。従来、所得税法では到達主義でいつているわけであります。たとえば確定申告は三月十五日までと、いつてゐるわけであります。ところが、税務署に到達した日が三月十五日でなければならぬというふうにしておりましたのを、今度はスタンプ印の日付でいく、発信主義によつたといふことであります。現在法人税法でも、これはこういうような扱いにはしておりますのを、今度通則法では、納税者の便宜といふことを考えまして、各税法を通して発信主義にすることによつたという点が、この二十二条に書いてあるわけでございます。

なお、その次は「更正の請求」、これは納税者のほうから、申告したけれども、実は間違つておつた、もう少し減

らす必要があるという場合のことです。さいます。これも通常の期限内申告にございまして、例外的の規定でございまして、すべて各税法からこちらに持ってきて書いております。その内容につきましては、これは従来各税法にあつたものと違いはございません。それから、第三款は、「更正又は決定」、これも内容的には従来と変わりございません。ただ、こういった例外的のものは、すべて国税通則法に持ってきたという関係でございまして。それから「更正等の効力」、これは先ほど言ったように、前後の関係の法律効果を明らかにしたというのが、二十九条でございまして。

それから「更正又は決定の所轄庁」、三十条でございます。これも従来はあまりはつきりしなかったわけでございます。これも考え方は、ここに書いてありますように、それは更正をする際における所轄税務署である。所得税法でいえば、その際における住所地でございます。ただし、住所地は所得税法の規定によりまして税務署に申告することになっておりますが、申告がないためにわからなかったという場合には、旧納税地の税務署の署長が更正決定ができる。そのときに重複して更正決定が行なわれたような場合におきましては、あとのものは取り消しますということで、その両者の間の調整をつけてあるわけでございます。

それから、第三節は「賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続でございますして、これは先ほど申し上げましたように、税務署長の賦課決定通知書によって確定するわけでございます。そのときの手続がここにずっと

それから「納税の告知」、これは申告納税分につきましては納税の告知は要しませんが、そうでない賦課課税によるものにつきましては納税告知を要す

「それから『繰上請求』、税額が確定して、まだ納期限が来ておりませんが、

の場合にはそれぞれの執行機関に対して通知いたします。それで、執行機関に対する通知は、第三項で国税徴収法による交付要求と同様に考えます。国

すでに更正決定をやつたとかいふようなこと、あるいは税額が確定してから納税地に異動があつて、まだ依然としてその事実がわからないといふような

が、普通税のところで書いてございます。ここでは一年以内、そういう場合には無条件で延ばすことができる、と書いてあるわけです。二項に参りま

て、二項は、やはり災害を事由とするわけでございますが、ただ、先ほどの一項のほうは、災害前成立、災害後納期が来る、こういう場合でございますが、二項のほうは、そういう税を限つてございません。ただ一時に納付することが非常に困難であるという場合には、それは認めましょう。どういふ事由によるものであるかということが各号に書いてございまして、一号は災害によつた場合、二号は病氣にかかりましたは負傷したことで、一号、二号はあとで見ますように延滞税を免除しております。三号、四号、これは本人が事業を廃止した、休止した、それから納税者が著しい損害を受けた、こういう場合でございます。これは延滞税はあとに見ますように免除することができるといふ規定になってございます。五号は、前各号の一に該当する事実に関する事実があった場合、まあ一号、二号に類する場合と、三号、四号に類する場合と、両方あるわけでございますが、延滞税もそれぞれその双方に該当する場合に働くことになっております。これはこの辺までは、実体的には従来の規定とそれほど違いはございませんが、非常に明確になって書いてある、こういうことでございます。それから三項は、税務署の決定が一年以上おくれたというような場合でございます。して、その場合には一年後からその更正決定があるまでの期間につきまして、その期間につきましては、これは税務署のほうにも若干の罪ありということとで、延滞税計算の期間からは除外するといふことでございまして、現行法でもほぼ同じようなことが設けられております。これは修正申告等をしたた

場合に、納税を猶予した場合には、その

後の滞納処分は押えてしまふ。督促、それから滞納処分、差し押え、公売処分はやらないうことでございます。

それから、納期の猶予期間とその時効の停止の關係は後ほど出て参ります。それから、その場合に差し押え財産があるときには、それは解除することが出来る。必ずしも解除しなければならないことはありませんが、場合によつてできるということが二項に書いてございます。

それから、四十九条は、納税の猶予をへんいたしましたが、どういう場合にそれを取り消すかということが、その次に書いてあるわけでございます。書いてありますのは、繰り上げ請求しなければならぬという事、理由に該当する場合、あるいは猶予額を分納しておつたのがその分納額を納めたといふような事実があるとき、あるいは猶予担保として担保の提供を命令に応じないとしておつたのがその命令に應じないとき、その他四号は、非常に状況がよくなつていつでも納められる状況になつたといふようなときにも取り消すことができる。取り消しではございませう、取り消すことができるということになつております。「取り消し、又は猶予期間を短縮することが出来る。」といふことになつておるわけでございます。

それから、担保の規定、第二節でございしますが、これは現行法とはほとんど同じでございます。担保の種類、それから変更、その処分、それから国税庁長官等が徴した担保の処分、これは五十三条でございますが、これは非常な例外的の場合でございまして、原則としては、税務署長が、担保処分をする

ときはやるのだ。ただし、国税局長が、たとえば徴収官がみずから徴収するような場合にはもちろんみずからやつてよろしい。そうでない場合においては、原則として税務署長にその実行処分はやらせるのだ、ということが書いてあるわけでございます。

それから「納付委託」、先付小切手で納めるような場合でございます。これも現行と同じでございます。

第五章「国税の還付及び還付加算金」でございます。今までは大体納めていただくほうの話をしておつた。それから納めていただく場合にどういう猶予があるか、その場合の効果はどうかというところが書いてあるわけでございますが、今度は逆に、国税が過大になりまして返す場合、その場合の還付加算金のつけ方の問題あるいは充当の問題でございます。内容的にはほとんど現行法と変わりございません。規定の整備でございます。

「還付」充当」、五十六条は、還付一般のことが書いてございます。その場合は、未納税がありましたら充当しなければならぬ。その場合に附帯税と本税があつたら、まず本税のほうに充当する。これは納税者のほうに有利なわけであります。附帯税があつただけだけ発生しないようになりますので、有利にしております。これはもちろん現行法でもそうでございます。充当した場合の手続、本人に知らせなさい。

「還付加算金」、これは国税の納付があつた日の翌日から、過大納付があつた日の翌日から還付のための支払ひ決定の日まで——あと支払ひ決定してからいつまでもおくられているということがありますが、それは向こうの責任

ですから、ありませんが、そこまでは還付加算金を受ける場合の計算期間といたします。カッコして、「他の国税に關する法律に別段の定めがある場合」には、その定める期間に依じ」と、別今言つたのは原則でございまして、別に定めがあればその定めによりまして、というところでございます。たとえば、純損失の繰り戻しということがあるわけでございまして、実際その額がはたしてそうであるかどうかということにつきまして非常に計算も要りますし、問題もありますので、これは各税法の中で還付請求があつてから三月をたった日から起算をいたしますということになつております。それから、二項のほうは、これは還付しようと思ふのだから、返せない場合には国に罪なしということで、還付加算金の計算期間から除外してございまして、還付金が差し押えられてゐるというような場合、それが一号、二号でございまして。三号では、通知は出したが、その一月を経過する日までに還付の請求がない、通知したのにもかかわらず還付請求がないというような場合、それぞれこれは納税者のほうに罪があるので、その期間については国は還付加算金をつけないということが書いてございます。それから、分納されている場合、二以上の納期の場合に、どこから過誤納が生じたと見るか。うしろの納期から計算いたしますということが書いてございます。これは現行法と同じでございします。

それから五十九条は、次のような預かつておるようなものについては還付加算金をつけませんということが書いてございます。

その次は第六章「附帯税」。

延滞税でございます。今度は、先ほど提案理由の説明にもありましたように、現行の利子税、延滞加算税を統合いたしました。延滞税一本といたしまして、従来それぞれ三銭、三銭、合計して六銭になっていたものを、四銭にしたわけでございます。ただ、督促状発付の日から十日までは二銭にいたしますという根本思想でこれが書いてあるわけであります。どうした場合に延滞税を納付しなければならぬか。これは要するに、期限におくれまして、その分について納めて下さいということが書いてあるわけでございまして、こういう構成は従来と変わらません。二項で今のことが書いてございまして、四銭といたします。ただし十日を超過する日までの期間については二銭でございまして、従来から通じて二銭程度下げたおとさうこととでございます。

それから「延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例」でございます。これも先ほど言いましたような、更正決定が一年たつてやられた、そのために前にはその場合には一年間、一年をこえる更正決定までの期間に猶予しますと書いてある。しかし、延滞税は免除いたしません、こう書いてある。しかし、延滞税は免除しないが、期間の計算については、やはり同じようにその一年をこえて更正決定をするに至るまでの期間、この分は延滞税の計算の期間から除外しますというところを、同じような思想ですつと書いてあるわけでございます。

それから、「一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等」、それから六十三条が「納税の猶予の場合の延滞税の免除」でございます。先ほど申しました災害によって申告期限を——納付期限を延長する場合には免除するというところ、これが二項に書いてございまして、それから、第一項のところは、四十六条第一項、すなわち災害によりまして、災害前成立、災害後納期で、それまで確定した税額に關する無条件猶予を認めた分、これは当然延滞税は免除になるわけでございまして、それから、二項の第一号、第二号、これは災害とか盗難によって起こった分あるいは疾病によって起こった分でございます。それから五号は、それに準ずる場合、その場合には免除いたします。第三項は、三号、四号、すなわち休業であるいは事業の損失のような場合、第五号はそれに準ずるもの、これは第三項の一号、二号に該当するような場合に免除することができるということになってございまして、

これらから「利子税」でございますが、これはいわば今度の利子税は、従来の利子税と延滞加算税は延滞税に統合しておるわけですね。ここでもいう利子税は、各税法で従来認められておったもの、徴収の猶予という言葉で表わされておりましたが、実体的に申しますと、たとえば相続税の年賦分納の場合のその延滞の場合、あるいは法人税法で定められておりますように納付期限までに半納めしない、残りの半分はあと三カ月間に適宜分納すればよろしい、その場合猶予したの分についての利子税の問題、それから所得税法で確定申告税額が予定納税額を二割をこえるに至った場合に、その予定納税額まで納めれば、その残りの分については五月末までに納めればよろしい、その分をやばり延滞と呼んでおるわけでございまして、その場合には一緒にやりなさいというところ、これは見ればわかるように、利子税という制度がございまして、これを、これは見ればわかるように、書いてあるわけなんです。それぞれ実体的な規定は向こうに、それぞれの本則に書いてあるわけでございまして、それから、その次は「加算税」、これも従来一種の附帯税といわれておったわけですが、加算税関係を全部こちらに吸収したわけでございまして、今度の間接税につきましてもすべて申告納税制度によっておきますので、間接税すべてこの加算税の適用があり得るわけでございます。

過少申告加算税が六十五条に書いてございまして、それから六十六條に無申告加算税、それから六十七條に従来の源泉徴収加算税、あるいは通行税等の徴収義務者が納めない場合の、何といいますが、軽加算税という言葉で従来呼ばれておりました、それを合わせて「不納付加算税」という言葉で簡略しておるわけでございまして、法律構成は従来と同様でございますが、中身が変更されましたことは、先ほどお話し申しましたように、従来無申告加算税は、そのおくれる期間に応じまして、一月までは一〇％、一月から二月までは一五％、それから三月から三月以上になりまして二五％、それから三月以上になりまして二五％と、一〇から二五までの無申告加算税があったわけでございまして、今度すべて無申告加算税は一律一〇％、それは期限をおくれたということ、それは延滞税を取るといふ理由になるかもし

れないが、おくれたことによつて無申告加算税を過徴するということとはどんなものであるか、こういうことによりまして、その分を落としておるわけでございます。

それから「重加算税」、これは申告納税を取られるものうち直接税について適用のあるものでございまして、従来は隠蔽仮装にかかるとその本税額の五〇％となつておりましたのを、先ほど政務次官から御説明がありましたように、ここで三〇％にしておるわけでございます。二〇％下げておるということでございます。第一項にそのことが書いてございまして、あの法律構成は従前と同様でございます。

加算税の税目、それから先ほど言いました、延滞税の税目は、それと六十九條に書いてございまして、延滞税について前と同じようなことが書いてございまして、

その次は第七章「国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限」、この問題、同時に賦課権と徴収権をここで、はっきり區別しておるわけでございまして、七十條でございまして、これは更正または賦課決定は、その法的申告期限から三年あるいは期限後申告があった場合はその日から二年のいずれかおそい日以後において、することができないうこととでございます。従来でございまして、所得税、法人税、相続税にはこの規定があつたのであります。それが、それ以外の税目につきましては期間制限の規定がなかつたわけでありまして、したがって、それは国税徴収法で五年いけるのか、こういう疑義があつたわけでありまして、その場合にも、そ

れが賦課権がいれば除斥期間としての期間制限であるのか、あるいは消滅時効としての期間の問題であるのか、明らかでなかつたのであります。ここまではその点はすべての税につきまして三年で更正決定等の賦課権は打ち切るということを明らかにいたしまして、同時に、あとでこれは時効ではなくて除斥期間だということを明らかにして、このわけでありまして、ただ、第二項は、これは減額更正の場合でございまして、納税者に有利になる場合は五年間できまうということが書いてあるわけでございます。

それから、ただ四項はその例外でございまして、現行法と同様でございまして、原則として三年あるいは提出があつたから二年のいずれかおそい日までとありますが、もしそれが無申告であつた場合、申告すべくして申告しない場合等につきましては、そういうものにつきましてはこれは五年、それからなお二項で、脱税をはかつた場合は期間制限五年であるということが四号に書いてございまして、四号でいいますと、無申告の場合、脱税をはかつた場合、それから本人に有利となる減額更正の場合、こういう場合は五年でございまして、それ以外は全部三年に抑えましたというところでございまして、

それから七十一條、これは更正決定の期間制限の特例でございまして、たとえば今裁判があつたとか、あるいは訴訟があつてその判決があつたために、異動するといふような場合、その場合にいきなり三年で切つてしまふということ、これは納税者に有利、不利は別にいたしまして、有利な場合も不利な場合もございまして、それが、それがどう

も理屈に合わないということでございます。二号の場合は、もとの取引自体は無効になったとかあるいは取り消された、それに伴って税額に異動の起きる場合でございます。こういう場合に、一律に三年とか五年とかいうことになりまして、非常に事柄の性質上不公平になりますので、そういう場合はそれぞれ六月、三年としておるわけでありまして、一号の場合は、六月にしておりますのは、これは税務署が大体わかつている事柄でありますので、六月に切つてある。三年の場合は、なかなかわからない場合があるもので、三年ということになっているというところでございます。

それから消滅時効。徴収権のほうは、従来どおりこれはすべて時効といふたし、それが書いてございまして、時効の中断及び停止事由が七十三条に書かれてあるわけでありまして、それで、その場合の停止の効果、中断の効果等がずっと書いてございまして、この点は従前の国税徴収法と実体的に何ら変わってございせん。

それから「還付金等の消滅時効」、還付請求権が出て、それがいつまでどうなるかというところは、これも五年間でございます。これも現行の国税徴収法の百七十六条と全く同様でございます。いずれも絶対的消滅時効である、この点も変わりありません。

それから第八章「不服審査及び訴訟」。

七十五条で行政不服審査法との関係が書いてございまして、「国税に関する法律に基づき処分に対する不服申立てについては、この節及び他の国税に関する

法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法の特則とすることにしよう」と書いてございまして、行政不服審査法では、従来はいわゆる訴訟法で規定されておりました、列記主義で書いてあったのでございまして、租税についていいますと、租税の賦課徴収に関する件、それだけが訴訟ができません。ただ、特別法で定めがあればそれによりまして、ということ、国税のほうでは、所得、法人、相続につきましても、それそれ再調査の審査の請求というところでございまして、それ以外の賦課徴収につきましては、国税徴収法で一括して規定してあったわけでございます。今度は行政不服審査法自体が、この処分の中に事実行為を含むというようにしてございまして、ですから、この処分に関するものは、したがって行政不服審査法を受けまして、ここに「処分」と書いてございまして、これは従来の法律行為たる処分のほかに、事実行為を含みますというところで読んで参ります。のみならず、従来は賦課徴収に関する問題だけでございまして、たとえは所得税法ですと、何々の決定に対して異議あるものと、個別列記主義で書いてあったわけでございますが、ここでは「国税に関する法律に基づき処分」というふうにして、一般的に概括的に書いて、何でもできますというようにいたしました。

なお、行政不服審査法のほうでは、行政官庁が不作為で、ある行為が期待されておる場合にやらないときには、審査法のほうで異議の申し立て、あるいは審査請求ができることになっております。これを排除しておるものではないです。これを排除してある場合はそれによりまして、それ以外にも不服がありまして、それ以外にもし不服がある場合は、向こうでやれるというところは同様でございます。また、処分をする場合に、異議がある場合には教示をしなければならぬ、その教示手続があるというところを教えてやらなければならぬというところを、行政不服審査法で規定されておりましたが、それも当然これは受けておるわけでございます。ただこの法律で書いてあるものだけがそれによるというところになっておるのでございまして、

それで、最初は「異議申立て」、これは処分庁に対してなす異議でございまして、法律構成は従来と変わりございません。「納税地異動の場合における異議申立て」、これも先ほどの申告書を出すときと同じこととございまして、その異議を申し立てをするときにおける税目についての所轄税務署に出すのを、もし間違つたところに出すならば移選いたします、このことは本人に通知いたします、ということが書いてあるわけでございます。

それから、その後異動があった場合の特例等につきましては、前に申しましたことと同様でございます。その場合には職権あるいは申し立てによつてその異動地のほうに、新住所のほうに移すこともできるということとございまして、この辺は従来はつきりしていません。この辺は納税者の便宜に限りなかつた。これも納税者の便宜に限りまして、申告の段階、更正決定の段階、再調査の段階、審査の段階、納税地に異動がありました場合に新住所地のほうに移すことができることを書いておるわけでございます。

それから「審査請求」でございます。第一項の場合には、これはもう従来同様でございますが、調査官が調査に基づいてやつたものは国税局長に、それから税務機関以外の行政機関の職員がなした処分、これもすぐ国税局のほうに審査請求することがございます。たとえば登録税のような話でございまして、それから、税務署長がした処分であつても、その本人の選択によつて異議の申し立てをせずして直ちに審査請求にいく場合はどんな場合かということが二項に書いてあります。それは教示しなかつた場合、あるいは青色申告書の場場合には直ちにいくべき、それはいずれも選択してけっこうでございます。それから、通常の場合が三項に書いてございまして、異議の申し立てに対する決定に対して不服のある場合にはこれでおいて下さいと書いてあるのでございまして、それから八十条の場合が、みなす審査でございまして、異議の申し立てをしてから三月もたつても、ぐずぐずしておるといふのであれば、本人が別にその異議の申し立てをしなければ自動的に国税局のほうに移つてしまふ。それから、どうも事案が非常にむずかしい、税務署では扱いかねるというときに、本人の同意があれば、二号でこれも国税局のほうへいける。これも従来と全く同様でございます。それから、管轄の特例、これは大体同じでございますので、省略させていただきます。

それから「雑則」でございます。併合審理等でございますが、これは従来は、たとえば増額更正が行なわれたような場合に、それぞれの段階ごとに審査請求にもつてこなくちゃ——再調査を経て審査請求にもつてこなくちゃならないというふうになっておつて、非常に不便でございます。ここでは、すでにその同じ事件について一部が審査にかかつておるならば、いきなり再調査を飛び越してこつちにもつてくることができるということにしまして、審理の併合をやりました、これもお互いに非常に便利なことだらうというところでございまして、

それから「協議団による審理」、これは八十三条でございまして、従来は協議団の議決を経なければならぬとありまして、このだけが変わつておるわけでございます。書いてありますように、その協議団の議決を尊重してという趣旨をできるだけ法文の上で表わしたつもりでございます。

それから「不服申立てと国税の徴収との関係」、これが先ほど提案理由で説明いたしておりましたように、従来は不服申し立てがありましても、その事後の徴収のほうの手続の続行を妨げなかつたわけでございます。今度はそれでなく、その場合には原則として公売処分は一切できない、できるのは差し押さへまで、債権の保全までしかいけなかつた。公売処分は許さぬということにしてございまして、ただ、例外がちょっとございまして、その場合にもそのものが非常に腐るものであるとか、ほらつておくと価値の減価を来たすものという場合は例外でございまして、公売処分は許さぬ。その場合も、差し押さへは、本人から担保の提供があれば差し押さへをいたしません。それから、徴収猶予はしません。二項で、従来は職権で徴収猶予をしないことができて書いてあった

のが、今度は本人の申し立てを認め
ます、それが二項に書いてあるわけ
であります。この辺が今のところだ
いふ変わつてきておるわけであり
ます。それ以外は大体現行法と同じ
でございます。

それから第二節「行政事件訴訟法
との関係」、行政事件訴訟特例法との
関係でございます。これは行政事件訴訟
法では、取り消しを求める訴えにつ
きましては、原則として他の法令に別段
の定めのあるもの以外に訴願前置を必
要としないうこととなっておりますが、税に
つきましては、大量に問題が発生しま
して、かつ専門的でありまして、従
来どおりその特例としてここに訴願を
必要とするということにしてあるわけ
でございます。もちろん、その行政事
件特例法との連絡も十分とりまして
やつておるわけでございます。この点
は従来と変わりございません。

それから第九章「雑則」。「納税管理
人」でございます。これも大体は現行ど
おりでございます。

それから「国税の課税標準の端数計
算等」、これは若干納税者に有利のよ
うにいたしました。九十条でございます
が、一項、二項、変わりがありません。
三項の二行目のところの「又はその税額
の全額が」、現行は千円未満である
ときはとありましたのを、二千円に上
げたというところがございます。

それから九十一條、これは税額の端
数計算でございますが、これはこの一
行目の「又はその全額が」、従来は十円
未満であるときはその全額を切り捨て
る、これを百円に上げたというよう
な点であります。

それから、還付金のはりの端数計
算、これは動かしておりません。

忘れましたが、九十一條四項の附帯
税のところの、「その全額」は、現行で
は三百円未満のものは切り捨てるとあ
りますのを、これを五百円未満にし
て、やはりこれも若干有利にしており
ます。

還付加算金のはり、これは納税者
の問題でございますので、もうほう
でございますから、何もそんな引き上
げというよりなことはいたしておりま
せん。

それからあとは、国税徴収法にある
規定をすつとこちらに移したわけ
でございます。九十三條、九十四條、九十
五條ということでございます。

以上大体本法についての御説明が終
わつたわけでございますが、最後に、
附則のところ、延滞加算税に関する
経過規定がございます。六条と七条を
一括して御説明申し上げます。原則
的な考え方は、その計算期間、四月一
日を境にいたしまして、前の期間にか
かる分については、これは旧法によ
ります。それから、それ以降の分につ
いては新法によります。したがって、延
滞税になります。こういうことにな
つて、四條というところになります。
それまでは旧法でございますから、そ
れぞれ三條、三條の利子税あるいは延
滞加算税がついておるわけございま
す。ただ問題は、その場合に、従来は
延滞加算税については、そのもととな
る税額の五割で頭打ちという制限が
あつたわけでありました。それを附則
で、どういふふうにして置くかとい
うことだけがここに書いてあるわけ
でございます。考え方としては三條で
納めてき

たが、これを今後は、延滞加算税は
四條になります。便宜従来と同じよ
うに二條、二條と分けて、そのうち
の四條のうち二條部分がいわば従来
の延滞加算税に相当する部分として、そ
れで本税に対して五割という額がま
ります。その額から過去三條で納めた分
を引きまして、それで残りの部分
が、延滞税のうち二條部分について
の最高限度になります。こういう経過
規定を設けております。あとはすべて
四月一日で切りかわるということ
でございます。その延滞税のところだけ
が、六條、七條で頭打ちの制限の關係
の橋渡しだけが書いてあるということ
でございます。

非常にかけ足でありましたが、以上
で補足説明を終わらせていただきます
。

○委員長(棚橋小虎君) ただいま説明
のありました法律案に対する質疑は、
後日に譲ることにいたします。
ちよつと速記をとめて。

○速記中止

したが、これを今後は、延滞加算税は
四條になります。便宜従来と同じよ
うに二條、二條と分けて、そのうち
の四條のうち二條部分がいわば従来
の延滞加算税に相当する部分として、そ
れで本税に対して五割という額がま
ります。その額から過去三條で納めた分
を引きまして、それで残りの部分
が、延滞税のうち二條部分について
の最高限度になります。こういう経過
規定を設けております。あとはすべて
四月一日で切りかわるということ
でございます。その延滞税のところだけ
が、六條、七條で頭打ちの制限の關係
の橋渡しだけが書いてあるということ
でございます。

非常にかけ足でありましたが、以上
で補足説明を終わらせていただきます
。

○委員長(棚橋小虎君) ただいま説明
のありました法律案に対する質疑は、
後日に譲ることにいたします。
ちよつと速記をとめて。

○速記中止

○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけ
て。
それでは、午後一時まで暫時休憩
いたします。

午前十一時五十分休憩
午後一時四十分開会

○理事(佐野廣君) ただいまから委員
会を再開いたします。
入場税法の一部を改正する法律案を
議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。
○成瀬權治君 大体项目的に簡単に
尋ねておきたいと思ひます。

その第一は、日本で現に、文化の興
隆と申しますか、振興ということにつ
いて、助成をしておるものがあるだ
ろうと思ふのです。これは入場税に關連
してですね。ですから、入場税を取
つておるものについて、逆にいえ
ば助成金を出しておるものがある
のかについて、まず承りたい。

○政府委員(松井直行君) 答え申し
上げます。入場税を取つておるもの
について何か政府のほうで助成策を講
じておるものがあるかどうかというお
話でございますが、税本来の立場から
いろいろ厳格な、そういう今御質問に
なりましたお答えにさういふ例は
ありません。ここでも確答申し上げ
る資料を持ち合わせておりません
が、文化財保護關係につきまして政府
から種々な助成があるというの、そ
のつじやないか、こう存じておりま
す。で、こういうものにつきまして
は、入場税は課税してありません。

○成瀬權治君 そうすると、政府とし
て、まあ非常に文化の興隆に資する
というふうなものについて補助金を出
すというものが主であつて、それか
らゆめゆめ入場税を取るような間違
つたことはやらないのだと、これが政
府の方針で、現にさうなつておるの
だと、さういふふうにご了解してい
いわけですね。

○政府委員(松井直行君) 入場税を取
ること、それから政府の助成の問題
につきまして、おおむね今お話し
したような趣旨の關係はあると思ひ
ますが、入場税法の規定に従ひま
す。この入場税の本来的性格から見
て課税すべきでないと思はれるもの
について非課税にしておるという
わけでございます。

まして、さういふものに全部政府が助
成しておるかどうかということにつ
いては、まづつ結びつきはないと、こ
ういふふうには思ひます。

○成瀬權治君 これは私も政治的な問
題であつて、政府は、片一方ではこ
の問題は文化の振興であり、日本古
来のもので大事なお題目だ、保存を
しなくちゃならぬのだ、さういふ建
前に立つて助成をしておる。大蔵省
は税金取るほうの役所だから、何
でも取つたらいい、さういふこと
では終始一貫せぬことになるから、
そこで、さういふものについて税は
取らないというのが原則じゃない
ですか。それが政治の面においては
あたりまえのことだと思ひますが、
さういふことと、さういふことを
聞いておるのです。

○政府委員(松井直行君) 答え申し
上げます。入場税は、さういふ場所
へ入場する人間の拒絶力にのみか
まつて、入場税以外のいろいろな間
接税との衡衡上適當と思はれる範
圍内のもので課税する、さういふ
立場をとつておるのであります。今
おつたことは、一方の政府のど
んな文化財を保護するかどうかとい
うことと直接の結びつきは、さう
いふふうには考えません。

○成瀬權治君 そうすると、國家の保
護政策というものは、私はこれが優
先すると思ふのです。保護するとい
うことは、片一方は補助金を出す
というやり方もあると思ふのです。
片一方では、租税特別措置法で免
税をしてやつておるというさうい
うアイデア、カテゴリーで私は今
まで税法というものは出されてお
ると思ふ。なぜ、入場税とは全然
無關係というふうなそんな説明の
仕方はないと思ふのです。

ますが、これはさきのフランスもそう
でございますが、国税じゃなしに地方
税で入場税を取っております。西ドイ
ツも地方税でございますが、税率は一
五%から三〇%の累進になっておりま
す。基礎控除はございません。免税点
はわかりかねます。それから、映画産
業に対する助成策ですが、これはない
ようでございます。それから、最後に
イタリアでございますが、映画の税率
は二〇%から五〇%の累進でございま
す。基礎控除はございません。免税点
はわかりかねます。映画助成策とい
しましては、一九四九年以降、興行収
入の一六%というものを政府を通じて
映画企業者と申しますか、映画の製作
者に返す、こういう措置がございま
す。それから、奨励金といいたしまし
て、長編作品といいますが、長編の作
品を五本作った場合には五本につき二
千五百万リラの奨励金を出す、こう
なっております。イギリス、フラン
ス各園でいろいろ助成策をとっており
まして、入場税の課税は課税で別途
に必ずやる、一方助成策は助成策で講
じておる、こういう姿が諸外国におき
ましては、こういふ姿が現われておるの
じゃないかというところを最後につけ加
えてさせていただきます。

〔理事佐野廣君退席、委員長着席〕

○成瀬藩治君 なるほど、大蔵省の管
轄外でいろいろこまかい点については
あまりやっております。しかし、同じ
入場税を決定される場合でも、ただと
らえて払えというやうなやり方では
なくて、やはり諸外国等も映画産業に
対してはどういうふうな保護育成をし
ているか、あるいは歌劇、オペラ、あ
るいは音楽に対する、あるいは演劇に
対してはどういうような補助をしてい
るだろうかというやうな点について
も、私はやはり体系的にお調べ願って
判断されて、そして入場税なども決
定されるほうが、よりよい私は政治で
あらうし、また大蔵省はそうする義務
があるのではないかと、責任があるの
ではないかと思ひます。これは今後
お調べ願って、資料等を出していただ
きたい。日本の入場税がいかに悪税で
あるかということがわかりますから、
ぜひ調べていただくとともに、資料を
お出し願ひたい。

次に、進めていきたい点は、先ほど
担税力についてのお話でございますし
た。そこで、これは総理府統計局の資
料で、三十四年の主要間接税の所得階
層別負担といふ資料がございまして。税
制調査会で答申した中の第五十二表で
す。なにかの資料がございましてか
ら、その資料に基づいて若干お伺いし
たいと思ひます。

税制調査会の答申の中の五十二表の
物品税の項目の、そこで所得階層で一
万円、二万円のところから十万円まで
に分けてございまして。そして負担と負
担割合と、こう区別されております。
入場税がいかに悪税であるかという点
が、負担、担税能力が中心だと思ひ
しやるなら、当然所得が多くなれば多
くなるほうがその割合が、パーセント
といふものが上がつてこなければなら
ない、あなたの答弁を承る。それが
負担割合で見下され。入場税は一
万円の人は負担が〇・五四、二万円の
人が〇・二八、三万円の人が〇・二
〇、ずつといつて十万円の所得のある
人は〇・〇八と、こうなっておりますの
です。どれだけ考えてきめておいでに
なるか。十分検討してやつたとおつ
しやるが、検討をされたことがこの数
字のどこにも出ていないじゃないです
か。でたまためのお答えをしたと思
えないけれども、どうですか。

○政府委員(松井直行君) お答え申し
上げます。担税力と申しましたのは、

直接税と間接税におきまして考え方が
違うわけでありまして、今おっしゃる
ところは、直接的な累進課税とい
ますかという趣旨に沿っていないじや
ないかという御趣旨かと思ひますが、
これも御承知のとおり物税でございま
して、一品当たり同じ値段のものを消
費する場合には、だれも同じ額の税を
負担する。しかし、高い物品を買ふと
きは、それに応じた税率の高い税を
負担する、そういう点に現われておる
わけでありまして、この表はおそらく
一回々々の負担じゃなしに、これは一
年間にどれぐらいこういう税金のかか
るものを消費するかというところの集計
についての歩合でありまして、はたし
て高階級層が映画を見る回数が多いの
か、低階級層が映画を見る回数が多
いのかという問題にも関係してくるの
でございまして、これは下のほうの利
用の程度が非常に大きいということ
を意味してゐるんじゃないか、こう思
ひます。

○成瀬藩治君 あなたの答弁は間接税
で、私は入場税のお話を聞いたつたの
です。入場税はどうですか、こう言つ
たら、あなたは何か言つたかという
と、担税力に依つてこれをやういふんだ
と、こうおっしゃる。それなら、担税
力はこういふ負担割合になつておる
と。あなたの議論でいうなら、低所得

者は逆な負担率の割合になつてこなけ
りやならぬでしょう。それが逆なふう
になつてゐるのは、回数が多いとい
うこともありません。あるいはさう
じゃなくて一回数が多いというより
言い方はないかもしれませんが、考
えてみると。そうすると、低所得者が何
べんも行くといふことは、結局税金を
余分に負担しておるということなんで
す。そういうものからは税金を取らぬ
ようにしていくというのが原則ではな
いのですか、あなたの説明を聞いてお
るのです。だから、それは直接税でや
らうやうな形じゃなく
て、担税力を中心だと私は思ふ。それ
なら、こういうものはもとより少なくし
ていくというのが原則でなくやなら
ぬ。だから、原則論を私は了承しま
す。ところが、原則論に合つていない
といふことを言つておる。

○政府委員(松井直行君) 一年間ある
うちの一定期間内の消費金額及びその
中に含まれる税額をもつて非常に負担
率が大きいか小さいか、こういう立
論をしておられるものと思ひますが、
御存じのやうに、間接税といふものは、
一回の入場あるいは一個の物品を
買うといふものについて権衡のあるパ
ランスのある課税をやらうというこ
とをねらいにしてやっておるわけであ
りまして、そういう課税物品をたくさん
買うとか、あるいはそういう入場税の
かかるところを何回も多く利用する
といふ場合には、そこでそれだけ負担が
多くなるのは、これは物税といひま
す。消費税の性格上、やむを得ない
ところじゃないか、こう思ひます。

○成瀬藩治君 ついでに、酒税とか、
そこにたばこ、あるいは砂糖、物品、
電気ガス税、入場税と、こうあげてま
すですね。そのうちで、僕らは、入場
税は実は全部撤廃してもらいたいの
です。元来、撤廃すべきなんだ。一番
よく現われている数字を見たら、いかに
大衆課税であるかということが、低所
得者が税金の負担をさせているかと
いうことが一番よくわかるやうに出た
ものだと思ひます。だから、私
は、担税力をいうなら、物品税は、な
るほど逆にいへば、高いものは、所
得の多いほど物をよけい買ふというこ
とだから、上げてしかるべきだと思
ひます。映画は回数だといふことは、
物をよけい買ふからといふことになる
のです。そうすれば、やはり大きい
のが入場税でも多くなつていくとい
うのが原則なんです。それなら、私た
ちも納得できるわけ。ところが、そ
ういふふうにならないで、一万円等の
低所得者がべらぼうに大きな負担を
するといふところに、大衆課税はやっ
ぱり悪税なんだから、なくするかも
つと減税の幅を多くして、特定の
ものだけに減税を残すとか、税金の課
税を残すとかいふやうなものを検討
されていかないと、言つてゐること
を行なつてゐることと全然違ふと思
ひます。低所得者からは、担税力に
応じて税はなるべく減免していただく、取
らないやうにしていくんだ、この趣旨
は当然なことであり、またさういふ
やうにやういふかなやうな数字に、数
字を見ると全然別な数字が出ておる
から、私はそこで議論をしたいわけ
です。撤廃するのがほんとうじゃない
ですか。

○政府委員(松井直行君) この数字か
らだけでさういふ立論をされるやうで

ありますが、これは私が答へ申し上げましたとおり、物税としての消費税一般から来る問題であらうと思ひます。で、御指摘のとおり、間接税でありまして、物品税だけは所得階層と申しますか、この所得階層別に力に応じた負担というものが現れておりますが、あとはおおむね逆進的な姿になっております。これは今おっしゃったとおり、もう撤廃する以外にはなかなか逆進税をなくするということは私困難であらうと思ひますが、撤廃すべきかどうかという問題は、その他の間接税一般との振り合いを見て考えました、特に間接税のうち入場税は減税の幅の最も大なるものでありまして、直接税に比べまして、特に間接税、間接税の中でも特に入場税というものは力を入れて減税をやつたつもりであります。

○成瀬幡治君 こんな、次官でなくて次長さんになるわけですか、松井さん、あなたのポストがよくわからぬのですよ、調査官とおっしゃるが、あまり政治的めいた論争をしてはいけないかもしれません、少なくとも間接税がどんなに悪いものであるかということは、大抵悪いものなんですよ。間接税は直接税に比較して、担税力に相反していく憂いが非常に多いものなんです。そのうちで特に入場税というものは、こんなふうになつておるんですから、それじゃ、こんなふうにお聞きしましょうか。今度減税したとおっしゃるが、今度減税したら、これは三十四年度になつておりますから、今度改正した場合にどんなふうになるのか。私は、統計もとつており試算もしておるだらうと思ひますし、その試算

の数字が出てからひとつ議論をしましょう。うんと減税したというのが、この負担率が相当出ることの期待して、これは三十四年度ですから、試算していただいて、おっしゃる通りに減税をしたんだからまあ低所得者の負担率のパーセンテージが落ちたんだ、こういう数字が出ることを期待をしながら、その新しい数字が出て参るときにもう一ぺん議論することになります。これ以上議論してもむだのような気がいたしますから、そういうふうになさしていただきます。これは出せますか、その資料は。

○政府委員(松井直行君) 家計調査に基づきます厳密な調査というものは、これは相当時間を要するかと思ひますが、一応今おっしゃいました低所得層についての間接税の減税の幅が少くないのじゃないかという一般的な御意見に對しましては、ある程度の資料を駆使いたしました。試算したものがございまして、特に入場税だけを取り上げておられます。所得税の減税は各階層別にどうなつてゐるか、また間接税の中でも直接税に響きます酒、物品税、入場税あわせて……。

○成瀬幡治君 別になつてゐるんですか。

○政府委員(松井直行君) いや、これはあわせて試算したものが今ここにございまして。

○成瀬幡治君 僕は、別々に試算したものでございまして。それで議論しましょう。それでない議論にならぬですよ。

○政府委員(松井直行君) それは入場税のみならず酒税についても、この表をこらんにすると、同じような議論が出てくると思ひます。

○成瀬幡治君 それだから、酒は大衆課税だということが言えるんですよ。

○政府委員(松井直行君) だから、一応各試算いたしました。減税の割合がどうなつてゐるか、試算したものがございまして。それを簡単に御説明します。

○成瀬幡治君 僕は、一緒にしたものは資料としてここに配つても意味がないんですよ。酒はこうだ、物品税はこうだ、入場税はこうだ、こういうふうな区切つてひとつ試算表を出して下さい。そうでなければ、そんな突つ込みにして間接税はこうなりましてと言つただけでは、それは議論にならぬですから……。

○政府委員(松井直行君) 今、大数観察といふことが、手元にある資料で試算したものでございまして、厳密に一つ一つ取り上げてみていいものができるかどうか、われわれ非常に疑問に思つてゐるわけでございまして、このもとによりまして、取りました資料のいかんにかつて、はたして使えるものかどうかという判断もあるかと思ひますので、よく検討させていただきます。

○成瀬幡治君 私は、政府がこういうものの減税をされるときに、大づかみに、これはこうだ、こうだといふのじゃなくて、少なくとも担税能力においてどうなつていくのだと、所得階層別にどういふ影響を及ぼしてゐるかといふようなことを当然算定されて、そしておきめになるのが順序なんです。だから、試算はできておるのがあるたりますかと思ひます。しかし、それは言うけれども、なかなかだらうか

ら、若干手間をとるから、あとで資料としてお出し下さい。私は当然でござい、こう要求するのがほんとうだと思ひます。それでなければおかしなですよ。いろいろなことをおきめになるときに、減税をおやりになるときに、だから、そんなものではござい、ないんだとか、そんな無責任なお答えはないと思ひます。

○政府委員(松井直行君) 資料の点は、今申し上げたとおりでございまして、入場税の減税の幅が相当思い切つて減税をした案をここに提出いたしました。御審議を願つておると申し上げたのですが、まだまだ高いのじゃないかというお話でございまして、一九五八年の世界各国の映画の平均税率がどうなつておるか……。

○成瀬幡治君 そんなことは、私は聞いていないですよ。そうでなくて、私の要求する資料を出して下さい。答弁をすりかへなさんな。

○政府委員(松井直行君) 資料は、今お答え申し上げましたとおり……。

○成瀬幡治君 あなたの答弁を聞いてみると、出さぬような答弁ですよ。私は、資料といふものは当然、入場税はこれだけ減税すると、そうすると、国民の生活にどれだけの影響してくるのだといふことを当然試算されて、減税をおやりになると。酒税はかくかくだから、こころ辺にとどめたと、物品税はこうだったのだと、こう試算をおやりになるのがあたりまえだと、こう言つておるんですよ。だから、当然その資料はあるだらうと。そんなことをやらずにわしづかみにやつたんだと、あるいはそういう野放しの政治をやつてお

るのだと、無責任なものと、こうおっしゃるのならけつこうですよ。そうでなくて、私は、少なくとも担税力において、こうだといふような点を念を詰めて、そして理論的に作業を進めなつておるのだから、それなら、私のほうもそういう資料を下さいと、こう言つておる。

○政府委員(松井直行君) 私が今御披露申し上げようと思ひました推計は、今いかにせんものだとかなんとかというお話ですが、そういうものじゃないと思ひます。実は三十五年に作りました総理府統計局の勤労者家計調査というものがございまして、これによりまして、家計消費のうちの課税物品別といふことが、それから所得階層別の負担額等を調査いたしました。これを基礎として現行法のままでいけば負担額がどうなるか、それから改正によつてどうなるかといふものを試算したわけでございますが、今御注文の資料を提出しようと思ひますときには、やはり新しい勤労者家計調査等に基づいてやる必要があると思ひます。これは趣向が変わつて参りますし、利用場所も私変わつて参りますと思ひます。総理府等におきましてある程度確実な推算ができるだけの資料がございまして、ならば、なるべく早く推算してみたいと思ひます。

○成瀬幡治君 その資料を出すときに、大蔵省は入場税をこれだけ減税したのだから所得階層別にこれだけの影響が出てくるという試算はしておいでになりますか、しておいでになりますか。

○政府委員(松井直行君) ただいまお答え申し上げましたとおり、昭和三十

五年度の総理府統計局が作りましした勤
勞者家計調査というものに基づきまし
て、所得階層別の負担額、それをその
まま現行法でいけば幾ら負担になる
か、改正によって幾ら減税の割合にな
るかというのを試算いたしておりま
す。

○成瀬幡治君 その資料もあわせてひ
とつお出しを願いたいと思います。

それから、次にお伺いしたい点は、
参議院等で修正したことは、これは平
林先生が当時の理事であり、経過をよ
くお聞きになったので、そちらのほう
でひとつやっていたとしまして、

私はこういう点を聞きたいのですが、
芸術家ですね、画家が絵をかくて、見
せて、そうしてその画家がその洋画を
売りますね。これ、税がかかります

か。私が洋画家としますね。私が絵を
かきまして、展覧会で人に見せます。
これは無税ですね。そうすると、今度

はそれを売りますね。そうすると、そ
れに対して課税はされるかどうか、そ
の物品を売買するときに。

○政府委員(松井直行君) 現行法では
絵につくまして物品税がかかります。

改正法ではかかりません。それから、
絵を売った代金につくましては、必要
経費を差し引いて所得税がかかります。

○成瀬幡治君 私は現行法を基礎にし
て議論しますが、現行法でいうと、画
家なら画家が絵をかくて、人に見せ

る、無税で。そうしてそのものを売る
ときには、その税金がかかります。

それは年間の所得税というものは別で
すから、そうなる。そこで、今度は音
楽家が人に見せたり、声を売るとい

うのですか、そうしたら、税金を取らな
ければならぬという議論はどこから出
てくるのですか。どうしてそういうと
うに差が出てくるのですか。あるいは

オペラをやる人、バレエならバレエを
やる人が、一つの芸術ですね、その
バレエをやる人が、これは売るわけに
いかぬですから、人に見せることが売
買です、商品の。それには入場税なら
入場税という税金を取ってやる。片方
は絵を売っても税金をかける。なぜ
そういう差をつけたかという理由が聞
きたい。

○政府委員(松井直行君) 画家が自分
の制作物を販売する目的を持って展
示会をやった、これには今度税金はか
からないが、同じように舞踊家が自分
の芸術を、商品という言葉は悪いかも
しれませんが、商品として売るとい

うときに税金がかかるのはどうもおかし
いじゃないか、こういう議論でござい
ますが、私個人といたしまして、絵の
展覧会の入場料金は一体幾らになっ

ておるかよく存じませんが……。

○成瀬幡治君 失礼、改正案で議論し
ている。

○政府委員(松井直行君) また誤解を
生むかと思いますが、担税力といいま
すか、その入場料金の高さにまず相違
がある。展覧会の場合におきまして

は、今持っております資料で、百円以
下というものがほとんどです。全体の
九六・七%というものが百円以下で

ございます。音楽の場合には、百円以下
というものは全体の一〇%未満とい
うわけでありまして、むしろ音楽の場

合は、相当経費もかかるせいもありま
すので、入場料金というものは相当高
くなっておると思いますが、高いもの

は相当担税力のある人が高い料金を
払って見に行っている。高い料金を払
う際に、高い料金を払うということに
ついて、そこに目をつけて税金を取

ろうというところに、この入場税の本質
があるわけでありまして、料金の多寡
からいって、そこに差があると思いま
す。

○成瀬幡治君 横山大観さんは生存し
ておいでにならぬようですが、横山大
観さんの絵は一点百万円します。横山
大観が絵を売るときに、展覧会をや

った、それは無税だ。売った絵は、百万
円で売っても無税だ。かりにオペラで
百五十円の入場料を取った、それに税

金がかかった。一体どういふことなん
ですか。それで、なぜ片方には入場税
として取らなければならない理由があ

るか。何かわれわれは納得させたい。
○政府委員(松井直行君) やはり入場
の際に非常に高い料金を払うような催

しものかどうか、入場料の多寡によっ
てそういうものを見たか聞いたりして
エンジンという消費者自身に課税すべ

きかどうかというのを判断する。入
場料の多寡というものは非常に大きな
ポイントになってくるというところは、

これはどうして争えない事実であろ
うと思ひます。

○須藤五郎君 関連して。それでは、
今あなた展覧会に入場料が高くない
から課税しない、音楽会に入場料が高

いから課税するのだと。それでは、展
覧会でも入場料が高くなったら課税す
るのですか、どうですか。そういう規

定は何もないじゃないですか。あなた
の言うことはおかしいじゃないです
か。入場料そのものを課税の対象にす
るなら、料金の高い低いで課税非課税
の対象にするのはおかしいですよ。理
屈は成り立たないじゃないですか。

○政府委員(松井直行君) 今、展覧会
の例の一つとして横山大観というもの
をお出しになりましたが、展覧会には

いろいろな種類の展覧会もございま
して、ほとんど入場料というものは、先
ほど申し上げましたように、百円以下

が大体九〇%を占める、こういう一
般的な水準になっておりますので、特
殊なものをつかまえて、これはどうか

とおっしゃっても、そこはなかなか客
えにくい面もあると思います。今、横
山大観というお話が……。

○平林剛君 関連して。もう一つ、僕
は、今の質疑応答で、認識の問題だけ
れども、あなたの認識の問題で、たと

えば音楽会、バレエ、それから能、文
楽、こういうものの入場料金は高い。
他の興行に比較して高い。それにもか

かわらず、バレエを見に来たり、音楽
を聞きに来たりする。だから、そうい
うものは税金を取ってもしょうがない

んだ、こういうお話ですね。そうし
て、高い料金にかかわらず見に来てい
るのだから、担税能力があるんだ、こ

れは大蔵省理論ですよ。しかし、今そ
ういふ会場に入場する人たちの階層を
あなたはごらんになったことがありま

すか。どういふ人たちがそういうパ
レーとか音楽などを聞きに行ってお
るか、国民の層の中でどういふ階層が
そこに行かれる率が多いか。たとえば三
井、三井さんのせがれが行くとか、何
も商売をしないでゴルフばかりやつ

ている人がそういうところに見に行くと
か、そういう担税能力のある人が、パ
レーや音楽や、そういう芸術的なもの

を見に行く国民層であるか。それと
も、高いけれども、みんなで小づかい
をため合って行きたいという……、一

般の国民生活の中に入っていくま
す。そういう仲間非常に直面するの
です。サラリーマンの人でも、三百

円、五百円をためておいて、やつとた
まったから行くというふうな人もあ
る。私はそれが大多数というふうに見

ているわけですね。そのお客の層から見
て、あなたは一体どういふ認識を持
っておられるか。認識の問題ですよ。そ

こから、私はそういう現実というも
のをよく承知しているものだから、あ
なたの言うように、高い料金だから、

これは担税能力があるから税金を取
てもいいんだ、こういうふうにしや
くし定木にいかないという現実があると

私は見ている。あなたはそういう認識
を持っておられるか。

○政府委員(松井直行君) 私個人、オ
ペラ、音楽をあまり聞きに参る機会が
ございせんので、目で見たり経験か
ら、しかとお答えはできないかと思

があると思いますが、そうじゃなくて、私が言いたいのは、先ほどから何べんも言っているようなもので、どうやってもバランスがそりゃとれぬですよ。展覧会に来る人、買わんがために来る人、絵を買わんがため、四十万も五十万もする、それには無税、しかも買つても、その人がですよ、無税。担税力からいえば、(「担税力からいえば、展覧会のお客さんのほうがたくさんあるですよ、絵を買いに行く。」と呼ぶ者あり)それを無税。そこで、今言つたように、オペラを見に行く、バレエを見に行く人というのは、今言つたように月給二、三万とっている人である。その入場料は幾らだ。絵を買いに行くのは、四十万も五十万もするのに、こつちは買えぬもので、せいぜい百バレーで辛抱していこうと思つて、百

円で行つたら、政府が入場税を取つていた。間違つた政府じゃないだらうが、こう思っているのです。私は、矛盾があるのじゃないか。認めませんか。そうじゃなくて、これは非常に合理的なものでと、こうおっしゃるか、どうなんですか、そこは。

○政府委員(松井直行君) 御質問の趣旨にまつすぐびしゃつと向かい合つた答弁ができないことについて、非常に御不満にお思ひになっていることと私は存じ上げますが、大蔵省的な考え方といひますか、われわれの側といたしましては、今申し上げた線がやはり課税当局としての基本的なものの考え方でありまして、これは間違ひはないと確信いたしております。

○成瀬瀬治君 それじゃ、あと時間の関係もございますから、私はひとつみなし課税のことで意見を承つておきたいと思ひます。

能の例をとります、あるいはバレーに例をとってもいいのですが、実際売りに出したらさつとお客さんが買いに来ますか、とにかくそういうのと、足を一生懸命で棒にして、まあ半ば強制的に割当てていくようなそういう場合と、二つあると思うのです。これはおわかりいただけますか。入場税を課する場合も、同じ入場する場合でも、店を張っておく場合、プレミアムがついて売っていくという場合、プロ野球の決戦のときなんかプレミアムがついて売っていく。それなのに、片一方でお能の発表会をやろうとした、パレエの発表会をした、だれも来ない、だから割当みたいなようにして強制的に足を棒にして売っていくというそういう入場券もあることは、これはお認めになりますか。

○政府委員(松井直行君) そういう差は確かにございます。

○成瀬幡治君 プレミアムのついた入場料と、足を棒にして半ば、こちらへほんとうにとれるかそれないかわからないと思うのに、無理やりに売りつけたのと、押しつけたのだから、収支やってみたら、札は百枚出したけれども金も五十枚しか来なかったのだというところもあり得るわけだ。そのときにも百枚の入場料を取っていく。血も涙もないやり方だ。そういう場合にどうされるのか。あるいはその足を棒にした代——税金を集めるときでも徴税費というのを見てもお見えになる。この努力に対してはどういうふうに計算されますか。

○政府委員(松井直行君) 入場税は、経営者等が入場する人間から料金を取る

るときに、その料金に応じて入場税を課するというところに着目いたしまして、それを課税標準といたしておるのでありまして、その券が、はたして非常に売れ行きがよくて、やみ値が非常に大きいものか、あるいは売れなくて、だれかに義理的に、会員その他に割り当てているものであるかどうかという、そういう催しもの自体の人氣、不人氣、あるいは経営者自体のもうかるか、もうからぬかということに一切関係なしに、入場の際徴収する料金に応じて取る。課税技術上も、またこの税の、幾分それはおっしゃるとおりの矛盾も気持の上ではあるかと思いますが、税本来の性質から申しまして、やはり課税標準というものは、きまっていた、表見的なものにたよるということ以外に、私はないのだからと思います。

○成瀬幡治君 それじゃ、これで失礼しますが、たとえば会員券で百枚出しますね。それはいわゆる無理に押しつけたようなものです。そうしますと、実際は五十枚の金しか入ってこなかったというところはあり得るのです。そのときの課税は、百枚が対象なのか、金が入ってきた五十枚が対象なのか。

○政府委員(松井直行君) 先ほど申し上げましたとおり、経営者等が売り上げたとして、売れて料金を徴収した分についてのみ入場税を取っていくことになっております。

○成瀬幡治君 それじゃ、これで最後になりますが、実際会員券で無理に押しつけたようなときに、全員徴収ができないうのだから、全員徴収があるということをお認めになるとともに、じゃ、逆に、今度は札を回収しようとしても札もなかなか回収できないのです。た

とえば、佐野さんにお能のやつを無理に十枚売りつけた。委員長に五枚売りつけた、こうやって、そこで金をもらうときに、おれのところは十枚引き受けるのだけれども、実際はおれ一人で行くのだから半分にしてくれとおつしやる。五万四出すところを二万五千円に佐野さんは値切ってしまった。経営者は実際は十枚渡したのですが、しかし収入は、実際をいうと、二万五千円しか入らない。半分しか入らない。実情としてそういうことがあるということをお認めになるかならないか。

○政府委員(松井直行君) 売れ残ることがあるかという御質問かと思いますが、それはその催しものの性質いかんによって、あるいはあるかと思えます。

○成瀬幡治君 私はそういう言葉で……普通の営業でも、プレミアがつく場合もあるし、売れ残る場合もある。野球の場合なんかでも。それと違ふのです。会員制度で、足を棒にして会員のところに渡していく。あなたのところは十枚です。あなたのところは三枚です。こうやっていくのです。そうしてスタンプも押して、全部それは渡してしまふ。ところが、今度は、いざ金を回収してみると、十枚割り当てたところは、いや、もうわしのところは半分でかんべんしてくれよ、十枚もらったのだが、半分でかんべんしてくれよと、こう言われるわけです。それじゃそのときに、半分の札を下ささいということは、事実上なかなか困難だし、言いにくいのです。しかも寄付でこれは成り立っておるようなものですか。ですから、そういう実情を

お認めになるかならないかと、こう言っているのです。

○政府委員(松井直行君) 実情を認めるという意味が少し私にはわかりかねますが、そういう事実があるかどうかというところでしたら、先ほど申し上げたとおりであります。そういうときに適当な措置があるのかという意味に解しますときには、課税当局といたしましては、その券が全然売れなかったものか、あるいは売れ残ったものか、確認の方法がございせん。やはり課税の適正を期するためには、ごめんとでもやっぱり売れ残りのものは経営者のところへ返すということでもって、売れた枚数だけを確認するということがやはり手続の上でぜひ必要じゃないか、こう存じます。

○成瀬幡治君 そうすると、だから、私は逆にいえば、実情がこうこういうわけで、実際回収は不能で、百枚は実は出ておりますけれども、五十枚しか回収はできませんで、売れませんでした、札も実際売れ残りの五十枚を回収することはできなかったのだ、こういつて税務所へ行ったら、あなたのほうはそれを認めますか。取るほうはみなす課税でどんとやっておいて、取られるほうの実情はさっぱりやっつかぬというの、私はおかしいというのを言いたいのです。そういう実情なんですか。

○政府委員(松井直行君) お気の毒と申しますが、やむを得ず売れ残ったというそういう事情につきましては、大いに同情の余地はあるかと思いますが、そのときにいかような課税をするのが適当かどうか、われわれが適確な行政をいたしますときには、やはり確

認に基づいてやるということ以外に、いろいろな情勢に応じてその場その場で適当な判断をするということは、かえって行政の混乱を招くゆえんともなろうかと思ふので、やはりそういう場合でも税務所をして売れただけの金額が確認できるだけの手続はおとりになつてもらうことが私必要であらうと思ひます。

○成瀬幡治君 それじゃ、みなす課税というものは議論があなたのほうはできなくなつてくるのです。逆にいうと、あなたの今の議論をいいますと、そういうふうな確認の上に、そういう根の上に積み上げるといふようなみなす課税の議論というのは、なくなつてしまふというのです。片一方では、実際は会員券であつて、入場券ではございせん。それをあなたのほうは、これは入場券だとみなして課税しておるじゃありませんか。じゃ、みなす課税も理論がなくなつてしまふということとを言っておるのです。じゃ、みなす課税を全部やめなすか。

○説明員(志場喜徳郎君) 補足的に御説明いたしますが、お使いになつていらっしゃる言葉のみならず課税という意味が、法律上、第七條で、「入場料金を徴収したとみなす場合」のこととおっしゃっているのか、あるいは会員券と称して入場券を表示してないものを、それを実は実質的な意味におきまして入場料の対価を取るその券だから、第二條にありますが、に、「入場料」とは、「云々と定義がございしますが、その入場料金を会員券という名称のもとに明示のもとに徴収した、しかも第二條の定義が結びつけま

あるのか、実ははっきりしないわけでごさいますけれども、それを実質的に、まず第七条の「入場料金を徴収したとみなす場合」というこれは、税法上のいわゆるみなす課税といわれておる規定でございませうけれども、これにつきましましては、現行法は、新旧対照表でござらんになればおわかりになると思ひますけれども、百円なら百円という入場料金の定額を定めております場合に、それを一部徴収しない、たとえば七十円しか徴収しない、五十円しか徴収しないというときでも、百円の定額で課税するというように現在の第七条第一号は読めるわけでごさいます。

これに對しまして、今回の改正法はカッコを入れますして、「当該入場について、入場料金以外の給付を受けず、かつ、入場後において入場料金を徴収しない」場合を除くといひますが、つまり百円という定額で示されておるものが売れない、幾ら売りつけても売れないという場合に、七十円に割り引くならば買取りということ、七十円しか実はこの百円の券でもって徴収できなかった。しかも、それ以外に別段の反対給付的なものをこの入場者から受けていないといふときには、七十円を課税標準にいたしますといふことを、一号の改正の規定のカッコの中ではつきりさせておるわけでごさいます。したがひまして、この点は、第七条のみならず課税につきましましては、ただいま御質問にお答えしておると思ひますが、

第二条の定義に關連しまして、會員券と稱するものを入場料金と見るかどうかといふことは、あくまでも第二条の三項の定義との關連におきまして、その名義にかかわらず、実質的にそれが入場の対価として支払いをするものであるならば、当然入場料金として解して課税の対象にすべきである、こういうことにならうかと思ひます。

○成瀬瀧治君 どうもやめると言つてからやつちやいかぬですが、そうしますと、かりに百円で表示しておいたものを實際は六十円で売つてしまつたのだ。そのときは事務的に事前に了承が要るのか、あとの了承で成り立つのか。あるいは會員券の場合は、今言つたように、かりに十枚押しつけた場合に、私のところは五枚だと言われると値段が半分になつてしまふ。特定の人だけ割り引いた。片一方では、百円から百円で売つておるのに、ある片一方のグループには六十円で売つたのだといふように、同じ會員券と申しますか、入場券でもいいですが、そういうものを二口に売る場合もあると思うのですよ。そういう場合はどういふふうにしたらいいですか。

○説明員(志場喜徳郎君) 實際の姿を存じませんけれども、ただ理屈から考へてみました場合に、いかなる會員組織であり、いかなる範圍の會員であるかは存じませんけれども、同じ会の會員である地位に基づきまして、しかも同じ催しものが催されます場合に、しかも同じ會員券には百円なら百円となつております場合に、ある者は百円に入場するが他の者は六十円に入場できる、こういうふうなことがはたして會自体の公平なる運営という立場から見まして行なわれるかどうか、私ども理屈だけから考えますと、ちよつとふに落ちないと思ひます。しかしながら、何らかの条件によつて、こういう条件のときはお前は六十円に割り引く

というときには、六十円と百円の券を用意していただく、そして六十円に入る人は入つていただく、百円に入るところは入つていただく、こういうふうになるべきが、會の運営から申しましても当然のことではなからうかと思ひます。百円と百円とありますが、それを一律に百円と定めていながら、實際會員から百円を取つていながら、ある場合に百円と定めて六十円しか取れなかつたといふことは、こういうことは一々入場税の課税執行面におきましてはと

りて執行ができませんわけでごさいますので、それとあわせて、先ほど申しましたように、はたしてそういう同じ入場券について同じ會員が別々の料金で入るといふこと自体も、私は實際問題としていかがであるかといふふうにかへました場合に、おいては、そういうふうな扱い、おつしやつたやうな、御希望のやうな扱いなり課税をするといふことはできない、こういうふうにかへます。

○成瀬瀧治君 あなたの答弁、ちよつとふに落ちぬです。實際をあなた何も御存じないんです。會員券でやるといふことは、大体それが常識なんです。だから、そういうことのはりが多いのです。だから、その場合は、今言つたやうに事前に、たとえばこのときは會員券は六十円で売る場合もございませう、百円のものですけれども、ございませうといふことを事前に了承受けておれば、それは差つ引いてもらえるのか。あとで、六十円で百円のものを買つてしまつた、そういう事後の通知でもあなたのほうは、それはよろしゅうござんす、こういうふうに了承しますか。同じ百円なら百円と定めた

ら、一部の者に特別に安く売るなんていうことは一切認めないのか。その辺のところははっきりして下さう。

○政府委員(松井直行君) 實際は、なるほど今おつしやるやうなこともございませうと思ひます。しかし、私が先ほどお答え申し上げましたように、やはり行政技術といひますか、課税技術上の適正を期するといふ意味におきまして、普通映画館におきましても、早朝割引ですが、料金の違入場料がございませう、それはそれでちゃんと別々の料金を表示した別の切符が用意してございませう。ですから、今おつしやつたやうな場合におきまして、どういふふうに分けるか、私よく存じませんが、女、男の区分といふのは不適当ですが、大人と子供とか、もしそういう区分ができるのであれば、区分された切符、百円の切符と六十円の切符といふのをあらかじめ御用意なすつておやりになれば、行政上の手続もそこで確實性を期し得るのじゃないか、こう存じます。

○平林剛君 私は簡単にお尋ねしておきたいのですが、入場税法全般の質疑は、また大蔵大臣や、また主として村山さんにも質問したいことがありますから、別の機会に譲ります。松井さんから、別の機会に譲ります。松井さんに対して、攻撃するわけじゃないです、よ、これから質問することは、委員長はひとつ、これから私が質問すること、は委員長も頭に入れておいてもらいた

いという趣旨で質問します。賢明なる佐野理事、上林理事、それから演劇の問題については最も理解の深い青木先生などもおられますから、そういう同僚議員にちよつと聞いてもらいたいとい

う意味で、二、三伺つておきたいと思ひます。

私は、今議論されていきます音楽とかオペラ、バレエ、能楽などの入場税については、これは映画や演劇のやうな興行として成り立たぬもので、それと同一に取り扱うのはいけない。だから、こういうものについては入場税を免除をしてやつたらどうか、そういう修正をお互に検討してみたらどうかといふ立場でいるわけですが、だから、これは、参議院の大蔵委員会は伝統的な歴史があるので、昔から、この入場税については、昭和三十三年のときに、演劇の入場税軽減について特異な立場でまた權威ある決定をしたことがありますけれども、それが國民の了承するところとなつて法律改正が行なわれた、こういう名譽ある伝統ある機関です。私はそういう意味で、少し主張をさせて質問する。繰り返して申しますが、松井さんを攻撃するためじゃない。あなた、さつきからだいぶくたびれておるようですが、いじめる意味で質問するわけじゃないですから、誤解のないやうに願ひたいと思ひます。

あなたのほうは、従来の法律に、純バレエとか、純音楽とかいふやうな特例が設けられておりました、そして一般の演劇、音楽などと区分をしてい

た今までの法律を御存じだと思ひますけれども、そういう区分をした法律を議會がきめたという理由について、どういふ認識を持っておられたのか。議會がそういう決定を下したといふことに対して、どういふ認識を持っておられたか。なぜ区分したかといふことについてどう認識されておつたかといふこと、これをひとつ答えて下さ

うか。議會がそういう決定を下したといふことに対して、どういふ認識を持

ておられたか。なぜ区分したかといふことについてどう認識されておつたかといふこと、これをひとつ答えて下さ

うか。議會がそういう決定を下したといふことに対して、どういふ認識を持

ておられたか。なぜ区分したかといふことについてどう認識されておつたかといふこと、これをひとつ答えて下さ

うか。議會がそういう決定を下したといふことに対して、どういふ認識を持

ておられたか。なぜ区分したかといふことについてどう認識されておつたかといふこと、これをひとつ答えて下さ

うか。議會がそういう決定を下したといふことに対して、どういふ認識を持

ておられたか。なぜ区分したかといふことについてどう認識されておつたかといふこと、これをひとつ答えて下さ

○政府委員(松井直行君) 今回、入場税の税率を、一般的に基準税率としてございまして二〇%というものを一〇%に下げたということでもおわかりになりますように、一般的にやはり入場税というものは相当高いという認識があったと思います。そのときにやはり、こういう今おっしゃった交響楽、声楽、演劇、演芸というものにつきましまして、その特殊な事情も考慮されたことだろうと思います。そうした高い税率であつたので、こういうものについては特に軽減をはかりたいという趣旨があつたものと思います。

○平林剛君 私の質問した趣旨とちよつとズレています。私の言つたのは、現行の税率によれば七十円以下のものは一〇%、百円以下のものは二〇%、百円を超えるものは三〇%、演劇や音楽等は三百円を超えるものから三〇%という現行税率でございましたね。そのときに、純音楽とか純舞踊は百円ないし三百円を超える場合でも二〇%にとどめておつた特例がございましたね。そういうふうに区分をしておつたという理由は、議会がきめたわけですから、どういふ理由でそういうふうに区分をしたかというのを考えておられますか、どういふふうに把握しておられましたかというのを聞いたわけですよ。

○政府委員(松井直行君) もう一ぺんお答え申し上げます。この交響楽とか演劇、演芸等の特殊事情に顧みまして、この持つてゐる特殊な性格にかんがみまして、普通の入場税の税率を課しておられますが、加重といいますが、加重部分を課さないことにしようという手当がなされておると、こういうふうに理解しております。

○平林剛君 少しまだ認識が足りないんです。その決定をしたときの議会側における考え方、これをまだあなたのほうで認識していないから、今回のように全部一〇%にしちまつて特例をはずしてしまつた。税法の形からいへば、前にも議会ですらう取りきめをしたときの諸般の事情というものの対する認識が少し足りないんじゃないだろうか。しかし、先ほどお話がありましたように、こういうものに課税をしておるといふことは、入場料金が高くて、絵の場合と歌の場合との違いで入場料金の問題が議論になりましたですね。昔から、バレエや純音楽などの入場料金は割と高かつたのです。昔も高かつたわけですね。今も高いと、こう言われる。高いのはいろいろな理由があるでしようけれども、その当時も高かつた。今日も高いわけだ。それは理由があります。それにもかかわらず、片つ方には特例を設けた、特に二〇%と現行では、そういう理由は今日でも変わつちやないんじゃないか。

それから、当時こういう特例を設けたのは、こういうような演劇、芸術普及の徹底をはかつて、国家としても当然の文化政策がなかつたかぬじゃないか。それで、これを公演する場合に、経費である。大衆ができるだけこういふ公演に接する機会を多くしてやるために、せめて税率を安くしてやろうという趣旨があらまして、特にこの分野の諸般の事情を考慮して、特例を設けてきておつたわけですね。これは、私は今日においてもその理由というものは

は消滅していないんじゃないかと思ふんです。だから、あなたのほうがこういう特例をはずして一本にしちまつたというには、それ相応な理由がなかつたかぬ。何か特にその理由があるのですか。昔議論をしておつたものを、ちゃんと何らかの理由があつて今度一〇%と、どんぴしゃり同じにする、こういう特別な理由があつたのですか。私はそれがなかつたと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(松井直行君) いろいろな催しものうち、音楽とか、あるいは演劇の占める位置といふことが、意味と申しますか、その持つてゐる芸術性それ自体の問題については、私はたしかに認識の、あるいは一般的な認識の変更といふものはないと思ふます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、一般的に二〇%という高い税率のものを一〇%に引き下げたわけでありまして、この際こういうものも一緒に含めて一〇%で課税するということについては、別にこれについて特殊なものを設ける必要はない、一〇%に軽減したということでもつてすべて包摂されるのではないかと考へ方が基本的の一つでございます。課税技術上、こうした純音楽といふものと、純芸術的なものとをどう区別するべきか、その区分につきましては、従来一戦におきまして課税当局の間においていろいろ判断の相違その他でございまして、たしかにもございまして、そういう弊をなくしようという課税技術上の要請も一つあると思ふます。

○平林剛君 私は、従来の税率が二〇%であつたやつを一〇%に下げたということは、これはけつこうなこと

で、認めるわけですよ。しかし、今言つたように、税の形そのものだけから全部同じようにしてしまふというところだけでは、従来議会が諸般の事情できめた考え方といふものとズレるんじゃないか。もし一般のものを一〇%にするなら、従来こうして特例を設けて特に議会が配慮してきたものに対しては、無税にするというより、配慮を一步前進させるような考え方をなせしなかつたのか、こういうことを言つてゐるわけですよ。それで、こういう純音楽とか純バレエのようなものや音楽あるいは文楽といふようなものについては、こういう機会にひとつ一歩前進させて無税にするような考え方があつたわけですね。それを言つておられるわけですね。だから、純演劇とか、あるいは純をなくした演劇、芸術的にそれが価格があるとかないとかいうことで区分することは適當であるとかないとかいふことが、こういう特例を設けたときにもそういう議論があつた。それがあつたにもかかわらず、こういう決定をした趣旨を考へた場合には、今度の改正案の場合には、その分を無税というところであなた方が配慮して提案をされたらどうか。議会で今まできめたものをこの際直してしまふというより、あなた方純理論的に考へてきめたものがあまり正しいことではないから、税法からすつかりしないから、失地回復じゃないが、おれたちはそう考へていなかったのにそうさせられたので、この機会に直してしまふという根拠がうかがえるわけですね。私はそういう意味で、議会においては特に特別の理由がなければ、これはむしろ

進んで文化政策上からいつても、無税にするような措置をとつたらどうか。これは私は議事人として少し考へたらどうかと思ふのです。

だから、たとえば今度の提案をされた法律案の第九条に「文化財保護法の規定により助成の措置を講ぜられた文化財のみを公開する場所」といふのが非課税になりましたけれども、そのほかに音楽とか、オペラとか、バレエとか、音楽とか、文楽及び能楽を催す会場といふものは非課税という措置について、従来の伝統ある決定をこの際一歩前進させて、多少修正することになるけれども、それは非課税といふような形に修正をしたらどうかと、私はこういうふうに考へるのです。それで、大体一般の税法上はそれは議論があるかもしれませんが、政治的な一般の国民感覚からいへば、こんなものまで税金を取るのかといふようなことが、せめて文化政策や演劇や芸術の中においてははたかすうにするのがわれわれの任務でないか、私はこう考へますので、特に質問の名をかりて、委員長並びに同僚諸君の賢明な御判断を仰いで、最終的にはそういう賢明な結論に達するように、私はひとつ強調しておきたいと思ふ。他の質問はまた後日に譲りまして、そういう意見を申し上げて、きょうの私の質問は終わつておきたいと思ふます。

○青木一男君 今の平林委員の御発言に関連して、ちよつとお尋ねするのですが、国会の意思で、純音楽とか純演劇とか、いろいろ立法をすでに国会がしたのに、それを無視した、こういうような御発言があつたのですが、私の

記憶では、この入場税が地方税であつたところ、地方行政委員会においてそういう立法の言葉の使い方があつたかと思ふのです。私の関係して以来大蔵委員会においては、いさくも課税という重大な問題をきめるのに、そういう理論的にも、また税務行政上もあいまいな「純」という観念をとることは、われわれはこの大蔵委員会では反対した。でありますから、この大蔵委員会においてそういう立法の行なわれたことは私はないと思ふのだが、その経過を、あるいは記憶違いかもしれないから、一応伺つておきたいと思ふのです。(平林剛君「平林が答弁します。これは僕が提案したのだから」と述べ)

○説明員(志満喜徳郎君) これは戦時中入場税の税率が最高五割というやうな非常に高い時代、そのときは地方税時代だつたと思ふけれども、そのころにさういふ特例がござりましたものが沿革的に引き続いてきている、そういうふうに理解しております。

○平林剛君 それで、今のことは、昭和三十三年の三月三十一日のこの委員会では議論されたのです。そしてそのとき問題になつたのは、純演劇と演劇と区分できるかできないかというやうな議論がありまして、改正案は演劇という形で統一しました。しかし、純音楽と純バレエですか、この特例はそのまま残そうと、残しておつたのです。将来研究をしなければならぬ課題だといふことはよくわかります。わかりますけれども、そのときの大蔵委員会においては、それをそのまま修正せず残したわけです。残したには残しただけの理由が私はあると思ふ。それはさつき言つたように、これを催す主催者、あるいはそのときのオペラや、あるいは音楽や文楽、能楽などの現状、音楽の現状といふことを考えて、残してあるわけですから。そのときに、一挙に理論としては修正すべきでしょう。しかし、それを残したといふのは、その現状を認めたからだと思ふ思ふのです。

そういう意味では、先ほどから政府側の説明している理由といふものは、そのときの状況を何ら変更するものはないじゃないか。二〇%から一〇%に下げたといふことはいいことに違ひないけれども、しかし特例といふものをはずしてしまつておる。だから、むしろこういうものに対する入場税は非課税にすべきだといふ皆さんの腹の中で議論がある。諸般の事情が許せばさうしたいという気持は、みな持つてゐるはずだ。だから、こういう機会にそれを非課税にするやうな措置を講ずることとは、わが参議院大蔵委員会の良識と、こういうことなんです。これもひとつ補足して私からも申し上げておきます。

○須藤五郎君 もう時間も非常に押し迫つてゐるのですが、どうですか、同僚委員、もっと質問を続けませんか。きよりはこの程度で打ち切りますか。打ち切るならば打ち切つて、僕の質問は次回に保留しておきます。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記を始めて。

○須藤五郎君 この前の委員会の際に、衆議院における村山主税局長の答弁に對しまして、單なる行政官だけの答弁ではいけないから法制局長官を呼

んでもらいたい、こういうことで、きより法制局の方も見えておると思ひますから、その点についてまず答弁を求めたいと思ふのですが、要するに村山主税局長は——この入場税法の二十八条のカッコ内の問題です。人格なき法人に対する罰則の問題です。人格なき法人に対する罰則の問題です。これは入場税法が通つても国税通則法が通らぬ限りにおいては、これは死法だ、動かない、こういうふうに村山局長が答えておるわけですか。その点、私は参議院におきまして確めたわけなんです。が、同じくさうだといつて村山主税局長は答えておられます。で、單に行政官の答弁だけでは私たちが安心できないといふのは、もしもさういふ事犯が起つた場合ですね、裁判になつたときに、裁判所においてもそれが有効であるかどうかといふ点について、行政官の答弁では私たちは信用できませんので、本日法制局長官のこゝに出席を求め、それから答弁していただくこと、こういうふうに私は提案したわけなんです。

ところが、きよりは法制局長官見えてゐるのですか、参議院の法制局長。(見えております)と仰ぶ者あり。それから、林法制局長官はきよりは来ないのですか。内閣の法制局長官を要求したので。

○委員長(棚橋小虎君) きよりは衆議院のほうの關係で出てこれないもので、法制局の第三部長が出席しております。

○須藤五郎君 それは政府委員ですか。

○委員長(棚橋小虎君) 政府委員。

○須藤五郎君 それじゃ、まあがまんしましょう。

それでは、参議院の法制局長並びに内閣の法制局の責任ある方からこれに對する見解をとにかく表明していただきたいと思ひます。

○政府委員(吉国一郎君) 内閣の法制局の第三部長の吉国でございます。長官が参りましてお答えを申し上げるはずでございますが、ほかの委員会にどうして出席をいたさなければならいせんので、私、代理に参りました。が、これから申し上げます見解は、内部で長官とも十分打ち合わせを遂げましたこととさせていただきますので、内閣の法制局の見解としてお聞きいただきたいと存じます。

この第二十八条の改正でございますが、第二十八条は法人の代表者または法人もしくは法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務または財産に關して違反行為をした場合の罰則規定でございますが、この規定は、国税通則法案の第十三条によりまして人格のない社団等の地位が規定されておりました。そこには「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの……は、国税に關する法律の規定の適用については、法人とみなす。」という規定を置いておりましたが、この規定を前提にいたしまして「法人の代表者」とあり、「又は法人……の代理人、使用人その他の従業者」と申します場合には、いわゆる人格のない社団等の代表者なり、人格のない社団等の代理人、使用人その他の従業者の違反行為についてもこの規定は働くことになると思ひます。

ところが、さういふことで国税通則法を前提にいたしまして規定をいたしまして、このカッコの規定を入れましたのは、「法人の代表者」とございす文句によりまして、いわゆる人格のない社団等の代表者はこれで入ります。が、人格のない社団等につきましては代表者として申すべきではない、いわば管理人と申すべきものがございすので、その行為についてもこの規定の適用があるやうにということで、このカッコをつけたわけでございます。

ところが、もしもかりに国税通則法案が法律として成立しないといふやうな場合を想定いたしましたならば、先ほど申し上げましたように、「法人の代表者」なり「法人の代理人、使用人その他の従業者」といふ文言では、法人人格のない社団等の代表者なりその代理人等は入つて参りませんので、この規定としては、その法人人格のない社団等の代表者等については働かない。もちろん、このカッコの中で、法人人格のない社団等の管理人を含むという規定は、その文字としては意味がございすけれども、その管理人の行為が「その法人……の業務又は財産に關して」といふ文言があつたのほかにございす。が、その「法人」といふ文言も、国税通則法の規定を前提にいたしまして、その人格のない社団等の「業務又は財産に關して」と読むことになつたので、その規定が、国税通則法案が法律として成立いたしませんために人格のない社団等を含むといふことになつた。と、このカッコで「管理人を含む」という規定がございまして、それはこの規定としては全く意味をなさないと、いふことに相なると思ひます。その点は、第二十八条の文言がはっきり「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人」といふふうに書いてございす。

で、いわばこれは現行法の二十八条の
解釈と実質的には全く同じということ
に相なると思ひます。

それから、第二項でございますが、
この第二項も法人でない社団等につ
きまして第一項の規定が働く場合の規定
でございますので、第一項がそのよう
な意味で人格のない社団等につきま
して働きます以上は、二項も全く法規
としての実質的な意味を持ち得ない
ということでございます。

簡単に申し上げますと、第二十八
条の規定は、国税通則法案が法律として
成立しない以上は、文字の上の改正は
行なわれなくても、実効力といたしま
しては現行法の解釈と変わりはない
ということに相なると思ひます。

○法制局長(斎藤朝郎君) 参議院法制
局としての意見を申し上げますが、念
のために最初に申し上げたいことは、
この問題の入り組みの二十八条
という規定は、申すまでもなくいわ
ゆる両罰規定でございます。刑罰法令
でございます。刑罰法令の解釈につ
きましては、みだりに拡張解釈したり
推解をすることを禁止されているわ
けでございます。ここにございましては
重くして参らなければならぬというこ
となるわけでございます。それはとり
もなおさず、罪刑法定主義というもの
が刑罰法令の基礎にあります。また、
罪刑法定主義を堅持いたしますことが
国民の基本的な権利を尊重するとい
うことになるわけでございます。刑罰
法規の解釈については厳格な文理、正
しい意味の文理に即して行なわな
くはならぬ、こういうことを前提として
申し上げたいと思ひます。

さて、入場税法の二十八条の条文の
中には、「法人」という字句——現行法
でございますが、二十八条の中には
「法人」という字句は四カ所出て参るわ
けでございますが、条文の冒頭の「法
人の代表者又は法人」云々というこ
ろと、それから「その法人又は人の業
務又は財産に關して」というところ、
それから一番最後の「その法人又は人
に對して当該各条の罰金刑を科する。」
というところ、この四つの法人、法人
と書いております文句は、これは何ら
の先入主なしに読みますれば、人格の
ある、いわゆる法人格を持つておる団
体のみをさすという以外に解釈の
しようがないと思ひます。

ただ、今度のように国税通則法の十三
条があつて初めて、この入場税法の二
十八条の「法人」という内容がふくれ上
がってくるわけでございますが、その
ほかがなければ、この二十八条の「法
人」というのはどれをとつてみても法
人格のあるものだけということになる
わけでございます。代表者の下に
「法人でない社団又は財団で管理人の
定めがあるものの管理人を含む」とい
うことを書いてみました。条文の
頭の「法人」というところに人格のない
社団を含んでおらないんだから、それ
は何にもならない。そのカッコの中は
無意味な規定で、死文だということに
なつてしまふわけでございます。

この例を多少変へまして、それで
は、この二十八条の一番初めに出て参
ります「法人」の下にカッコをつけま
して、一番初めの「法人」の下にカッコを
つけまして、そのカッコの中に「法人
でない団体で代表者又は管理人の定め
があるものを含む。以下この項において

同じ。」というのを一番初めの「法人」
の下にくつつける、こういう書き方も
あるわけでございます。これは補助金
等に係る予算の執行の適正化に關する
法律というものの三十二条にございま
す。この一番初めの「法人」の下にカッ
コして、「法人でない団体で代表者又
は管理人の定めがあるものを含む。以下
この項において同じ。」、こうやりま
したら、この入場税法の二十八条の場
合でも、以下三カ所に出てくる法人全
部が人格なき社団を含みますから、そ
れに罰金刑を科する、こういうことに
なりますわけでございます。

国税通則法の十三条の規定というの
は、要するに、そういう各税法々々の
両罰規定に、一番最初の「法人」の下に
カッコをつけるやつをやめて、それを
通則法というものが一固めにした作用
を営むものと同じわけでございます。か
ら、もしかりに国税通則法が通らずに
入場税法の改正案だけが今御審議のま
まで成立したといたしますならば、
先ほど内閣法制局側の意見としても申
し上げましたように、「代表者」の下に
ついておるカッコは無意味な規定にな
る。将来国税通則法の十三条のような
一般規定ができれば、そのときに初め
て息を吹く条文だ、こういうことにな
るわけでございます。改正案の二十
八条の第二項は、これは刑事訴訟法の
手続規定でございますから、実定規定
が働かぬ以上は手続規定が働かないの
は当然のことでございます。

○須藤五郎君 参議院法制局長の
門家がいろいろ述べられたことだから
間違ったのではないと思ひますが、内閣の法
制局と参議院の法制局の見解は同じだ
と、そうしてこれが国税通則法が通ら
ない場合はこの条項は死文だ、こうい
うふうに理解してよろしうございま
すか。

○政府委員(吉国一郎君) そのとおり
でございます。

○法制局長(斎藤朝郎君) そのとおり
でございます。全く同意見でございます。

○須藤五郎君 参議院法制局長の
先きに申し上げましたが、別な例があり
ましたら内閣のほうから御説明願ひた
いと思ひます。

ただいま私手元に持っております六
法全書は三十六年版の六法全書でござ
います。この三十六年版の六法全書
に、国家公務員共済組合法の四十一
条の三項を讀みますと、こういう規定
の六法全書にありません。これは、政令
で定めるところにより、長期給付の支
払に關する事務を通信省に委託するこ
とができる。という規定が私の持つて
おる六法全書に載つておるわけござ
います。もちろん、通信省という省は
ございせんわけでございますが、こ
ういふ規定がございました経過は、三
十四年前でございましたが、たしか二十
八国会に郵政省の省名を通信省に変更
するといふ法律案が内閣側から出て、
その省名変更の法律に關連いたしまし
て、多数の法律の中にある郵政省の名
前を通信省に変えてきたわけござい

ます。もちろん、数個の關連した法律を
提出いたします以上は、提案者として
は全部がその国会で成立するものとい
う前提でおやりになつておるわけござ
いますので、そういうものがあるわ
けでございますが、たまたまこの場合
にはもとになります通信省の省名の変
更のほうに設置法の改正が、どうし
ても通らないといふことが国会の終り
ごろにはつきりして参りましたので
が、その当時国家公務員共済組合法の
改正案が参議院の内閣委員会にたしか
かかつておりました。省名変更のほう
が通らなければこれは通信省のままに
いたしておきますと、この規定は働か
ないことになつてしまふ、死文になつ
てしまふ、通信省という省はございま
せんから死文になつてしまふというこ
とをわれわれとしても気づいておつた
のでございまして、実情を申し上げます
と、これは会期末でございまして、こ
の点をいじりますと、衆議院に回付し
て、共済組合法の改正案全体が不成立
になるかもしれない、そういう危険が
あるといふので、ただいま、この問題
の四十一條三項の規定は当分眠つて
おつていいのだといふことでこの規定
ができたわけでございます。しかし、
いつまでも眠らせておくわけにも参り
ませんので、昨年の通常国会で三十六
年六月の法律百五十二号で、この通信
省を郵政省と変えております。です
から、おそろしく三十七年版の六法全書
は、そのように変わつておると思ひま
すが、そういう工合に關連した数個の
法律が同一国会に出て、もとのほう
が通らないために校のほうだけが残ると
いう場合に、その校のほうはもとの
通るまで眠つておるのだ、死文とか

申しませんが、そういう関係が起こることとはまれにはございます。一つの先例として申し上げました。

○政府委員(吉田 一郎君) ただいま参議院の斎藤局長から例のお示しがございましたが、私ももたないでまいらうと今回の場合に匹敵いたしますような例はちょっと思い当たりませんですが、やや類似した例といたしまして、昨年租税特別措置法の改正案が提案されました。現在の第十三条で低開墾地域における工業用機械等の特別償却の規定が入っておりますが、この規定がもうすでにこれは成立はいたしておりますが、低開墾地域工業開発促進法を前提にした規定でございますが、昨年の第三十八回会におきまして、租税特別措置法のほうは低開墾地域工業開発促進法が成立することを前提といたしまして御審議をわづらわしまして成立を見たわけでございますが、低開墾地域工業開発促進法のほうはついに審議未了に終わりました。第三十九回国会であらためて提案をして成立したような状況でございますが、したがって、その間におきましては租税特別措置法の第十三条に低開墾地域工業開発促進法を引用いたしまして低開墾地域におきます工業用機械等の特別償却の規定を設けてあったわけでございますが、その規定が当該法律が成立するまではいわば死文として働かなかつた。それで、第三十九回国会におきまして低開墾地域工業開発促進法が成立いたしましたので、いわば息をふき返したと申しますか、実効力を持ち得たという実例はございます。

○須藤五郎君 私はこの問題、きょう法制局関係の方たちからの答弁で、これではつきりしたと思ふのです。それをはつきり確認した上で、まだあとずつこの問題について質問が相当あるわけなんです。それと、先ほどから各委員の質問の中で純芸術、純音楽、純舞踊とはどうだというような問題も出されておるわけです。これは当委員会として解決していかなきゃならぬ問題だと思ふのです。それを解決せずして、この入場税法をここの審議を終了してしまふというふうなことはとてもできない。

そこで、私は一つの議事進行として提案するのですが、やはり私たちがここでも審議してはならない、その道の専門家、学識経験者にかく出席してもらつて、私たちが勉強するといふ建前で、ひとつそういう人たちの意見を聞いてみたらどうかと思ふのです。委員諸君が用意して下さるならば、私はそれを提案したいわけなんです。だれでもけっこうですから、まあ人を選べといへば私たちが案はないうでもないですが、共産党が選任したというのではまた問題もあるかと思ふのです。私は遠慮しておきますが、とにかく適当な人たくさんおるのですから、その人たちの話を聞いた上で、また自民党は自民党の意見もあるでしょうし、われわれにはわれわれの意見があるのだから、そこでお互に意見を申し合つて、そうして妥協的な考えといふものをここで出し合つて、この審議を十分尽くすというのが私はよいことじゃないかと思ふのです。私も、今から質疑を進めますと、一時間半ぐらいの質問があるわけです。そうすると時間もおそくなりますし、きょうはこの程度で打ち切つて、そういう

ふりな方法をとつて下さるのが私は一番よいことじゃないだろうかと思ふのです。議事進行として提案するわけですから。

○成瀬清治君 今須藤君から出ましたですけれども、実は先ほど理事で打ち合わせしたように、大体その話はまとまつてゐる。さうして、委員長理事会で取り上げて善処をさせていただきたい、こう思ひます。

○須藤五郎君 私がこういつて発言しているのは、円満にこの法案の審議を進めるといふ建前でやつてゐるので、決して私は議事の妨害などする意思は毛頭ありません。そういうことを考えているのじゃないですから、どうぞお進め下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 速記とめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記を始め

本日はこの程度で散会いたします。
午後三時五十二分散会

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「二百億円」を「二百二十億円」に改める。

附則
この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国税通則法案
法令の整備等に関する法律案

目次
第一章 総則
第一節 通則(第一條―第三條)
第二節 国税の納付義務の承継等(第四條―第七條)
第三節 期間及び期限(第八條―第九條)
第四節 送達(第十條―第十二條)
第五節 人格のない社団等(第十三條―第十四條)

第二章 国税の納付義務の確定
第一節 通則(第十五條―第十六條)
第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続

第三章 納税の徴収
第一節 納税の請求(第三十條―第三十九條)
第二節 滞納処分(第四十條―第四十五條)
第四章 納税の猶予及び担保
第一節 納税の猶予(第四十六條―第四十九條)
第二節 担保(第五十條―第五十五條)

第五章 国税の還付及び還付加算金(第五十六條―第五十九條)
第六章 附帯税
第一節 延滞税及び利子税(第六十條―第六十四條)
第二節 加算税(第六十五條―第六十九條)

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限
第一節 国税の更正、決定等の期間制限(第七十條―第七十一條)

第一款 納税申告(第十七條―第二十二條)
第二款 更正の請求(第二十三條)
第三款 更正又は決定(第二十四條―第三十條)

賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続(第三十一條―第三十三條)

第三章 納税の納付及び徴収
第一節 納税の納付(第三十四條―第三十五條)

第二款 納税の請求(第三十條―第三十九條)
第二款 滞納処分(第四十條―第四十五條)

第四章 納税の猶予及び担保
第一節 納税の猶予(第四十六條―第四十九條)
第二節 担保(第五十條―第五十五條)

第五章 国税の還付及び還付加算金(第五十六條―第五十九條)

第六章 附帯税
第一節 延滞税及び利子税(第六十條―第六十四條)
第二節 加算税(第六十五條―第六十九條)

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限
第一節 国税の更正、決定等の期間制限(第七十條―第七十一條)

第二款 更正の請求(第二十三條)

賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続(第三十一條―第三十三條)

第三章 納税の納付及び徴収
第一節 納税の納付(第三十四條―第三十五條)

第二款 納税の請求(第三十條―第三十九條)
第二款 滞納処分(第四十條―第四十五條)

第二節 国税の徴収権の消滅時効（第七十二条・第七十三条）

第三節 還付金等の消滅時効（第七十四条）

第八章 不服審査及び訴訟

第一節 不服審査

第一款 通則（第七十五条）

第二款 異議申立て（第七十六条・第七十七条）

第三款 審査請求（第七十九条）

第四款 雑則（第八十二条）

第五款 訴訟（第八十六条）

第九款 雑則（第八十九条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（目的）

第一条 この法律は、国税について

の基本的な事項及び共通的な事項

を定め、税法の体系的な構成を整

備し、かつ、国税に関する法律関

係を明確にするともに、税務行

政の公正な運営を図り、もつて国

民の納税義務の適正かつ円滑な履

行に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各

号に掲げる用語の意義は、当該各

号に定めるところによる。

一 国税 国が課する税のうち関

税、とん税及び特別とん税以外

のものをいう。

二 源泉徴収等による国税 源泉

徴収に係る所得税、有価証券取

引税法（昭和二十八年法律第百

二号）に規定する証券業者が同

法の規定により徴収して納付す

べき有価証券取引税及び通行税

（これらの税に係る附帯税を除

く。）をいう。

三 消費税 酒税、砂糖消費税、

揮発油税、地方道路税、物品

税、トランプ類税及び入場税を

いう。

引税法（昭和二十八年法律第百

二号）に規定する証券業者が同

法の規定により徴収して納付す

べき有価証券取引税及び通行税

（これらの税に係る附帯税を除

く。）をいう。

四 附帯税 国税のうち延滞税、

利子税、過少申告加算税、無申

告加算税、不納付加算税及び重

加算税をいう。

五 納税者 国税に関する法律の

規定により国税（源泉徴収等に

よる国税を除く。）を納める義務

がある者（国税徴収法（昭和三十

四年法律第百四十七号）に規定

する第二次納税義務者及び国税

の保証人を除く。）及び源泉徴収

等による国税を徴収して国に納

付しなければならぬ者をいう。

六 納税申告書 申告納税方式に

よる国税に關し国税に關する法

律の規定により次に掲げるい

ずれの事項その他当該事項に關

し必要な事項を記載した申告書

をいい、国税に關する法律の規

定による国税の還付金（以下「還

付金」という。）の還付を受ける

ための申告書でこれらのい

ずれの事項を記載したものを含む

ものとする。ただし、所得税法

（昭和二十二年法律第二十七号）

第三章第二節及び第三節（予定

申告・予定納税額の更正及び修

正）の規定による申告書を除

く。

イ 課税標準（国税に關する法

律に課税標準額又は課税標準

数量の定めがある国税につい

ては、課税標準額又は課税標

準数量。以下同じ。）

ロ 課税標準から控除する金額

ハ 所得税法又は法人税法（昭

和二十二年法律第二十八号）

正）の規定による申告書を除

く。

イ 課税標準（国税に關する法

律に課税標準額又は課税標準

数量の定めがある国税につい

ては、課税標準額又は課税標

準数量。以下同じ。）

ロ 課税標準から控除する金額

ハ 所得税法又は法人税法（昭

和二十二年法律第二十八号）

に規定する純損失の金額若し

くは雑損失の金額又は欠損金

額で、これらの法律の規定に

より翌年以後の事業年度分

の所得の計算上繰り越して控

除し、又は前年分若しくは前

事業年度以前の事業年度分の

所得につき繰り戻して控除す

ることができもの（以下「純

損失等の金額」という。）

ニ 納付すべき税額

ホ 還付金の額に相当する税額

ヘ ニの税額の計算上控除する

金額又は還付金の額の計算の

基礎となる税額

七 法定申告期限 国税に關する

法律の規定により納税申告書を

提出すべき期限をいう。ただ

し、法人税法第十八条第一項た

だし書又は第二十一条第一項た

だし書（決算が遅延した場合の

申告期限の延長）の規定による

納税申告書の提出期限を除く。

八 法定納期限 国税に關する法

律の規定により国税を納付すべ

き期限（次に掲げる期限を除く

ものとし、国税に關する法律の

規定により一定の事実が生じた

場合に直ちに徴収するものとさ

れている賦課課税方式による国

税については、当該事実の生じ

た日とする。）をいい、附帯税又

は国税の滞納処分費について

は、その納付又は徴収の基因と

なつた国税の当該期限をいう。

イ 第三十五条第二項（期限後

申告等による納付）の規定に

よる納期限

ロ 第三十六条第二項（納税の

告知）に規定する納期限

ハ 第三十八条第二項（繰上請

求）に規定する繰上げに係る

期限

ニ 所得税法、法人税法又は相

続税法（昭和二十五年法律第

七十三号）の規定による延納

（以下「延納」という。）、第四

十七条第一項（納税の猶予）に規

定する納税の猶予又は徴収若

しくは滞納処分に関する猶予

に係る期限

九 課税期間 国税に關する法律

の規定により国税の課税標準の

計算の基礎となる期間をいう。

十 強制換価手続 滞納処分（そ

の例による処分を含む。）、強制

執行、担保権の実行としての競

売、企業担保権の実行手続及び

破産手続をいう。

（他の国税に關する法律との関係）

第三条 この法律に規定する事項で

他の国税に關する法律に別段の定

めがあるものは、その定めるところ

による。

第二節 国税の納付義務の

承継等

（相続による国税の納付義務の承

継）

第四条 相続（包括遺贈を含む。以

下同じ。）があつた場合には、相続

人（包括受遺者を含む。以下同じ。）、

又は民法（明治二十九年法律第八

十九号）第九百五十一条（相続財産

法人）の法人は、その被相続人（包

括遺贈者を含む。以下同じ。）に課

されるべき、又はその被相続人が

納付し、若しくは徴収されるべき

国税（その滞納処分費を含む。第

二章（国税の納付義務の確定）、第

三章第一節（国税の納付）、第六章

（附帯税）及び第七章第一節（国税

の更正、決定等の期間制限）を除

き、以下同じ。）を納める義務を承

継する。この場合において、相続

人が限定承認をしたときは、その

相続人は、相続によつて得た財産

の限度においてのみその国税を納

付する責めに任ずる。

2 前項前段の場合において、相続

人が二人以上あるときは、各相

続人が同項前段の規定により承継

する国税の額は、同項の国税の額

を民法第九百条から第九百二条ま

で（法定相続分・代襲相続分・指

定相続分）の規定によるその相続

分によりあな分して計算した額と

する。

3 前項の場合において、相続人の

うちに相続によつて得た財産の価

額が同項の規定により計算した国

税の額をこえる者があるときは、

その相続人は、そのこえる価額を

限度として、他の相続人が前二項

の規定により承継する国税を納付

する責めに任ずる。

(法人の合併による国税の納付義務の承継)

第五条 法人が合併した場合に、合併後存続する法人又は合併により設立した法人(以下「合併法人」という。)は、合併により消滅した法人(以下「被合併法人」という。)に課せられるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

(国税の連帯納付義務についての民法の準用)

第六条 国税に関する法律の規定により国税を連帯して納付する義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条まで(連帯債務の効力等)の規定を準用する。

(共有物等に係る国税の連帯納付義務)

第七条 共有物、共同事業又は当該事業に属する財産に係る国税は、その納税者が連帯して納付する義務を負う。

第三節 期間及び期限
(期間の計算及び期限の特例)

第八条 国税に関する法律に定める期間の計算は、次に定めるところによる。

- 一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。
- 三 前号の場合において、月又は年の始めから期間を起算しない

ときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月にその相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限(時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。)が日曜日、国民の祝日その他一般の休日当たるときは、その休日の翌日をもつてその期限とみなす。

(災害等による期限の延長)

第九条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

第四節 送達

(書類の送達)

第十条 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。以下同じ。)に送達する。ただし、その送達を受けるべき者に納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。

2 通常の取扱いによる郵便によつて前項に規定する書類を送達した場合に、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

3 税務署長その他の行政機関の長は、前項に規定する場合に、その書類の名称、その送達を受けるべき者(第一項ただし書の場合にあつては、納税管理人以下この節において同じ。)の氏名(法人については、名称。以下第十二条第二項(公示送達)において同じ。)、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成して置かなければならない。

4 交付送達は、当該行政機関の職員が、第一項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行なう。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

5 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。

- 一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまをえのるものに書類を交付すること。
- 二 書類の送達を受けるべき者の他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合、送達すべき場所に書類を差し置くこと。

(相続人に対する書類の送達の特例)

第十一条 相続があつた場合において、相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長又は税関長が発する書類(滞納処分(その例による処分を含む。))に関するものを除く。)で被相続人の国税に關するものを受領する代表者をその相続人のうちから指定することができる。この場合において、その指定に係る相続人は、その旨を当該税務署長又は税関長に届け出なければならない。

2 前項前段の場合において、相続人のうちにその氏名が明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、同項の税務署長又は税関長は、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者としてすることができる。この場合において、その指定をした税務署長又は税関長は、その旨をその指定に係る相続人に通知しなければならない。

3 第二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に關し必要な事項は、政令で定める。

4 被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした国税に関する法律に基づく処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類を送達された場合には、当該国税につきすべての相続人に對してされたものとみなす。

(公示送達)

第十二条 第十条(書類の送達)の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、税務署長その他の行政機関の長は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の揭示場に揭示して行なう。

3 前項の場合において、揭示を始めた日から起算した七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第五節 人格のない社団等
(人格のない社団等の地位)

第十三条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。)は、国税に関する法律の規定の適用については、法人とみなす。

(人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継)

第十四条 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その承継が権利義務の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時にかけ

る人格のない社団等の財産のうち
にその法人が承継した財産の占め
る割合を乗じて計算した額の国
税を納める義務を承継する。

第二章 国税の納付義務の確 定

第一節 通則

(納税義務の成立及びその納付す
べき税額の確定)

第十五条 国税を納付する義務(源
泉徴収等による国税については、
これを徴収して国に納付する義
務。以下「納税義務」という。)が成
立した場合に、その成立と同時に
特別の手続を要しないで納付す
べき税額が確定する国税を除き、
国税に関する法律の定める手続に
より、その国税についての納付す
べき税額が確定されるものとする。

2 納税義務は、次の各号に掲げる
国税(附帯税を除く。)については、
当該各号に掲げる時(当該国税の
うち政令で定めるものについて
は、政令で定める時)に成立する。
一 所得税(次号に掲げるものを
除く。) 暦年の終了の時
二 源泉徴収による所得税 利
子、配当、給与、報酬、料金そ
の他源泉徴収すべきものとさ
れている所得の支払の時
三 法人税 事業年度の終了の時
四 相続税 相続又は遺贈(贈与
者の死亡により効力を生ずる贈
与を含む。)による財産の取得の
時

五 贈与税 贈与(贈与者の死亡
により効力を生ずる贈与を除
く。)による財産の取得の時
六 消費税 課税物件の製造場か
らの移出又は保税地域(関税法

昭和二十九年法律第六十一号)
第二十九条(保税地域の種類)に
規定する保税地域をいう。以下
同じ。)からの引取りの時(小売
業者の小売した物品に課される
物品税についてはその小売の時
とし、入場税については入場料
金の領収の時とする。)
七 有価証券取引税 有価証券の
譲渡の時
八 通行税 運賃又は料金の領収
の時
九 取引税 商品取引所における
売買取引の時

3 納税義務の成立と同時に特別の
手続を要しないで納付すべき税額
が確定する国税は、次に掲げる国
税とする。
一 所得税法第三章(予定納税及
び予定申告)の規定による予定
納税に係る所得税
二 源泉徴収等による国税(所得
税法第四十一条第二項(代位納
付)の規定により納付すべき所
得税を含む。)
三 印紙税その他納税義務の成立
の際印紙をはることに納付
すべきものとされている国税
(輸入される郵便物に係る消費
税を除く。以下同じ。)
四 日本銀行法(昭和十七年法律
第六十七号)第三十一条(二)「発
行税の規定による発行税(以下
「日本銀行券発行税」という。)

五 延滞税及び利子税
(国税についての納付すべき税額
の確定の方式)
第十六条 国税についての納付すべ
き税額の確定の手続については、

次の各号に掲げるいずれかの方式
によるものとし、これらの方式の
内容は、当該各号に掲げるところ
による。
一 申告納税方式 納付すべき税
額が納税者の申告により確
定することを原則とし、その申
告がない場合又はその申告に係
る税額の計算が国税に関する法
律の規定に従っていないかつた場
合その他当該税額が税務署長の
調査したところと異なる場合に
限り、税務署長の処分により確
定する方式をいう。
二 賦課課税方式 納付すべき税
額がもつぱら税務署長又は税関
長の処分により確定する方式を
いう。

2 国税(前条第三項各号に掲げる
ものを除く。)についての納付すべ
き税額の確定が前項各号に掲げる
方式のうちいずれの方式によりさ
れるかは、次に定めるところによ
る。
一 納税義務が成立した場合にお
いて、納税者が、国税に関する
法律の規定により、納付すべき
税額を申告すべきものとされて
いる国税 申告納税方式
二 前号に掲げる国税以外の国
税 賦課課税方式

第二節 申告納税方式による
国税に係る税額
の確定手続
第一款 納税申告
(期限内申告)
第十七条 申告納税方式による国税
の納税者は、国税に関する法律の
定めるところにより、納税申告書
を法定申告期限までに税務署長に

提出しなければならない。
2 前項の規定により提出する納税
申告書は、期限内申告書という。
(期限後申告)
第十八条 期限内申告書を提出すべ
きであつた者(所得税法に規定す
る損失申告書を提出することがで
きる者)その法定申告期限内に当
該申告書を提出しなかつたもの
及びこれらの者の相続人その他こ
れらの者の財産に属する権利義務を
包括して承継した者を含む。)は、
法定申告期限後においても、第二
十五条(決定)の規定による決定が
あるまでは、納税申告書を税務署
長に提出することができる。

2 前項の規定により提出する納税
申告書は、期限後申告書という。
3 期限後申告書には、その申告に
係る国税の期限内申告書に記載す
べきものとされている事項を記載
し、その期限内申告書に添付すべ
きものとされている書類があると
きは当該書類を添付しなければならない。
(修正申告)
第十九条 納税申告書を提出した者
(その相続人その他当該提出した
者の財産に属する権利義務を包括
して承継した者を含む。以下第二
十三条第一項(更正の請求)にお
いて同じ。)は、次の各号の一に該
当する場合に、その申告について
第二十四条(更正)の規定による更
正があるまでは、その申告に係る
課税標準等(第二条第六号イから
ハまで(定義)に掲げる事項をい
う。以下同じ。)又は税額等(同号
ニからハまで)に掲げる事項をい
う。以下同じ。)を修正する納税申

告書を税務署長に提出することが
できる。
一 先の納税申告書の提出により
納付すべきものとしてこれに記
載した税額に不足額があるとき。
二 先の納税申告書に記載した純
損失等の金額が過大であるとき。
三 先の納税申告書に記載した選
付金の額に相当する税額が過大
であるとき。
四 先の納税申告書に当該申告書
の提出により納付すべき税額を
記載しなかつた場合において、そ
の納付すべき税額があるとき。
2 第二十四条から第二十六条まで
(更正・決定)の規定による更正又
は決定を受けた者は、次の各号の
一に該当する場合には、その更正
又は決定について同条の規定によ
る更正があるまでは、その更正又
は決定に係る課税標準等又は税額
等を修正する納税申告書を税務署
長に提出することができる。
一 その更正又は決定により納付
すべきものとしてその更正又は
決定に係る更正通知書又は決定
通知書に記載された税額に不足
額があるとき。
二 その更正に係る更正通知書に
記載された純損失等の金額が過
大であるとき。
三 その更正又は決定に係る更正
通知書又は決定通知書に記載さ
れた選付金の額に相当する税額
が過大であるとき。
四 納付すべき税額がない旨の更
正を受けた場合において、納付
すべき税額があるとき。
3 前二項の規定により提出する納

税申告書は、修正申告書という。

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添附しなければならない。

一 その申告前の課税標準等及び税額等

二 その申告後の課税標準等及び税額等

三 その申告に係る次に掲げる金額

イ その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ その申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額

ハ 所得税法第三十六条第四項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第三十六条の二第二項（外国税額控除額の還付））において準用する場合を含む。）又は法人税法第二十六条の四第四項（欠損の繰戻しによる還付）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。）に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

四 前三号に掲げるもののほか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申告に係るものその他参考となるべき事項

（修正申告の効力）

第二十条 修正申告書で既に確定した納付すべき税額を増加させるものの提出は、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。（納税申告書の提出先等）

第二十一条 納税申告書は、その提出の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る納税申告書については、当該申告書に係る課税期間が開始した時（課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時）以後にその納税地に異動があつた場合において、納税者が当該異動に係る納税地を所轄する税務署長で現在の納税地を所轄する税務署長以外のものに対し当該申告書を提出したときは、その提出を受けた税務署長は、当該申告書を受理することができる。この場合において、当該申告書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

3 前項の納税申告書を受理した税務署長は、当該申告書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨をその提出した者に通知しなければならない。（郵送に係る納税申告書の提出時期）

第二十二條 納税申告書（当該申告書に添附すべき書類その他当該申告書の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。）が郵便物により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がないときは、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

（更正の請求）

第二十三条 納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合は、当該申告書に係る国税の法定申告期限（法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書（決算が遅延した場合の申告期限の延長））の規定による納税申告書については、その提出期限）から一月以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき次条の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき。

二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額が過少であるとき、又は当該申告書に純損失等の金額を記載しなかつたとき。

三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又は当該申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかつたとき。

り、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又は当該申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかつたとき。

2 前項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をしようとする者は、同項の申告に係る課税標準等又は税額等、更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、次条の規定による更正をし、又はその更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納税申告書の提出により納付すべき国税（その滞納処分を含む。以下この項において同じ。）の徴収を猶予しない。ただし、税務署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

5 前二条の規定は、更正の請求について準用する。

（更正）

第二十四条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

（決定）

第二十五条 税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

（再更正）

第二十六条 税務署長は、前二条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。

（国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定）

第二十七条 前三条の場合において、国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査したところに基づき、これらの規定による更正又は決定をすることができる。

（更正又は決定の手続）

第二十八条 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定（以下「更正又は決定」という。）は、税務署長が更正

標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

（決定）

第二十五条 税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

（再更正）

第二十六条 税務署長は、前二条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。

（国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定）

第二十七条 前三条の場合において、国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査したところに基づき、これらの規定による更正又は決定をすることができる。

（更正又は決定の手続）

第二十八条 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定（以下「更正又は決定」という。）は、税務署長が更正

通知書又は決定通知書を送達して行なう。

2 更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その更正が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

一 その更正前の課税標準等及び税額等

二 その更正後の課税標準等及び税額等

三 その更正に係る次に掲げる金額

イ その更正前の納付すべき税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額

ハ 純損失の繰戻し等による還付金額に係る第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額

ニ その更正前の納付すべき税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額

ホ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額

3 決定通知書には、その決定に係る課税標準等及び税額等を記載しなければならない。この場合にお

いて、その決定が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

(更正等の効力)

第二十九条 第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正(以下「更正」といふ。)で既に確定した納付すべき税額を増加させるものは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

2 既に確定した納付すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

3 更正又は決定を取り消す処分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

(更正又は決定の所轄庁)

第三十条 更正又は決定は、これらの処分をする際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」といふ。)を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税については、これらの国税の課税期間が開始した時(課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時)以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの(以下この項において「旧納税地」といふ。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納

税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるときは、その旧納税地を所轄する税務署長は、前項の規定にかかわらず、これらの国税について更正又は決定をすることができ。

3 前二項に規定する税務署長は、更正又は決定をした後、当該更正又は決定に係る国税につき既に適法に、他の税務署長に対し納税申告書が提出され、又は他の税務署長が決定をしていいたため、当該更正又は決定をすべきでなかつたものであることを知つた場合には、遅滞なく、当該更正又は決定を取り消さなければならない。

第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続

(課税標準申告)

第三十一条 賦課課税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、その国税の課税標準を記載した申告書をその提出期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 第二十一条第一項(納税申告書の提出先)及び第二十二條(郵送に係る納税申告書の提出時期)の規定は、前項の申告書(以下「課税標準申告書」といふ。)について準用する。

(賦課決定)

第三十二条 税務署長は、賦課課税方式による国税については、その調査により、課税標準申告書を提出すべき期限(課税標準申告書の提出を要しない国税については、

その納税義務の成立の時)後に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。

一 課税標準申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと同じであるとき。 納付すべき税額

二 課税標準申告書を提出すべきものとされている国税につき当該申告書の提出がないとき、又は当該申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと異なるとき。

三 課税標準申告書の提出を要しないとき。 課税標準及び納付すべき税額

2 税務署長は、前項又はこの項による決定をした後、その決定をした課税標準(前項第一号に掲げる場合にあつては、同号の課税標準申告書に記載された課税標準)又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。

3 第一項の規定による決定は、税務署長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書(第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書)を送達して行なう。

4 第二項の規定による決定は、税務署長が次に掲げる事項を記載した賦課決定通知書を送達して行なう。

一 その決定前の課税標準及び納付すべき税額

二 その決定後の課税標準及び納付すべき税額

三 その決定前の納付すべき税額がその決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する納付すべき税額

5 第二十七条(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定)、第二十八条第三項後段(決定通知書の附記事項)及び第二十九条(更正等の効力)の規定は、第一項又は第二項の規定による決定(以下「賦課決定」といふ。)について準用する。

(賦課決定の所轄庁)

第三十三条 賦課決定は、その賦課決定の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」といふ。)を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する更正若しくは決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき国税に係る当該加算税についての賦課決定をすることができ。

一 第三十条第二項(更正又は決定の所轄庁の特例)の更正又は決定があつたとき。 当該更正又は決定をした税務署長

二 更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定で前号に

規定するもの以外のもの又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出(第二十一条第二項(納税申告書の提出先の特例)の規定に該当する場合にあつては、同条第三項の規定により当該申告書の送付)があつた後に当該国税の納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地が現在の納税地以外のもの(以下この号において「旧納税地」といふ。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき、旧納税地を所轄する税務署長(保稅地域からの引取りに係る消費稅その他政令で定める消費稅についての賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、その保稅地域(当該政令で定める消費稅については、政令で定める場所)の所在地の所轄税關長が行なう。この場合においては、前二条の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは「税關長」と、前条第一項第二号及び第三号、第二項第三項並びに第四項第一号及び第二号中「納付すべき稅額」とあるのは「稅額等」とする。 第三章 国税の納付及び徴収 第一節 国税の納付 (納付の手續) 第三十四条 国税を納付しようとする者は、その稅額に相当する金錢に納付書(納稅告知書の送達を受けた場合には、納稅告知書)を添	えて、これを日本銀行(国税の收納を行なう代理店を含む。)、郵便局又はその国税の收納を行なう税務署の職員に納付しなければならぬ。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。 2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その稅額に相当する印紙をはるることにより納付するものとする。 3 物納の許可があつた国税は、第一項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることが出来る。 (申告納稅方式による国税等の納付) 第三十五条 期限内申告書を提出した者は、国税に関する法律に定めるところにより、当該申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した稅額に相当する国税をその法定納稅期限(延納に係る納稅については、その延納に係る納稅期限)までに國に納付しなければならぬ。 2 次の各号に掲げる金額に相当する国税の納稅者は、その国税を当該各号に掲げる日(延納に係る国税、第二十七条ただし書(定義)に規定する納稅申告書の提出により納付すべき国税その他国税に関する法律に別段の納稅期限の定めがある国税については、当該法律に	定める納稅期限)までに國に納付しなければならない。 一 期限後申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した稅額又は修正申告書に記載した第十九条第四項第三号(修正申告により納付すべき稅額)に掲げる金額(その修正申告書の提出により納付すべき稅額が新たにあらることとなつた場合には、当該納付すべき稅額)その期限後申告書又は修正申告書を提出した日 二 更正通知書に記載された第二十八条第二項第三号イからハまで(更正により納付すべき稅額)に掲げる金額(その更正により納付すべき稅額が新たにあらることとなつた場合には、当該納付すべき稅額)又は決定通知書に記載された納付すべき稅額、その更正通知書又は決定通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日 三 過少申告加算稅、無申告加算稅又は重加算稅(第六十八条第一項又は第二項(申告納稅方式による国税の重加算稅の規定によるものに限る。以下この項において同じ。))に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算稅、無申告加算稅又は重加算稅を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。 第二節 国税の徴収 第一款 納稅の請求	(納稅の告知) 第三十六条 税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税(その滞納処分費を除く。以下次条において同じ。)を徴収しようとするときは、納稅の告知をしなければならない。 一 賦課課稅方式による国税(過少申告加算稅、無申告加算稅及び前条第三項に規定する重加算稅を除く。) 二 源泉徴収等による国税でその法定納稅期限までに納付されなかつたもの 三 納稅義務の成立の際印紙をはるることにより納付すべきものとされている国税(印紙稅を除く。) 四 日本銀行券發行稅 2 前項の規定による納稅の告知は、税務署長が、政令で定めるところにより、納付すべき稅額、納稅期限及び納付場所を記載した納稅告知書を送達して行なう。ただし、担保として提供された金錢をもつて消費稅を納付させる場合その他政令で定める場合には、納稅告知書の送達に代え、当該職員に口頭で当該告知をさせることができる。 (督促) 第三十七条 納稅者がその国税を第三十五条(申告納稅方式による国税の納付)又は前条第二項の納稅期限(所得稅法第三章(予定納稅及び予定申告)の規定により納付すべき所得稅については、同章に規定する納稅期限とし、延滞稅及び利子	稅については、その計算の基礎となる国税のこれらの納稅期限とする。以下「納稅期限」といふ。) 完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納稅者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。 一 一次条第一項若しくは第三項又は国税徴収法第五十九条(保全差押)の規定の適用を受けた国税 二 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税 2 前項の督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納稅期限から二十日以内に発するものとする。 3 第一項の督促をする場合においては、その督促に係る国税についての延滞稅又は利子稅があるときは、その延滞稅又は利子稅につき、あわせて督促しなければならない。(繰上請求) 第三十八条 税務署長は、次の各号の一に該当する場合において、納付すべき稅額の確定した国税でその納稅期限までに完納されないと認められるものがあるときは、その納稅期限を繰り上げ、その納付を請求することができる。 一 納稅者の財産につき強制換価手續が開始されたとき 二 納稅者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき
---	---	--	---	--

三 法人である納税者が解散したとき。

四 納税者が納税管理人を定めないうちこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。

五 納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れ、若しくは免れようとし、若しくは国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納税者が国税の滞納処分を執行を免れ、若しくは免れようとしたと認められるとき。

2 前項の規定による請求は、税務署長が、納付すべき税額、その繰上げに係る期限及び納付場所を記載した繰上請求書(源泉徴収等による国税で納税の告知がされていないものについて同項の規定による請求をする場合には、当該請求をする旨を附記した納税告知書)を送達して行なう。

3 第一項各号の一に該当する場合において、納税義務の成立した国税(納付すべき税額が確定したものを除く。)でその確定後においては当該国税の徴収を確保することができなと認められるものがあるときは、税務署長は、その国税の法定申告期限(課税標準申告書の提出期限を含む。)前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ、滞納処分を執行することを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その税務署の当該職員は、

その金額を限度として、直ちにその者の財産を差し押さえることができる。

4 国税徴収法第五十九条第二項から第十一項まで(保全差押)の規定は、前項の決定があつた場合について準用する。

(強制換領の場合の消費税の徴収の特例)

第三十九条 税務署長は、消費税の課される物品が強制換領手続により換領された場合において、国税に關する法律の規定によりその物品につき消費税(その滞納処分費を含む。)以下この項、次項及び第四十三条第一項(国税の徴収の所轄庁)において同じ。)の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちからその消費税を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の規定により消費税を徴収するときは、あらかじめその執行機関(国税徴収法第二条(用語の定義)に規定する執行機関をいう。以下同じ。)及び納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合においては、第一項の換領がされたときは、その納税者につきその通知に係る税額に相当する消費税が第二十五条(決定)の規定による決定により確定されたものとみなし、その執行機関に対する通知は、国税徴収法に規定する交付要求(以下「交付要求」といふ。)とみなす。

第二款 滞納処分

第四十条 税務署長は、第三十七条(督促)の規定による督促に係る国税(督促)の督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納されない場合、第三十八条第一項(繰上請求)の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他国税徴収法に定める場合には、同法その他の法律の規定により滞納処分を行なう。

第三節 雜則

(第三者の納付及びその代位)

第四十一条 国税は、これを納付すべき者のために第三者が納付することができる。

2 国税の納付について正当な利益を有する第三者又は国税を納付すべき者の同意を得た第三者が国税を納付すべき者に代わつてこれを納付した場合において、その国税を担保するため抵当権(根抵当であるものを除く。)が設定されているときは、これらの者は、その納付により、その抵当権につき代位することができ。

3 前項の場合において、第三者が同項の国税の一部を納付したときは、その残余の国税は、同項の規定による代位に係る第三者の債権に先だつて徴収する。

(債権者の代位及び許行為の取消)

第四十二条 民法第四百二十三条(債権者の代位)及び第四百二十四条(許行為の取消)の規定は、国税の徴収に關して準用する。

(国税の徴収の所轄庁)

第四十三条 国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」といふ。)を所轄する税務署長が行なう。ただし、保税地域からの引取りに係る消費税その他政令で定める消費税については、保税地、その保税地域(当該政令で定める消費地)については、政令で定める場所の所在地を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税又は贈与税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に規定する国税について徴収に係る処分をすることができる。

一 第三十条第二項(更正又は決定の所轄庁の特例)の更正若しくは決定(当該更正又は決定により納付すべき税額に係る第六十九条(加算税の賦課決定を含む。))又は第三十三条第二項第二号(賦課決定の所轄庁の特例)の賦課決定があつた場合において、これらの処分に係る国税につき、これらの処分をした後ににおいても引き続きこれらの項に規定する事由があるとき、当該処分をした税務署長

二 これらの国税につき納付すべき税額が確定した時以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの(以下この号において「旧納税地」といふ。))を所轄する税務署長において、その異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき、旧納税地を所轄する税務署長

3 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎを受けることができる。

4 前項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた国税局長は、遅滞なく、その旨をその国税を納付すべき者に通知するものとする。

(更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例)

第四十四条 株式会社について更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社の国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、当該会社の本店(外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。)の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継ぎをすることができ。ただし、更生事件がその本店以外の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができ。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により徴収の引継ぎがあつた場合について準用する。

(国税局長又は税関長が徴収する場合の譲渡規定)

第四十五条 第四十三条第一項ただし書(税関長による徴収)の規定により税関長が徴収する場合若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第四十三条第三項(徴収の引継ぎ)若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章(第三十八条第三項(繰上保全差押)、第三十九条(強制換価の場合の消費税の徴収の特例)及びこの節を除く。)の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「税関長若しくは「税関」又は「国税局長若しくは「国税局」とする。

第四章 納税の猶予及び担保

第一節 納税の猶予

(納税の猶予の要件等)

第四十六条 国税局長又は税務署長は、震災、風水害、落雷、火災その他これらの類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)から一年以内の期間(第二号

に掲げる国税については、政令で定める期間)を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

一 その災害のやんだ日(源泉徴収等による国税並びに申告納税方式による有価証券取引税及び消費税については、その日の属する月の末日)以前に納税義務の成立した国税(政令で定めるものを除く。)でその納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)がその損失を受けた日以後に到来するものうちその申請の日以前に納付すべき税額の確定したものの
二 所得税法第三章(予定納税及び予定申告)の規定による予定納税又は予定申告に係る所得税その他政令で定める国税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するもの

2 税務署長(第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項(国税の徴収の所轄)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。)は、次の各号の一に該当する事実がある場合(前項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができな

い内の期間を限り、その納税を猶予することができる。前項の規定による納税の猶予をした場合において、同項の災害を受けたことにより、その猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときも、また同様とする。

一 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつたこと。
二 納税者又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したとき。
三 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。
四 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。
五 前各号の一に該当する事実に関する事実があつたこと。

3 税務署長等は、次の各号に掲げる国税(延納に係る国税を除く。)の納税者につき、当該各号に掲げる税額に相当する国税を一時に納付することができない理由があることと認められる場合には、その納付することができないと認められる金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。
一 申告納税方式による国税(その附帯税を含む。)その法定申告期限から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した部分の税額

二 賦課課税方式による国税(その延滞税を含む。第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税を除く。)その課税標準申告書の提出期限(当該申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の日)から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額

二 源泉徴収等による国税(その附帯税を含む。)その法定納期限から一年を経過した日以後に納税告知書の送達があつた場合における当該告知書に記載された納付すべき税額
4 前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることを妨げない。

5 税務署長等は、第二項又は第三項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
6 税務署長等は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき滞納処分により差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。
7 税務署長等は、第二項又は第三項の規定により納税の猶予をした

場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につきこれらの規定により納税の猶予をした期間をあわせて二年をこえることができない。

(納税の猶予の通知等)
第四十七条 税務署長等は、前条の規定による納税の猶予(以下「納税の猶予」という。)をし、又はその猶予の期間を延長したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項を納税者に通知しなければならない。
2 税務署長等は、前条第一項から第三項まで又は第七項の申請がされた場合において、納税の猶予又はその猶予の延長を認めないときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

(納税の猶予の効果)
第四十八条 税務署長等は、納税の猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る金額に相当する国税につき、新たに督促及び滞納処分交付要求を除く。)をすることができない。
2 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができ

3 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産のうち天然果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは国税徴収法第七十二条第一項(特許権等の差押手続)に規定する無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した天然果実又は同条第一項に規定する第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものにつき滞納処分を執行し、その財産に係る同法第二百二十九条第一項(配当の原則)に規定する換価代金等をその猶予に係る国税に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該金銭をその猶予に係る国税に充てることができる。

(納税の猶予の取消し)

第四十九条 納税の猶予を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる。

一 第三十八条第一項各号(繰上請求)の一に該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

二 第四十六条第四項(猶予税額の分納)の規定により分割した金額ごとに定められた猶予期間内にその金額に相当する国税を納付しないとき。

三 その猶予に係る国税につき提供された担保について税務署長等が第五十一条第一項(担保の変更等)の規定によつてした命令に応じないとき。

四 前三号に掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

2 税務署長等は、前項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮する場合には、第三十八条第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、その猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3 税務署長等は、第一項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

第二節 担保

(担保の種類)

第五十条 国税に関する法律の規定により提供される担保の種類は、次に掲げるものとす。

一 国債及び地方債

二 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で税務署長等(国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合)には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条に

おいて同じ。)が確実と認めるもの

三 土地

四 建物、立木及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに登録を受けた建設機械で、保険に附したものの

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団

六 税務署長等が確実と認める保証人の保証

七 金銭

(担保の変更等)

第五十一条 税務署長等は、国税につき担保の提供があつた場合において、その担保として提供された財産の価額又は保証人の資力の減少その他の理由によりその国税の納付を担保することができないと認めるときは、その担保を提供した者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為をすべきことを命ずることができる。

2 国税について担保を提供した者は、税務署長等の承認を受けて、その担保を変更することができ

る。

3 国税の担保として金銭を提供した者は、政令で定めるところにより、その金銭をもつてその国税の納付に充てることができる。

(担保の処分)

第五十二条 税務署長等は、担保の提供されている国税がその納期限(第三十八条第二項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限及び納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を含む。以下次条及び第六十三条第二項(延滞税の免除)において同じ。)までに完納されないと認め、又は担保の提供がされている国税について延滞、納税の猶予若しくは徴収若しくは滞納処分に関する猶予を取り消したときは、その担保とて提供された金銭をその国税に充て、若しくはその提供された金銭以外の財産を滞納処分の例により処分してその国税及び当該財産の処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

2 税務署長等は、前項の規定により保証人に同項の国税を納付させる場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、納付させる金額、納付の期限、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による告知をしなければならぬ。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対し、その旨を通知しなければならない。

3 保証人がその国税を前項の納付の期限までに完納しない場合には、税務署長等は、第六項において準用する第三十八条第一項の規定により納付させる場合を除き、その者に対し、納付催告書によりその納付を督促しなければならない。この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から二十日以内に発するものとする。

4 第一項の場合において、担保として提供された金銭又は担保として提供された財産の処分の代金を同項の国税及び処分費に充ててなお不足があると認めるときは、税務署長等は、当該担保を提供した者の他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納せず、かつ、当該担保を提供した者に対して滞納処分を執行してもなお不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

5 前項の規定により保証人に対して滞納処分を執行する場合には、税務署長等は、同項の担保を提供した者の財産を換価に付した後に、納付に付することができる。

6 第三十八条第一項及び第二項並びに前節の規定は、保証人に第一項の国税を納付させる場合について準用する。

(国税庁長官等が徴した担保の処分)

第五十三条 国税庁長官又は国税局長は、国税に関する法律の規定により担保を徴した場合(第四十三条第三項又は第四十四条第一項(徴収の引継ぎ)の規定により徴収の引継ぎを受けた国税局長がその引継ぎに係る国税につき担保を徴した場合を除く。)において、その担保の提供がされている国税がその納期限までに完納されないと認め、政令で定める税務署長にその担保として提供された財産の処分その他前条に規定する処分を行なわせるものとする。

(担保の提供等に関する細目)

第五十四条 この法律に定めるもののほか、担保の提供の手続その他担保に關し必要な手続については、政令で定める。

(納付委託)

第五十五条 納税の猶予又は滞納処分に關する猶予を受けた者がその猶予に係る国税を納付するため、国税の納付に使用することができ、証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立てとその他の取立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、税務署(第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関又は国税局。以下この条において同じ)の当該職員は、その証券が最近において確実に取立てることができ、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

(還付)

第五十六条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金(以下「還付金等」という。)があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

(充當)

第五十七条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税があるときは、前条の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充當しなければならない。この場合において、その国税のうちに延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる国税に充當しなければならない。

2 税務署の当該職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証書を交付しなければならない。

3 第一項の委託があつた場合において、必要があるときは、税務署の当該職員は、確定と認める金融機関にその取立て及び納付の再委託をすることができる。

4 第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により同項の国税につき国税に關する法律の規定による担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

第五章 国税の還付及び還付加算金

(還付加算金)

第五十八条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等を還付し、又は充當する場合においては、その還付金等に係る国税の納付があつた日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充當の日(同日前に充當するものに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。以下第六十条第二項(延滞税の額の計算)において同じ。)までの期間(他の国税に關する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間)に應じ、その金額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付し、又は充當すべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該當するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除する。

一 還付金等の請求権につき民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百九十四条(差押命令)の規定による差押えがされた場合において、当該差押えの日に同法第六百条第一項(移付命令)の命令がなかつたとき。その差押えの日の翌日からその差押えの取消し又は同項の命令があつた日までの期間

二 還付金等の請求権につき仮差押えがされたとき。その仮差押えがされてゐる期間

三 国税局長、税務署長又は税関長が国税に係る過誤納金のあることをその還付を受けるべき者に通知した場合において、その通知書を發した日の翌日から起算して一月を経過する日まで

四 申告納税方式による国税で過誤納に係るものの納付がその国税の法定納期限前にあつたとき。その納付の日の翌日から当該法定納期限までの期間

二以上の納期又は二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納が生じた場合には、その過誤納の金額に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれ納付の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 適法に納付された国税が、その適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過納となつたときは、その過納の金額に相當する納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 申告納税方式による国税の納付があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しすべき行為が取り消されたことその他のこれらに準ずる政令で定める理由に基づきその国税について更正が行なわれたときは、その更正により過納となつた金額に相當する国税(その附帯税で当該更正に伴い過納となつたものを含む。)は、その更正があつた日(当該理由に基づき国税に關する法律の規定により更正の請求があつた場合には、当該請求があつた日)に納付されたものとみなして、第一項の規定を適用する。

(国税の予納額の還付の特例)

第五十九条 納税者は、次に掲げる国税として納付する旨を税務署長に申し出て納付した金額があるときは、その還付を請求することができる。

一 納付すべき税額の確定した国税で、その納期が到来してゐないもの

二 最近において納付すべき税額の確定することが確定であると認められる国税

2 前項の規定に該當する納付があつた場合において、その納付に係る国税の全部又は一部につき国税に關する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこととなつたときは、その時に国税に係る過誤納があつたものとみなして、前三条の規定を適用する。

第六章 附帯税

第一節 延滞税及び利子税

(延滞税) 第六十条 納税者は、次の各号の一に該當するときは、延滞税を納付しなければならない。

たときは、その旨をその充當に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

(還付加算金)

第五十八条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等を還付し、又は充當する場合においては、その還付金等に係る国税の納付があつた日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充當の日(同日前に充當するものに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。以下第六十条第二項(延滞税の額の計算)において同じ。)までの期間(他の国税に關する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間)に應じ、その金額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付し、又は充當すべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該當するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除する。

一 還付金等の請求権につき民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百九十四条(差押命令)の規定による差押えがされた場合において、当該差押えの日に同法第六百条第一項(移付命令)の命令がなかつたとき。その差押えの日の翌日からその差押えの取消し又は同項の命令があつた日までの期間

二 還付金等の請求権につき仮差押えがされたとき。その仮差押えがされてゐる期間

三 国税局長、税務署長又は税関長が国税に係る過誤納金のあることをその還付を受けるべき者に通知した場合において、その通知書を發した日の翌日から起算して一月を経過する日まで

四 申告納税方式による国税で過誤納に係るものの納付がその国税の法定納期限前にあつたとき。その納付の日の翌日から当該法定納期限までの期間

二以上の納期又は二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納が生じた場合には、その過誤納の金額に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれ納付の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 適法に納付された国税が、その適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過納となつたときは、その過納の金額に相當する納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 申告納税方式による国税の納付があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しすべき行為が取り消されたことその他のこれらに準ずる政令で定める理由に基づきその国税について更正が行なわれたときは、その更正により過納となつた金額に相當する国税(その附帯税で当該更正に伴い過納となつたものを含む。)は、その更正があつた日(当該理由に基づき国税に關する法律の規定により更正の請求があつた場合には、当該請求があつた日)に納付されたものとみなして、第一項の規定を適用する。

(国税の予納額の還付の特例)

第五十九条 納税者は、次に掲げる国税として納付する旨を税務署長に申し出て納付した金額があるときは、その還付を請求することができる。

一 納付すべき税額の確定した国税で、その納期が到来してゐないもの

二 最近において納付すべき税額の確定することが確定であると認められる国税

2 前項の規定に該當する納付があつた場合において、その納付に係る国税の全部又は一部につき国税に關する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこととなつたときは、その時に国税に係る過誤納があつたものとみなして、前三条の規定を適用する。

第六章 附帯税

第一節 延滞税及び利子税

(延滞税) 第六十条 納税者は、次の各号の一に該當するときは、延滞税を納付しなければならない。

たときは、その旨をその充當に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

たときは、その旨をその充當に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

一 期限内申告書を提出した場合において、当該申告書の提出により納付すべき国税を法定納期限までに完納しないとき。

二 期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定を受けた場合において、第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき国税があるとき。

三 納税の告知を受けた場合において、当該告知により納付すべき国税(第五号及び第六号に規定する国税並びに不納付加算税及び重加算税を除く)をその法定納期限後に納付するとき。

四 所得税法第三章(予定納税及び予定申告)の規定による予定納税又は予定申告に係る所得税を法定納期限までに完納しないとき。

五 源泉徴収等による国税(所得税法第四十一条第二項(代位納付)の規定により納付すべき所得税を含む。以下次条第二項において同じ。)をその法定納期限までに完納しないとき。

六 納税義務の成立の際印紙を貼ることにより納付すべきものとされている国税(印紙税を除く。以下次項において同じ。)をその成立の際完納しないとき。

2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限(純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつたことにより納付すべきこととなつた国税その他政令で定める国税については、政令で定める

日)の翌日からその国税を完納する日までの期間に應じ、その未納の税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。ただし、督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、その未納の税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した額とする。

3 第一項の納税者は、延滞税をその額の計算の基礎となる国税にあつては、納付しななければならない。延滞税は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

4 延滞税の額の計算の基礎となる(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例)第六十一条 修正申告書(偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者が当該国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書を除く。)の提出又は更正(偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者についてされた当該国税に係る更正を除く。)があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該申告書の提出又は更正により納付すべき国税については、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。

一 その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出されている場合において、その法定申告期限から一年を経過する日以後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられたとき。その法定申告期限から一年を経過する日の翌日から当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられた日までの期間。

二 その申告又は更正に係る国税について期限後申告書(還付金の還付を受けるための納税申告書で政令で定めるもの(以下「還付請求申告書」といふ。))を含む。以下この号において同じ。)が提出されている場合において、その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日以後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられたとき。その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日の翌日から当該修正申告書の提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられた日までの期間。

2 源泉徴収等による国税で次の各号の一に該当するものについては、前条第二項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。ただし、その国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて偽りその他不正の行為がある場合(第二号に掲げる国税については、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について第三十条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知があるべきことを

予知して納付されたときに限る。)は、この限りでない。

一 法定納期限から一年を経過する日以後に納税告知書が發せられた国税。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該告知書が發せられた日までの期間。

二 前号に掲げるものを除き、法定納期限から一年を経過する日以後に納付された国税。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間。

(二)部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)第六十二条 延滞税の額の計算の基礎となる国税の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

2 第六十条第三項(延滞税の納付)の規定により延滞税をあわせて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする。

(納税の猶予の場合の延滞税の免除)第六十三条 第四十六条第一項若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号(同項第一号又は第二号に該当する事実に関する納税の猶予)又は国税徴収法第五十三条第一項(納税の猶予)の規定による納税の猶予又は国税徴収法第五十三条第一項(延滞税の停止)の規定による

延滞税の執行の停止をした場合には、その猶予又は停止をした国税に係る延滞税のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第四十九条第一項(納税の猶予の取消し)又は同法第五十四条第一項(延滞税の停止の取消し)の規定による取消しの原因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、国税局長、税務署長又は税関長は、その免除をしないことができる。

2 第九条(期限の延長)の規定により国税の納期限を延長した場合に、その国税に係る延滞税のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

3 第四十六条第二項第三号、第四号若しくは第五号(同項第三号又は第四号に該当する事実に関する納税の猶予)の規定による納税の猶予(事業の廃止等による納税の猶予)の規定による納税の猶予又は国税徴収法第五十一条第一項(換価の猶予)の規定による換価の猶予をした場合において、納税者が次の各号の一に該当するときは、国税局長、税務署長又は税関長は、その猶予をした国税に係る延滞税につき、猶予をした期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、免除することができる。

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしない

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしない

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしない

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしない

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしない

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしない

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしない

ければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があるとき認められるとき。

(利子税)

第六十四条 延滞に係る国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、その延滞に係る国税にあわせて利子税を納付しなければならない。

2 利子税の額の計算の基礎となる期間は、第六十条第二項(延滞税の額の計算)に規定する期間に算入しない。

3 第六十条第四項(延滞税の属する税目)及び第六十二条(一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)の規定は、利子税について準用する。

第二節 加算税

(過少申告加算税)

第六十五条 期限内申告書(還付請求申告書を含む。)が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項(期限後申告書等による納付)の規定により納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 前項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうち、その修正申告又は更正前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があるとき認められるものがある場合には、同項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があるとき認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定は、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。

第六十六条 次の各号の一に該当する場合においては、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項(期限後申告書等による納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があるとき認められる場合(当該各号に規定する期限後申告書が法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書(決算が遅延した場合の申告期限の延長)の規定による納税申告書である場合を含む。)は、この限りでない。

(無申告加算税)

第六十七条 源泉徴収等による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長は、当該納税者から、第三十六条第一項第二号(源泉徴収等による国税の納税の告知)の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることとなる納付された税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて正当な理由があるとき認められる場合は、この限りでない。

一 期限後申告書の提出又は第二十五条(決定)の規定による決定があつた場合

二 期限後申告書の提出又は第二十五条の規定による決定があつた後に修正申告書の提出又は更正があつた場合

2 前条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

3 期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

(不納付加算税)

第六十八条 第六十五条第一項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(同条第三項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていらないものに基づきことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていらないもの)に、又は仮装されていらない事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

2 源泉徴収等による国税が第三十六条第一項第二号の規定による納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付された場合において、その納付が、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないときは、その納付された税額に係る前項の不納付加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付された税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

(重加算税)

第六十九条 第六十五条第一項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(同条第三項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていらないものに基づきことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていらないもの)に、又は仮装されていらない事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3 前条第一項の規定に該当する場合(同項ただし書又は同条第二項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかつたときは、税務署長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていらないもの)に、又は仮装されていらないものに基づきことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装

ただし書又は同条第三項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていらないもの)に、又は仮装されていらない事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

3 前条第一項の規定に該当する場合(同項ただし書又は同条第二項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかつたときは、税務署長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていらないもの)に、又は仮装されていらないものに基づきことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装

ただし書又は同条第三項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていらないもの)に、又は仮装されていらない事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

れていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額に、係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を徴収する。

4 第一項又は第二項の規定は、消費税については、適用しない。

(加算税の税目)

第六十九条 過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税(以下「加算税」という。)は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間

第一節 国税の更正、決定等の期間制限

(国税の更正、決定等の期間制限)
第七十条 次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から三年を経過した日(同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日)のいずれか遅い日以後においては、することができない。

一 更正(第三項の規定に該当するものを除く) その更正に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る当該更正については、当該申告書を提出した日)

二 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定 当該申告書の提出期限

2 前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期限又は日から五年を経過する日まで、することができない。

一 納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定

二 純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正又はこれらの金額があるものとする更正

三 純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを減少させる更正

四 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税についての更正又は賦課決定

五 前各号に掲げるものを除き、法定申告期限から三年を経過した日以後に期限後申告書の提出があつた国税についての更正

3 第二十五条(決定)の規定による決定又はその決定後にする更正は、その決定又は更正に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書の提出がない場合にその当該決定又は更正については、政令で定める日)から五年を経過した日以後においては、することができない。

4 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から五年を経過した日以後においては、することができない。

一 課税標準申告書の提出を要す

る国税で当該申告書の提出がなかつたもの 当該申告書の提出期限

二 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税その納税義務の成立の日

(国税の更正、決定等の期間制限の特例)
第七十一条 更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定又は賦課決定(以下「更正決定等」という。)で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる期間の満了する日が前条の規定により更正決定等をすることができず期間(以下「通常の除外期間」という。)の満了する日後に到来する場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においても、することができず。

一 更正決定等に係る不服申立て若しくは訴えについての判決、決定若しくは判決(以下この号において「裁決等」という。)による原処分の変更又は更正の請求に基づく更正に伴つて課税標準等又は税額等に異動を生ずべき国税(当該裁決等又は更正に係る国税の属する税目に属するものに限り)で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものについて、更正決定等 当該裁決等又は更正があつた日から六月間

二 申告納税方式による国税につき、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうち含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと

と、当該事実のうち含まれていない取り消しすべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいてする更生(前条第二項第一号又は第二号の規定に該当するものに限り)又は当該更正に伴い当該国税に係る加算税についてする賦課決定 当該理由が生じた日から三年間

第二節 国税の徴収権の消滅時効

(国税の徴収権の消滅時効)
第七十二条 国税の徴収を目的とする国の権利(以下この節において「国税の徴収権」という。)は、その国税(その滞納処分費を除く)の法定納期限(前条第一号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、国税に關する法律に法定納期限の定めがない国税(国税の滞納処分費を含む)については、その国税の徴収権を行使することができる日とする)から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

(時効の中断及び停止)
第七十三条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分

の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一 更正又は決定 その更正又は決定により納付すべき国税の第三十五条第二項第二号(更正又は決定による納付)の規定による納期限までの期間

二 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八条第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る)に係る賦課決定 その賦課決定により納付すべきこれらの国税の第三十五条第三項の規定による納期限までの期間

三 納税に關する告知 その告知に指定された納付に關する期限までの期間

四 督促 督促状又は督促のため納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日(同日前に国税徴収法第四十七条第二項(繰上差押)の規定により差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間

五 交付要求 その交付要求がされている期間(国税徴収法第八十二条第二項(交付要求)の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く)

2 前項第五号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換領手続が取り消されたときにおいても、その時効中断の効力は、失われない。

3 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納

第二款 異議申立て

処分に関する猶予に係る部分の国税(当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない。

4 国税(附帯税及び国税の滞納処分費を除く。)についての国税の徴収権の時効が中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権につき、その時効が中断する。

第三節 還付金等の消滅時効

(還付金等の消滅時効)

第七十四条 還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができるときから五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2 第七十二条第二項及び第三項(国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力等)の規定は、前項の場合について準用する。

第八章 不服審査及び訴訟

第一節 不服審査

第一款 通則

(行政不服審査法との関係)

第七十五条 国税に関する法律に基づき処分に対する不服申立てについては、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法(昭和三十七年法律第 号)の定めるところによる。

(異議申立て)

第七十六条 国税に関する法律に基づき処分(行政不服審査法第四十四条第一項第七号(不服申立て)をすることができない処分)に掲げる処分に該当するものを含まないものとする。以下この節において同じ。)で国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長がしたものに不服がある者は、その処分があつたことを知つた日(その処分に係る通知を受けたときは、その受けた日。以下この節において同じ。)の翌日から起算して一月以内に、その処分をした国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長に対し、異議申立てをすることが出来る。

2 国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がした処分は、それぞれその処分をした職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がした処分とみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項の場合において、天災その他同項の期間内に異議申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に同項の異議申立てをすることが出来る。

4 異議申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

5 次に掲げる処分については、第一項の規定にかかわらず、異議申立てをすることができない。

一 不服申立てについての決定又は裁決その他の節又は行政不服審査法の規定による処分

二 第七十九条第一項第一号(審査請求をすることが出来る処分)に掲げる処分
(納税地異動の場合における異議申立て等)

第七十七条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分(前条第五項各号に掲げる処分に該当するもの並びに督促及び滞納処分(その例による処分を含む。)を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長と前条第一項の規定による異議申立てをする際における納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長とが異なることとなるときは、その異議申立ては、同項の規定にかかわらず、現在の納税地を所轄する税務署長に対してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長がしたものとみなす。

2 前項の異議申立てをする者は、異議申立書にその処分に係る税務署の名称を附記しなければならない。

3 第一項の場合において、異議申立書がその処分に係る税務署長に提出されたときは、当該税務署長は、その異議申立書を受理することが出来る。この場合においては、その異議申立書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出さ

税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

4 前項の異議申立書を受理した税務署長は、その異議申立書に現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

(異議申立事件の決定機関の特例)
第七十八条 所得税、法人税、相続税又は贈与税に係る税務署長の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その異議申立てがされている税務署長と異動後の納税地を所轄する税務署長とが異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長は、異議申立てをした者の申立てにより又は職権で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長に移送することが出来る。

2 前項の規定により異議申立てに係る事件の移送があつたときは、はじめからその移送を受けた税務署長に異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長がその異議申立てについての決定を行なう。

3 第一項の規定により異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長は、その異議申立てに係る異議申立書及び関係書類その他の物件(以下「異議申立書等」という。)をその移送を受けた税務署長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

第三款 審査請求

(審査請求)

第七十九条 国税に関する法律に基づき処分(次の各号に掲げるものに不服がある者は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して一月以内に、当該各号に掲げる者に対し、審査請求をすることが出来る。)

一 税務署長がした処分、その処分に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の当該職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたもの、国税庁長官又はその処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長

二 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の職員がした処分、その処分をした職員の所属する行政機関の所在地を所轄する国税局長

2 税務署長がした処分(第七十六条第二項(異議申立て)の規定により税務署長がした処分とみなされるものを含むものとし、前項第一号に掲げる処分に該当するものを除くものとする。以下この項、次条及び第八十七条第一項第二号(不服申立ての特例)において同じ。)に不服がある者は、次の各号の一に該当するときは、異議申立てをしない、当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査請求をすることが出来る。この場合において、その審査請求は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して一月以内にしなければならない。

2 税務署長がした処分(第七十六条第二項(異議申立て)の規定により税務署長がした処分とみなされるものを含むものとし、前項第一号に掲げる処分に該当するものを除くものとする。以下この項、次条及び第八十七条第一項第二号(不服申立ての特例)において同じ。)に不服がある者は、次の各号の一に該当するときは、異議申立てをしない、当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査請求をすることが出来る。この場合において、その審査請求は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して一月以内にしなければならない。

一 その処分をした者がその処分につき異議申立てをすることができ、その旨の行政不服審査法の規定による教示をしなかつたとき、その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

二 その処分が所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正であるとき。

三 第七十六条第一項の規定による税務署長に対する異議申立て（同項に規定する期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていらないものを除く。）についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者がその決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、その決定の通知を受けた日の翌日から起算して一月以内に、その決定をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査請求をすることができ、

4 国税局長又は税関長がした処分（第七十六条第二項の規定によりこれらの者がした処分とみなされるものを含む。）については、審査請求をすることができない。

5 第七十六条第三項、第四項及び第五項第一号並びに前二条の規定は、第一項から第三項までの規定による審査請求について準用する。

（決定が遅延した場合等のみなす審査請求）

第八十条 税務署長がした処分について異議申立てがされた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる日において、その異議申立てがされている税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査請求がされたものとみなす。

一 異議申立てがされた日の翌日から起算して三月を経過する日までに、その異議申立てについて決定がされないとき（異議申立てをした者がその期間内に別段の申出をしたときを除く。）。

二 異議申立てがされている税務署長においてその異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、その異議申立てをした者がこれに同意したとき。その同意があつた日

2 前項の規定に該当するときは、同項に規定する異議申立てがされている税務署長は、その異議申立てに係る異議申立書等を同項に規定する国税局長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

3 第七十八条（異議申立事件の決定機関の特例）の規定は、第一項の場合について準用する。

（他の審査請求に伴うみなす審査請求）

第八十一条 更正決定等について国税局長に対し審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は賦課決定について税務署長に対し異議申立てがされたときは、当該異議申立てを受けた税務署長は、その異議申立書等を当該国税局長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

2 更正決定等について税務署長に対し異議申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は賦課決定について税務署長に対し審査請求がされたときは、当該異議申立てがされている税務署長は、その異議申立書等を当該国税局長に送付し、かつ、その旨を異議申立てをした者に通知しなければならない。

3 前二項の規定により異議申立書等がこれらの規定に規定する国税局長に送付された場合には、その送付された日に、当該国税局長に対して当該異議申立てに係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

4 第七十八条（異議申立事件の決定機関の特例）の規定は、前項の場合について準用する。

第四款 雑則

（併合審理等）

第八十二条 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、その不服申立てを受けた者は、行政不服審査法の規定によるもののほか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができ、ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

2 前項の規定の適用がある場合には、その不服申立てを受けた者は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

（協議団による審理）

第八十三条 国税庁長官又は国税局長は、国税に関する法律の規定に基づき処分に対する不服申立てについて決定又は裁決をする場合には、国税庁又は当該国税局に附置された協議団の議決に基づいてこれをしなければならない。

2 協議団の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（不服申立てと国税の徴収との関係）

第八十四条 国税に関する法律に基づき処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）による換価及び配当は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の不服申立てをした者の申立てにより又は職権で、不服申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することができる。

3 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、第一項の不服申立てをした者が、担保を提供して、不服申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、その差押えをしないこと若しくはその差押えを解除することを命じ、又は自らその差押えをせず、若しくはその差押えを解除することができる。

4 第四十九条第一項第一号及び第三項（繰上請求の理由がある場合の納税の猶予の取消し）の規定は、第二項の規定による徴収の猶予又は滞納処分の続行の停止の取消しについて準用する。

（不服申立てに関する規定の適用除外）

第八十五条 第七十六条から前条まで（異議申立及び審査請求）の規定は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分については、適用しない。

第二節 訴訟

（行政事件訴訟法との関係）

第八十六条 国税に関する法律に基づき処分に関する訴訟については、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第 号）その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

(不服申立ての前置等)

第八十七条 国税に関する法律に基づく処分(第八十五条(不服申立て)に関する規定の適用除外)に規定する処分を除く。以下この節において同じ。)で不服申立てをすることができないものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができない処分(審査請求をすることができないもの(異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができないものを含む)を除く。)にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができない処分にあつては審査請求についての決定を経た後審査請求をすることができないものを除く。)を提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 異議申立て(税務署長に対してされたものを除く。)又は審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても決定又は裁決がないとき。

二 税務署長がした処分について異議申立てをした者が第八十条第一項第一号(みなす審査にしない旨の申出)に規定する申出をした場合において、その異議申立てをした日の翌日から起算して六月を経過しても決定がないとき。

三 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

四 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 国税に関する法律に基づく処分についてされた異議申立て又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

(証拠申出の順序)

第八十八条 国税に関する法律に基づく処分に係る行政事件訴訟法第三十一条第一項(抗告訴訟)に規定する抗告訴訟においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めたとときは、その訴えを提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができ。

第九章 雑則

(納税管理人)

第八十九条 個人である納税者がこの法律の施行地に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、若しくは有しないこととなる場合又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である納税者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するもののうちから納税管理人を定めなければならない。

い法人である納税者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するもののうちから納税管理人を定めなければならない。

2 納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長にその旨を届け出なければならぬ。その納税管理人を解任したときも、また同様とする。

(国税の課税標準の端数計算等)

第九十条 国税(印紙税及び附帯税を除く。以下この条及び次条において同じ。)の課税標準(その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。)を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令で定める国税の課税標準については、前項の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額

に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(国税の確定金額の端数計算等)

第九十一条 国税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円(国税の滞納処分費については、十円)未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令で定める国税の確定金額については、前項の規定にかかわらず、その確定金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 国税の確定金額を、二以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合において、その納付の期限ごとの分割金額に十円未満(前項に規定する国税に係るものについては、一円未満)の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納付の期限に係る分割金額に合算するものとする。

4 附帯税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が五百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(還付金等の端数計算等)

第九十二条 還付金等の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 還付金等の額が一円未満であるときは、その額を一円として計算する。

3 還付加算金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が三百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 還付加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる還付金等の額に千円未満の端数があるとき、又はその還付金等の額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(供託)

第九十三条 民法第四百九十四条(供託による免責)並びに第四百九十五条第一項及び第三項(供託の方法)の規定は、国税に関する法律の規定により納税者その他の者に金銭その他の物件を交付し、又は引き渡すべき場合について準用する。

(国税に関する相殺)

第九十四条 国税と国に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金等に係る債権と国に対する債務で金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(納税証明書の交付等)

第九十五条 国税局長、税務署長又は税関長は、国税に関する事項のうち納付すべき税額その他政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令

で定めるところにより、これを交付しなければならない。

2 前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。

(政令への委任)

第九十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による通知に係る事項及び納税の猶予に関する申請の手続その他この法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第八章(不服審査及び訴訟)の規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(従前の税法に基づく処分又は手続の効力)

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行前の国税に関する法律(以下「従前の税法」という。)の規定又はこれに基づき若しくはこれを実施するための命令の規定によつてした更正、告知、督促、徴収、請求、担保の徴収又は申告、申請、請求、証明、納付委託その他の処分又は手続で、この法律に相当規定があるものは、この別則又は他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の相当の規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

(申告納税方式による国税の加算税の納付に関する経過措置)

第三条 第三十五条第三項(加算税の納付)の規定は、この法律の施行後に賦課決定通知書を発した場合同様に適用する。

(繰上保全差押に関する経過措置)

第四条 第三十八条第三項及び第四項(繰上保全差押)の規定は、この法律の施行後に納税義務が成立した国税について適用する。

(還付加算金に関する経過措置)

第五条 第五十八条(還付加算金)の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充当をする還付金等に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものの計算については、従前の税法の例による。

(延滞税に関する経過措置)

第六条 第六章第一節(延滞税)の規定は、この条又は他の法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行後に納付する国税について適用する。この場合において、この法律の施行前の期間に対応する部分の延滞税は、納付することを要しない。

2 前項前段の規定を適用する場合において、延滞税の納付の基因となる国税につき、この法律の施行前に、従前の税法の規定により督促状が発せられていたときは、当該国税につき納付すべき延滞税の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 当該国税につき、この法律の施行後の期間に応じ、従前の税

法の規定により納付すべき利子税額の計算に準じて計算した金額(従前の税法の簡易利子税額表に関する規定を適用しないものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二銭とする。)

二 当該国税につき、この法律の施行後の期間(その督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日がこの法律の施行後であるときは、同日以後の期間)に応じ、従前の税法の規定により徴収すべき延滞加算税額の計算に準じて計算した金額(従前の税法の簡易延滞加算税額表に関する規定を適用しないものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二銭とする。)

3 前項第二号に掲げる金額を計算する場合において、同号の規定により計算した金額が、同号の督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に対して百分の五の割合を乗じて計算した金額から次条の規定により徴収する延滞加算税額を控除した金額をこえるときは、そのこえる金額を控除するものとする。

4 前三項の規定による延滞税については、その納付の基因となつた国税に係る利子税額又は延滞加算税額につき従前の税法の規定によりされた督促又は滞納処分をもつて、当該延滞税の督促又は滞納処分がされたものとみなす。

(利子税額及び延滞加算税額に關する経過措置)

第七条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた国税につき従前の税法の規定により納付し、又は徴収すべきであつた利子税額及び延滞加算税額(延滞加算税額については、この法律の施行前に従前の税法の規定による督促がされた国税に係るものに限る。)については、従前の税法の例による。ただし、これらの額の計算上の期間は、この法律の施行の日の前日までとする。

2 前項の場合において、同項の利子税額でこの法律の施行後において更正又は決定により納付すべきこととなるものについては、従前の税法の例による納税の告知に代えて、その額をその計算の基礎となつた国税の額にあわせて納付すべき旨を更正通知書又は決定通知書に記載するものとする。

(利子税額等の徴収に関する経過措置)

第八条 前条の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額及び延滞加算税額は、国税の徴収に関する法律の規定の適用については、延滞税の額とみなす。

(加算税に関する経過措置)

第九条 第六章第二節(加算税)の規定は、この法律の施行後に法定申告期限(不納付加算税については、法定納期限)については、政令で定める日とする。以下この条において適用し、この法律の施行前に法定

申告期限が到来した国税に係る過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額の賦課については、従前の税法の例による。

2 前項の規定により徴収すべき過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額は、国税の徴収に関する法律の規定の適用については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

(国税の更正、決定等の期間制限の特例に関する経過措置)

第十条 第七十一条(国税の更正、決定等の期間制限の特例)の規定は、この法律の施行後に法定申告期限又は課税標準申告書の提出期限(これらの期限のない国税については、政令で定める日。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、この法律の施行前に法定納期限又は課税標準申告書の提出期限に相当する期限又は時が到来した国税につき更正又は決定をすることができる期間については、従前の税法の例による。

(不服申立てに関する経過措置)

第十一条 従前の税法に規定する再調査の請求、審査の請求及び訴訟については、附則第一条ただし書(施行期日の特例)に規定する日の前日までは、従前の税法の例による。

2 附則第一条ただし書に規定する日前にされた再調査の請求又は審査の請求(同日前にされた再調査の請求に係るものを含む。)につい

ては、同日後も、従前の税法の例による。

3 再調査の請求又は審査の請求につき、附則第一条ただし書に規定する目前にされた国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長の決定については、この法律又は行政不服審査法の規定による不服申立てをすることができない。前項の規定によりこの法律の施行後にされる決定についても、同様とする。

(国税の確定金額の端数計算に関する経過措置)

第十二条 第九十一条(国税の確定金額の端数計算等)の規定は、この法律の施行後に計算する国税の確定金額(附則第六条第二項の規定により計算する延滞税の額を除く。)について適用し、この法律の施行前に計算した国税の確定金額については、従前の税法の規定により計算したところによる。

国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案

国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律

目次

第一章 国税に関する法律の一部改正(第一条―第二十九条)

第二章 その他の法令の一部改正(第三十条―第三十九条)

附則

第一章 国税に関する法律の一部改正

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 予定納税に関する通則(第二十五条の三)第二十五条の五」を「第四節 予定納税に関する通則(第二十五条の三、第二十五条の四)」に、「第七章 再調査、審査及び訴訟(第四十八条―第五十二条)」を「第七章 削除」に改める。

第一条第三項第二号中「法人」の下に「(国税通則法第十三条に規定する人格のない社団等(以下人格のない社団等という。))を除く。以下本項において同じ。)」を加え、同条第五項中「(会社以外の法人)」の下に「(人格のない社団等を除く。以下本項において同じ。)」を加え、同条第七項を削る。

第三条第一項中「法人には、」の下に「その所得につき」を加え、「法人たる労働組合を」労働組合法第十一條第一項の規定に基づく法人たる労働組合に、「第九十八条」を第九十八条第七項に、「第五十四條の規定に基づく」を第五十四條第一項の規定に基づくに改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「法人」の下に「(人格のない社団等を除く。以下本条において同じ。)」を加える。

第六条第七号中「法人の解散」を「法人(人格のない社団等を除く。以下第八号までにおいて同じ。))の解散」に改める。

第九条第一項第二号中「法人」の下に「(人格のない社団等を除く。以下本条において同じ。)」を加える。

第九条の二第二項第四号中「有する法人」の下に「(人格のない社団等を除く。以下第五号までにおいて同じ。)」を加える。

により徴収する源泉徴収加算税額又は重加算税額、通行税法第十一條ノ三第一項又は第十一條ノ四第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額、有価証券取引税法第十六條第一項乃至第四項又は第十七條第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額、国税徴収法第四十六條第一項の規定により徴収する延滞加算税額(第三章、第四章又は第六章の規定により納付又は徴収すべき所得税額に加算して徴収するものを除く。))を延滞税又は過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税若しくは重加算税で所得税以外の国税に係るもの」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者が納付した第五十四條の規定による利子税で、当該事業に係るこれらの所得に対する所得税額に対応するものとして命令で定めるものは、この限りでない。

第十条の二第七項を削る。

第十条の三第三項、第十五條第三項及び第四項、第十七條第一項並びに第十八條第四項中「第八項」を「第七項」に改める。

第二十一条の四第三項及び第二十一条の五第四項を削る。

第二十二条の二第二項及び第四項中「による通知」を「による通知に係る書面」に、「なされた」を「発しなかつた」に、「通知をなした」を「通知に係る書面を発した」に改める。

第二十二條の三第四項及び第二十四條第四項を削る。

通知をなした日から起算して二十日を経過した日」を「規定による通知に係る書面を發した日から起算して一箇月を経過した日」に改める。

第二十五条第五項中「第十条の二第七項並びに」を削り、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十五条の三を削り、第二十五条の四を第二十五条の三とする。

第二十五条の五第一項中「規定による通知」の下に「に係る書面」を加え、「二十日前までに」を「二十日を経過した日」に、「一箇月前までに」を「二十日を経過した日」に、「当該通知をなした日」を「当該書面を發した日」に、「二十日を経過した日」を「一箇月を経過した日」に、「国税徴収法第四十五條」を「国税通則法第三十七條」に改め、同条第二項中「納付すべき所得税」の下に「(当該所得税に係る延滞税を含む。)」を加え、「第三十二條第三項」を削り、「第四十七條第三項」を「第四十七條」に、「還付又は充当」を「還付され」又は「国税通則法第五十七條第一項の規定により充当」に改め、同条を第二十五条の四とする。

第二十六條第三項第七号中「第四項若しくは第四十七條の規定により納付した若しくは徴収された若しくは納付すべき若しくは徴収されるべき税額(第五十四條に規定する利子税額を除く。)」を「国税通則法第三十五條第二項の規定により納付した若しくは納付すべき税額」に改め、同条第六項中「提出前に」を「提出期限前に当該申告書

を提出しないで」に改め、同条第七項中「第六十六條に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九條第二項の規定による納税管理人の届出」に改め、同条第八項を削る。

第二十六條の二第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

居住者又は事業等を有する非居住者は、その年中において純損失の金額がある場合、その年中における雑損失の金額がその年中の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額をこえる場合又は第九條の四第一項若しくは第三項の規定により控除することができず前年以前三年間に生じた純損失の金額若しくは雑損失の金額が当該純損失の金額若しくは雑損失の金額を控除しないで計算したその年中の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額をこえる場合には、翌年二月十六日から三月十五日までに、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出することができ、(この申告書を損失申告書という。)

第二十六條の二第一項第四号の次に次の一を加える。

四の二 第九條の四第一項又は第三項の規定により翌年以後の各年の総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の計算上控除することができず純損失の金額又は雑損失の金額

第二十六條の二第一項第五号中「及び第二号」を「第二号及び前号」に、「前二号」を「第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「第二十五條の三並びに」を削る。

第二十六條の三第十二項を削る。

第二十七條を次のように改める。

(修正申告の特則)

第二十七條 所得税につき、国税通則法第十九條の規定による修正申告書(以下修正申告書という。)を提出する場合において、前に提出した申告書が青色であるときは、当該修正申告書は、青色申告書によらなければならない。この場合において、前に提出した申告書が前条第十項後段の規定により青色申告書以外の申告書とみなされるときは、青色申告書による修正申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。

第二十六條第五項の規定は、修正申告書を提出することができるときに当該申告書に記載された修正後の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が千万円をこえることとなる場合について、これを準用する。

第二十七條の次に次の一条を加える。

(更正の請求の特則)

第二十七條の二 確定申告書若しくは損失申告書を提出した者又は国税通則法第二十五條の規定による決定を受けた者(これらの者の相続人を含む。)は、これ

らの申告書又は決定に係る年分の所得の計算につき第十條の六の規定の適用を受けたことその他当該年分の所得の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われ、又は当該事実のうちに含まれていない取り消しうべき行為が取り消されたことにより、同法第二十三條第一項各号の事由が生じたときは、当該事由が生じた日後一箇月間を限り、政府に対し、これらの申告書又は決定(これらの申告書を提出し、又はその決定を受けた後、修正申告書を提出し、又は同法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正を受けた場合)には、当該修正申告書又は更正を含む。)に係る第二十六條第三項第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する額、第二十六條の二第一項第一号に規定する純損失の金額、同項第四号の二に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は同項第七号に規定する所得税額について同法第二十三條第一項の規定による更正の請求をすることができ

六項乃至第八項を「第六項及び第七項」に改め、同条第五項中「第二十七條の下に」及び第二十七條の二を加え、同条第七項及び第八項中「第八項」を「第七項」に改める。

第三十條の二の見出しを「(延納)」に改め、同条第一項中「徴収猶予」を「延納」に、「徴収を猶予」を「延納を許可」に改め、同条第二項中「徴収の猶予を受けようとする所得税額、徴収の猶予を受けようとする」を「延納を求めようとする所得税額及び」に改める。

第三十一條第二項中「第五十四條の規定によりあわせて納付又は徴収された利子税額」を「納付された延滞税」に、「係る利子税額」を「係る延滞税の額」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

前二項の規定により所得税額(国税通則法第五十八條及び第四項の規定により加算すべき金額を含む。)の還付をなす場合における同法第五十七條第一項の規定の適用に必要事項は、命令でこれを定める。

第一項の規定による還付金に係る国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間は、確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日(納付又は徴収された予定納税額に相当する金額については、その納期限と納付又は徴収の日とのいずれか遅い日の翌日)からその還付のため支払決

定をなす日又は同法第五十七條第一項の規定により充當をなす日(同日前に充當するものに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。以下第三十六條第六項において同じ。)までの期間(第一項の規定に基づく還付の請求がこれらの申告書の提出期限後になされた場合には、当該提出期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。)とする。

第四項(前項において準用する場合を含む。)の規定による還付金に係る国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間は、当該還付金に係る還付の請求と同時に提出された損失申告書の提出期限(第七項の規定に該当し、当該還付の請求がなされたときは、当該請求がなされた日)の翌日から三箇月を経過した日から、その還付のため支払決定をなす日又は同法第五十七條第一項の規定により充當をなす日までの期間とする。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

第三十六條第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第五項及び第八項を削る。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

第三十六條の二第三項中「第八項」を「第六項」に、「前二項」を「前項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項を削る。

第三十六條第一項中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告

加算税、不納付加算税及び重加算税」に改め、同条第二項中「第九項」を「第七項」に改め、同条第四項中「更正」を「国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正」に改め、同条第六項中「前五項」を「前四項」に改め、同条第七項を次のように改める。

第三十六條第一項中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告

の例により」を「政府は」に改める。

第四十四条を次のように改める。

(更正又は決定の特則)

第四十四条 国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定は、これらの規定に規定する事項のほか、第二十六條第三項第十一号及び第十二号に掲げる事項についても行なうことができる。

前項に規定する更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書には、国税通則法第二十八條第二項又は第三項に規定する事項を記載するほか、当該更正又は決定に係る第二十六條第三項第一号に掲げる金額又は第二十六條の第二項第一号に規定する純損失の金額についての第九條第一項各号に規定する所得別の内訳を附記しなければならない。

第四十五條第一項中「前条の更正」を「国税通則法第二十四条又は第二十六條の規定による更正」に、「前条の規定」を「同法第二十四条又は第二十六條の規定に改め、同条第二項中「前条第七項の規定による通知」を「国税通則法第二十八條第二項の更正通知書」に、「同項」を「前条第二項」に改め、同条第三項中「前条の」を「国税通則法第二十四条から第二十六條までの規定による」に改める。

第四十六條中「第四十四條の」を「国税通則法第二十四条から第二十六條までの規定による」に改める。

第四十六條の二を削る。

第四十七條の見出しを「(更正又は決定の場合の予定納税額等の還付)」に改め、同条第三項中「更正又は決定」を「国税通則法第二十四条から第二十六條までの規定による更正又は決定」に、「第三十一條第三項」を「第三十一條第四項」に、「第二十七條第七項」を「第二十七條の二」に改め、場合又はその他の更生若しくは同条第一項、第二項、第四項及び第五項を削る。

第七章 削除
第四十八條から第五十二條まで削除
第五十三條中「修正確定申告書」を「修正申告書」に改める。
第五十四條及び第五十五條を次のように改める。

(利子税)
第五十四條 納税義務者は、第三十條の二第一項の規定による延納の許可を受けた場合において、同項の規定による延納の期間(当該期間の満了する日前に延納に係る所得税を完納した場合)には、同項に規定する第三期の納期限の翌日からその完納の日までの期間)に応じ、当該所得税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を当該所得税にあわせて納付しなければならない。

(延滞税の特則)
第五十五條 左の各号に掲げる予定納税額について国税通則法第六十條第二項の規定により延滞税の額の計算をする場合においては、当該各号に掲げる期間

は、当該計算の基礎となる期間に算入しない。

一 政府が第二十一條の四第一項の規定による通知に係る書面を第一期(特別農業所得者については、第二期)の納期限の一箇月前までに発しなかつた場合における予定納税額その納期限の翌日から当該通知に係る書面を發した日(当該通知に係る書面を發した日以後一箇月を経過した日(当該通知に係る書面を發した日以後一箇月を経過したときは、当該期限)までの期間

二 第二十三條第三項又は第四項の規定による七月予定申告書又は十一月予定申告書が提出された場合における第二十三條の二の規定により納付すべき予定納税額及び予定納税額修正申告書が提出された場合における第二期分の予定納税額のうちその増減額に相当するもの、当該予定納税額の納期限の翌日から確定申告書の提出期限までの期間

前項第二号に規定する場合において、予定納税額の一部が納付されたときは、国税通則法第六十二條第一項の規定の適用については、第二十三條の二の規定により納付すべき予定納税額及び予定納税額修正申告書の提出による予定納税額の増減額以外の部分の金額がさきに納付されたものとみなす。
第三十一條第一項(第三十四條第三項又は第四十七條において準用する場合を含む。)の規定

により還付をなす場合において、その還付をなすべき金額を国税通則法第五十七條第一項の規定によりその年分の未納の所得税額に充たすときは、政府は、当該充たに係る所得税額についての延滞税を免除する。

第五十六條から第五十八條までを次のように改める。

第五十六條から第五十八條まで削除

第六十一條第一項第二号中「法人」の下に「(人格のない社団等を除く。以下第六十一條の二及び第六十一條の三において同じ。)」を加える。

第六十五條第一項第三号中「第八項」を「第七項」に改め、同項第四号中「該当事務所」の下に「(第一号又は第二号の規定により納税地を定められていた者が当該納税地である住所又は居所を有しないこととなつた場合で命令で定める場合を含む。)」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 前各号に該当しない場合

命令で定める場所
第六十五條第二項中「前項」を「第三項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第四項を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

この法律の施行地に住所又は居所を有し、かつ、事業を営む、納税義務者が、前項第一号又は第二号の規定による納税地以外の場所に当該事業に係る事業場その他これに準ずる場所(以下この項において事業場等という。)を有し、かつ、これら

の号に掲げる場所に代え、当該事業場等の所在地を納税地とすることを便宜とする事情があるときは、当該納税義務者は、これらの規定にかかわらず、政府に申告して当該事業場等の所在地(当該所在地が二以上ある場合には、主たる事業場等の所在地)を納税地とすることができ

る。
納税義務者が死亡した場合においては、その死亡した者に係る所得税(第二十六條第六項(第二十六條の二第二項において準用する場合を含む。))又は第二十九條第一項若しくは第三項前段の規定に該当する場合の所得税を含む。については、前二項の規定にかかわらず、その死亡した者の死亡当時の納税地をもつてその納税地とする。

第六十五條に次の一項を加える。
国税通則法第七十六條第一項の規定による異議申立てについての決定により、第四項の規定による納税地の指定の処分が取り消された場合においても、当該処分取消しは、当該取消しの対象となつた処分があつた日以後当該取消しがなされた日までの間に当該取消しの対象となつた納税地においてなされた納税義務者の申告、申請、請求、届出及び納付並びに政府の処分(当該取消しの対象となつた処分を除く。)の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六十六條を削り、第六十六條の二を第六十六條とする。
第六十七條第一項中「第四十四條第一項乃至第六項」を「国税通則法第二十四條から第二十六條まで」に改める。
第六十九條第一項中「第六項」を「第五項」に、「同條第三項」を「同條第二項」に改め、同條第三項を削る。

第六十九條の三第四項を削る。
第七十二條第一項中「第一條第七項に規定する法人でない社団又は財団」を「人格のない社団等」に改め、同條第二項中「第一條第七項に規定する法人でない社団又は財団」を「人格のない社団等」に、「当該社団又は財団」を「当該法人のな

別表第一中

500	1,000	40	8
1,000	1,500	80	8
を			
500	1,000	0	0
1,000	1,500	0	0

に改める。

別表第二中

500	1,000	40	
1,000	1,500	80	
を			
500	1,000	0	
1,000	1,500	0	

に改める。

別表第五中

1,000	2,000	40	
2,000	3,000	80	
を			
1,000	2,000	0	
2,000	3,000	0	

に、「超過である。」を「超過である。」に改める。

この場合において、退職所得の特別控除後の金額が2,000,000円以上の者の当該特別控除後の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を当該特別控除後の金額から控除した後の金額を退職所得の特別控除後の金額とみなするものとし、その者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。」に改める。

別表第六中

500	1,000	40	
1,000	1,500	80	
を			
500	1,000	0	
1,000	1,500	0	

に、「超過である。」を「超過である。」に改める。

「超過である。」を「超過である。」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 再調査、審査及び訴訟(第三十四條―第三十八條)」を「第七章 削除」に改める。

第一条第二項中「定があり、かつ」を「定めがあるものについて」に、「国税通則法第十三條の規定にかかわらず」に、「は、法人とみなして」を「に限り、前項の法人とみなして」に改め、同條第四項第三号中「代理人その他命令で定める代理人」を「若しくはこれに準ずる者で命令で定めるもの」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条第一項第三号中「法人たる労働組合」を「労働組合法第十一條第一項の規定に基づく法人たる労働組合」に、「国家公務員法又は地方公務員法に基く」を「国家公務員法第九十八條第七項又は地方公務員法第五十四條第一項の規定に基づく」に改める。

第七條の二第二項中「第三十一條の三」を「第三十條」に改める。

第九條第二項中「第二十六條の二第三項又は第三十三條第二項」を「国税通則法第三十五條第二項」に、「第二十六條の四第六項」を「同法第五十八條第一項」に、「利子税額」を「利子税」に、「所得税法第五十六條第四項若しくは第五十七條第四項、通行税法第十一條ノ三第一項若しくは第十一條ノ四第一項、有価証券取引税法第十六條第一項乃至第四項若しくは第十七條第一項、国税徴収法第四十六條第一項」を「延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税若しくは重加算税で法人税以外の国税に係るもの」に、「又は徴収されるべき源泉徴収加算税額、軽加算税額若しくは重加算税額に相当する所得税、通行税若しくは有価証券取引税、延滞加算税額に相当する国税又は」を「若しくは徴収されるべきに改め、同條第六項中「第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同條第七項中「第二十三條の規定による申告書で第十八條」を「期限後申告書で同條」に改める。

第九條の五第一項中「合併した

場合において、合併法人」の下に「合併後存続する法人又は合併により設立した法人をいう。以下同じ。」を加え、「被合併法人の株主」を「被合併法人(合併により消滅した法人をいう。以下同じ。)の株主」に改める。

第九條の六第一項中「第二十三條の規定による申告書で第十八條乃至第二十一條若しくは第二十二條の二」を「期限後申告書でこれらの規定」に改める。

第十三條第三項中「利子税額」を「利子税」に改める。
第十六條第二項中「利子税額及び国税徴収法第四十六條第一項の規定による延滞加算税額」を「利子税及び延滞税の額」に改める。
第十七條の二第二項中「利子税額、国税徴収法第四十六條第一項の規定による延滞加算税額」を「利子税及び延滞税に相当する金額」に、「当該加算する税額に係る第四十三條の規定による過少申告加算税額及び無申告加算税額並びに当該加算する税額に係る第四十三條の二の規定による重加算税額」を「並びに当該加算する税額に係る過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する金額」に改める。

第十八條第一項本文中「第四十六條の五」に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九條第二項の規定による納税管理人の届出」に改め、同項ただし書中「第四

十六条の五に規定する納税管理人の申告を「同法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改め、「できない場合」の下に「(同法第九条の規定の適用を受けた場合を除く。)」を加える。

第十九条第一項中「第四十二条乃至第四十三条の二の規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定による延滞加算税額」を「第四十二条の規定による利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第九項中「第四十六条の五に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改める。

第二十条第四項中「第四十六条の五に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出」に改める。

第二十一条第一項ただし書中「できない場合」の下に「(国税通則法第九条の規定の適用を受けた場合を除く。)」を加える。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

第二十三条及び第二十四条 削除
第二十四条の二の見出し中「請求」の下に「の特則」を加え、同条第一項を次のように改める。

法人税に関する国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求は、第十八条又は第二十一条の規定による申告書(これらの申告書に記載すべき事項

を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。)を提出した法人に限り、これらの申告書に記載した事項についてなすことができる。

第二十四条の二第二項中「所得金額若しくは所得金額(退職年金業務を行なう法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金の額。以下本項において同じ。)若しくは」に、「第二十六条の四第一項の規定による法人税額の還付の請求の基礎となつた」を「第二十六条の四第一項に規定する」に改め、「第二十四条の規定による」を削り、「第二十九条乃至第三十一条」を「国税通則法第二十四条から第二十六条まで」に、「又は法人税額が過大となる場合」を「若しくは法人税額が過大となる場合又は第二十六条の四第一項に規定する欠損金額若しくは第二十六条の五から第二十六条の八までの規定による還付金額が過少となる場合」に、「当該所得金額又は法人税額につき第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定による更正をなすべき旨の請求」を「これらの額につき同法第二十三条第一項の規定による更正の請求」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第二十五条第一項中「第二十四条の規定により提出する申告書」を「第二十二條の五の規定により提出する申告書(これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。)」に改める。

第二十五条の二第一項及び第四項中「第二十四条の規定による申告書」を「第二十二條の五の規定による申告書(これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。)」に改める。

第二十六条の二第一項中「徴収の猶予を受ける法人」に、「その届出に、」その徴収を猶予する。」を「納付を延期することができる。」に改め、同条第二項中「申請書を」届出書に、「申請法人」を「その提出をする法人」に、「徴収の猶予を受けようとする法人税額及び徴収の猶予を受けようとする」を「延納しようとする法人税額及び」に改め、同条第三項中「第四十六条の五に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出に、」徴収の猶予を申請した」を「延納の届出をした」に改める。

第二十六条の三第三項中「第二十三条の規定により提出した申告書で第二十条第一項を」期限後申告書で同項に改め、「第二十四条第一項若しくは第二項の規定による」を削り、「第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項」を「第三十一条第一項若しくは第二十六条の四第一項に規定する」に改め、「第二十三条第一項の追徴税額」を「当該更正により増加した法人税額」に、「第三十条若しくは第三十一条第一項」を「国税通則法第二十五条若しくは第二十六条」に改め、「第二十四条第二項の規定による」を削り、「当該決定若しくは更正に係る第三十三条第一項の追徴税額と当該修正申告に因り増加した法人税額と」を「当該決定した法人税額、当該更正により増加した法人税額及び当該修正申告により増加した法人税額」に改める。

第二十六条の二を次のように改める。
第二十六条の二 削除
第二十六条の三の見出しを「(延納)に改め、同条第一項中「徴収の猶予の申請書」を「延納の届出書」に、「徴収の猶予を申請した」を「延納の届出をした」に、「政府は」を「当該法人は」に、「その申請を」

「その届出に、」その徴収を猶予する。」を「納付を延期することができる。」に改め、同条第二項中「申請書を」届出書に、「申請法人」を「その提出をする法人」に、「徴収の猶予を受けようとする法人税額及び徴収の猶予を受けようとする」を「延納しようとする法人税額及び」に改め、同条第三項中「第四十六条の五に規定する納税管理人の申告」を「国税通則法第八十九条第二項の規定による納税管理人の届出に、」徴収の猶予を申請した」を「延納の届出をした」に改める。

め、同条第六項を削る。

前項の規定による還付金に係る還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、当該還付金に係る還付の請求がなされた日(その日が当該請求の基礎となつた欠損金額の生じた事業年度の第十八条又は第二十一条の規定による申告書の提出期限前であるときは、その提出期限)の翌日から三箇月を経過した日から、その還付のため支払決定をなす日又は充當(同法第五十七条第一項の規定による充當をいう。以下同じ。)をなす日(同日前に同条第二項に規定する充當をするに適用することとなつた日があるときは、そのなつた日。以下次条第三項及び第二十六条の八第四項において同じ。)までの期間とする。

第二十六条の五第一項中「第二十三条の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。
第一項の規定による還付金に係る還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、当該還付金に係る還付の請求がなされた日(その日が当該請求の基礎となつた所得税額を納付した事業年度の第十八条又は第二十一条の規定による申告書の提出期限前であるときは、その提出期限)の翌日か

ら、その還付のため支払決定をなす日又は充當をなす日までの期間とする。

第二十六條の六第一項中「第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第三項中「及び第四項」を削る。

第二十六條の七第一項中「第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同条第三項中「及び第四項」を削る。

第二十六條の八第一項中「第二十三條の規定による申告書で第二十一條」を「期限後申告書で同条」に改め、「第三十三條」を削り、「及び第四十二條」を「第四十二條及び第四十三條」に改め、同条第二項中「利子税額」を「利子税又は延滞税の額」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

前二項の規定により法人税額（国税通則法第五十八條及び次項の規定により加算すべき金額を含む。）の還付をなす場合における同法第五十七條第一項の規定の適用に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項の規定による還付金に係る還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項の期間は、第一項の規定による中間納付額の納付の日（当該中間納付額が第十九條又は第二十條の規定による申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限）の翌日からその還付のため支払決定をなす日又は充

當をなす日までの期間（第一項の規定に基づく還付の請求が当該中間納付額に係る事業年度の第二十一條の規定による申告書の提出期限後になされた場合には、当該期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。）とする。

第二十六條の八に次の二項を加える。

第一項の規定による還付をなす場合において、当該還付金の基礎となる中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度の未納の法人税額に充當するときは、国税通則法第五十八條第一項の規定は、当該充當する金額に相當する還付金については、これを適用しない。

国税通則法第五十八條第一項の規定は、第二項の規定による還付金については、これを適用しない。

第二十六條の九第一項中「第三十三條」を削り、「第四十二條」を「第四十三條」に、「第二十三條の規定による申告書で第二十二條の四」を「期限後申告書で同条」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

国税通則法第五十八條第一項の規定は、第一項又は第三項において準用する前条第二項の規定による還付金については、これを適用しない。

第二十九條を次のように改める。

第三十條から第三十一條の二までを削り、第三十一條の三第一項中「第二十九條乃至第三十一條の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の」を「国税通則法第二十四條から第二十六條までの規定による」に改め、同条を第三十條とする。

第三十一條の四第一項本文中「第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定」を「国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正」に改め、同項ただし書中「第二十四條の規定により提出された申告書」を「第二十二條の五の規定により提出された申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）に、「第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定」を「同法第二十四條又は第二十六條の規定による更正」に改め、同条第二項中「第二十九條乃至第三十一條の規定による課税標準又は法人税額の」を「国税通則法第二十四條から第二十六條までの規定による」に改め、同条を第三十一條とする。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 政府は、青色申告書を提出することができる法人の青色申告書を提出した事業年度分について、国税通則法第二十

四條又は第二十六條の規定による更正をなす場合においては、その更正に係る同法第二十八條に規定する更正通知書にその理由を附記しなければならない。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十三條の二第一項中「第三十條」を「国税通則法第二十五條」に改め、同条第四項中「第四項の規定」を「第六項の規定」に、「第三十條」を「国税通則法第二十五條」に改める。

第三十三條の三第一項中「第三十條」を「国税通則法第二十五條」に改め、同条第三項中「及び第二十六條の九第一項後段」を、「第三項及び第五項」に改める。

第七章 削除

第三十四條から第三十八條まで削除

第三十九條中「第二十三條第一項の規定による申告書」を「期限後申告書」に改める。

第四十二條を次のように改める。

（利子税）

第四十二條 納税義務がある法人は、第二十六條の三第一項の規定により法人税の納付を延期した場合においては、同項に規定する届出に係る期間（当該期間の満了する日前に当該法人税を完納した場合には、同項本文に規定する申告書の提出期限の翌日からその完納の日までの期間）に應じ、当該法人税額百円

につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相當する利子税を当該法人税にあわせて納付しなければならない。

第二十六條の八第一項又は第三十三條の二第一項若しくは第二項の規定による中間納付額の還付をなす場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度の未納の法人税額に充當するときは、政府は、当該充當に係る未納の法人税額についての前項の規定による利子税を免除する。

第四十三條を次のように改める。

（延滞税の特則）

第四十三條 左の各号に掲げる場合においては、政府は、当該各号に規定する未納の法人税額又は未納の清算中の予納額で充當されるものについての延滞税を免除する。

一 第二十六條の八第一項又は第三十三條の二第一項若しくは第二項の規定により中間納付額の還付をなす場合において、当該中間納付額を当該中間納付額に係る事業年度の未納の法人税額に充當するときは、

第四十三条の二を削り、第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四十六条の三第二項中「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

国税通則法第七十六条第一項の規定による異議申立てについての決定により、第二項の規定による納税地の指定の処分が取り消された場合においても、当該処分は、当該取消しの際、当該取消しの際の決定のあつた日以後当該取消しがなされた日までの間に当該取消しの対象となつた納税地においてなされた法人の申告、申請、請求、届出及び税金の納付並びに政府の処分（当該取消しの決定の対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第四十六條の五を削り、第四十六條の六を第四十六條の五とする。

第四十八條第三項を削る。

第四十九條第一号中「第二十三

条第一項の規定による申告書で第二十二條の規定による申告書で第二十二條の第二項及び「第二十三條第一項の規定による申告書で第二十二條の第三項」を「期限後申告書で第二十二條の第三項」に改める。

（相続税法の一部改正）
第三條 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 再調査、審査及び訴訟（第四十四條—第四十八條）」を「第七章 削除」に改める。

第十九條中「並びに第五十一條第二項第二号及び第三項第二号」を「及び第五十一條第二項」に、「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第二十条第一項及び第二十一条の六中「利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第二十七條第二項中「提出前に」を「提出期限前に当該申告書を提出しない」に、「第五項、第三十條第一項、第三十一條第三項、第三十三條第四項及び第五十一條第一項から第三項まで」を「第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十六條の規定による決定の通知」を「相続税について国税通則法（昭和三十三年法律第七号）第二十五條の規定による決定（以下「決定」という。）に改め、同項を同条第五項とする。

第二十八條第二項第二号中「提出前に」を「提出期限前に当該申告書を提出しない」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前条第六項」を「前条第五項」に、「又は第二項」を「又は前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

（期限後申告の特則）
第三十條 第二十七條第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二條第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七條第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書（以下「期限後申告書」という。）を提出することができる。

（修正申告の特則）
第三十一條 第二十七條の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者（相続税について決定を受けた者を含む。）は、次条第一号から第四号までに規定する事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、国税通則法第十九條第三項に規定する修正申告書（以下「修正申告書」という。）を提出することができる。

第三十二條の見出し中「請求」の下に「の特則」を加え、同条第一項及び第三項から第七項までを削り、同条第二項中「申告書を提出した者又は第三十五條第二項若しくは第六項の規定による」を「相続税又は贈与税について申告書を提出した者又は」に、「第三十五條第一項、第三項若しくは第六項の規定による更正」を「国税通則法第二十四條若しくは第二十六條の

規定による更正（以下「更正」という。）に、「当該申告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長」を「納税地の所轄税務署長」に、「第三十五條第一項又は第三項の規定による更正をすべき旨の請求」を「同法第二十三條第一項の規定による更正の請求」に改め、同項を同条とする。

第三十三條第一項中「期限内申告書」を「第二十七條又は第二十八條の規定による申告書（これらの申告書を「期限内申告書」という。）に、「当該申告書」を「これらの申告書」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第三十五條の見出し中「決定」の下に「の特則」を加え、同条第一項を次のように改める。

税務署長は、第三十條又は第三十一條の規定に該当する者が、これらの規定に規定する申告書を提出していない場合においては、その課税価格又は相続税額を決定し、又は更正する。

第三十五條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第二項前段の規定による」を「その課税価格又は相続税額若しくは贈与税額の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第三十二條第二項」を「第三十二條」に改め、「第一項又は第三項の規定による」を削り、「第二十七條、第三十條若しくは第三十一條の規定による申告書」を「第二十七條の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）」に、「第二項若しくは本項の規定

による」を「相続税について」に改め、「第一項、第三項若しくは本項の規定による」を削り、同項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、当該請求があつた日から一年を経過した日と国税通則法第七十條の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

第三十六條及び第三十七條を次のように改める。

第三十六條及び第三十七條 削除

第三十八條第一項中「第三十三條第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は前条の規定により徴収すべき相続税の追徴税額」を「第三十三條又は国税通則法第三十五條第二項の規定により納付すべき相続税額」に改め、「又は追徴税額」を削り、同条第三項中「第三十三條第一項から第三項までの規定により納付すべき贈与税額又は前条の規定により徴収すべき贈与税の追徴税額」を「第三十三條又は国税通則法第三十五條第二項の規定により納付すべき贈与税額」に改め、同条第四項を削る。

第三十九條第一項中「納付の期日」を「納付すべき日」に改め、同条第二項中「当該申請者の提供しようとする担保の種類が同条第四項の規定に該当しない場合を除く外」を削り、「担保の種類が適当」を「担保が適当」に改め、同条

項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項、第二項及び」を削り、同項を同条第二項とする。

第五十二條の二「とし、当該延納税額についての同条第五項の規定の適用については、同項中「当該分納税額に達するまでは、当該分納税額」とあるのは、「まず分納税額のうち次条に規定する立木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用を受けた者が納付した税額が各納期限までに納付すべき分納税額に達しない場合における国税通則法第六十四條第三項において準用する同法第六十二條第二項の規定の適用については、その納付した金額は、まず当該分納税額のうち前項に規定する立木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとする。

第五十三條及び第五十四條 削除
第五十五條中「第三十五條の規定による」を削り、「第三十二條第二項の規定による」を「第三十二條の二」に改める。
第六十二條に次の一項を加える。

3 納税義務者が死亡した場合においては、その者に係る相続税又は贈与税（第二十七條第二項

（第二十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合の相続税又は贈与税を含む。）については、その死亡した者の死亡当時の納税地をもつてその納税地とする。
第六十三條を次のように改める。
第六十三條 削除
第六十四條第一項中「第三十五條の規定による」を「相続税又は贈与税についての」に改める。
第六十六條第四項中「事業を行う法人」の下に「（第一項に規定する社団又は財団を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第三項中「第六十二條」の下に「（第一項及び第二項）」を加え、「第四十四條第一項又は第三項に規定する通知及びその通知に係る処分」を「当該相続税に係る処分」に改め、「当該住所地の所轄税務署長」の下に「又は国税局長」を加え、「再調査の請求をし、又はこれを不服申立てをし、又はこれを」を「不服申立てをし、又はこれを」に改める。
（資産再評価法の一部改正）
第四條 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 審査及び訴訟（第七十二條―第七十六條）」を「第八章 削除」に、「第十四章 罰則（第二百二十四條―第三百十條）」を「第十四章 罰則（第二百二十四條―第二百二十九條）」に改める。
第四十六條第六項中「第九十一條の規定による納税管理人の申告」を「国税通則法（昭和三十七年法律第 号）第八十九條第二項

の規定による納税管理人の届出」に改める。
第五十六條第七項中「第六十四條」を「国税通則法第三十七條」に改める。
第五十七條第一項及び第二項中「同法第二十九條から第三十一條まで」を「国税通則法第二十四條又は第二十六條」に改め、「又は決定」を削る。
第五十九條第一項中「同法第四十四條」を「国税通則法第二十四條又は第二十六條」に改める。
第六十四條を次のように改める。

（延納に係る再評価税の督促）
第六十四條 第五十六條又は第五十八條の規定により再評価税の納付を延期した者が、その延期した期限までに再評価税（旧再評価税を含む。）を完納しなかつた場合においては、納税地の所轄税務署長は、国税通則法第三十七條の規定によりその納付を督促する。
第六十九條第二項を削る。
第七十一條に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定により徴収する再評価税は、国税通則法の適用については、同法第三十六條第一項各号に掲げる国税とみなす。
第八章を次のように改める。
第八章 削除
第七十二條から第七十六條まで 削除
第七十七條に次の一項を加える。

7 昭和三十七年四月一日以後における未納の再評価税については、第一項又は第五項の規定による利子税額の計算上の期間は、同日の前日までとする。
第七十七條の次に次の一條を加える。
（延滞税の特則）
第七十七條の二 昭和三十七年四月一日以後における未納の再評価税についての国税通則法第六十條から第六十三條まで及び同法附則第六條の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 再評価税の納税義務者が前条第一項第一号の規定に該当する場合においては、国税通則法第六十條第一項第一号の規定に該当するものとみなし、前条第一項第二号若しくは第三号又は第五項の規定に該当する場合においては、同法第六十條第一項第二号の規定に該当するものとみなす。
二 第七十八條から第八十條まで又は第八十二條の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、国税通則法第六十條第一項第三号の規定の適用については、不納付加算税又は重加算税の額とみなす。
第七十八條第二項、第七十九條第二項及び第八十條第二項を削る。
第八十二條第四項を次のように改める。

4 第四十五條、第四十六條、第八十四條第二項又は第八十六條第二項の規定による申告書で昭和三十七年四月一日以後にその提出期限が到来するものに係る再評価税について前三項の規定を適用する場合においては、第一項中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と、前項中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、前項の場合にあつては百分の三十、前項の場合にあつては百分の二十五」とする。

（加算税額の徴収及び端数計算）
第八十二條の二 第七十一條第四項の規定は、第七十八條から第八十條まで又は前条の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について準用する。
2 前項に規定する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額は、国税通則法第九十條第三項及び第九十一條第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する附帯税の額とみなす。
第八十九條中「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）」を「国税通則法第九十條第一項並びに第九十一條第一項及び第三項」に改める。

2 前項に規定する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額は、国税通則法第九十條第三項及び第九十一條第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する附帯税の額とみなす。
第八十九條中「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）」を「国税通則法第九十條第一項並びに第九十一條第一項及び第三項」に改める。

第九十条中「第二十九条第一項の規定に基く命令又は同法」を削る。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 削除

第九十一条第一項中「及び国税徴収法の規定による延滞加算税額」を「延滞税の額及び国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭和三十七年法律第 号）による改正前の国税徴収法（国税通則法附則第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による延滞加算税額」に改める。

第九十一条を削る。

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正）

第五十条 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「国税徴収法第七章（還付）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第 号）第五章（国税の還付及び還付加算金）」に改め、同条第四項中「国税徴収法第七章」を「国税通則法第五章」に改める。

第三十七條第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十八條中「国税徴収法第七章（還付）」を「国税通則法第五章（国税の還付及び還付加算金）」に改める。

第四十七條を次のように改める。

第四十七條 削除

（有価証券取引税法の一部改正）

第六條 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二百二號）の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを「（申告による納付）」に改め、同条第一項中「月中に納税義務が生じた」を「月中に譲渡した有価証券についての有価証券取引税の課税標準及びその納付すべき」に、「納付高申告書」を「申告書」に改め、「現金をもつて」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これらの項」を「同項」に、「納付高申告書及び徴収高計算書の提出並びに」を「申告書の提出及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

（特別徴収による納付）

第十一條の二 証券業者以外の者が、証券業者への宛委託により有価証券の譲渡をした場合又は証券業者へ有価証券の譲渡をした場合においては、当該証券業者は、当該譲渡が行なわれた際、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、その徴収の日の属する月の翌末日までに、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を政府に提出し、あわせて当該徴収高計算書に記載さ

れた金額の有価証券取引税を政府に納付しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第十二條第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第十三條第一項中「第十一條第一項又は第二項」を「第十一條の二」に、「国税徴収法の例により」を「政府は」に改め、同条第二項中「しなかつたときは」の下に「政府は」を加える。

第十四條から第十七條までを次のように改める。

第十四條から第十七條まで 削除

第十八條中「同条第二項」を「第十一條の二第一項」に改める。

第二十二條第一項第三号中「第十一條第二項」を「第十一條の二第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（納税地）

第二十二條の二 第十一條第一項又は第十一條の二第一項の規定により納付すべき有価証券取引税の納税地は当該有価証券取引税を納付すべき証券業者の営業所の所在地とする。

2 第十二條第一項の規定により納付すべき有価証券取引税の納税地は、同項に規定する納税義務者の住所又は居所地（この法律の施行地に住所及び居所がない場合には、政令で定める場所）とする。

第二十三條第一項第二号中「第十一條第二項」を「第十一條の二第一項」に改める。

（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。）

第二十七條を削る。

（通行税法の一部改正）

第七條 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「国税徴収ノ例ニ依リ」を「政府」に改める。

第十一條ノ二から第十一條ノ四までを削る。

第十二條の次に次の一条を加える。

2 砂糖類の製造者がその製造を廃止した場合において、砂糖類がその製造場に現存するとき、当該製造者がその製造を廃止した日に当該砂糖類を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の

（砂糖消費税法の一部改正）

第八條 砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 總則（第一條—第八條）

第二章 課税標準及び税率（第九條—第九條の三）

第三章 申告及び納付等（第十條—第十四條）

第四章 免税、税額控除及び還付等（第十五條—第二十三條）

第五章 雑則（第二十四條—第三十四條の二）

第六章 罰則（第三十五條—第三十九條）

附則

第三條中「の重量に応じ」を「につき」に改める。

第五條第一項ただし書中「移出したもの」とみなす。を「移出したもの」とみなして、この法律（第八條第一項、第十條、第十二條、第三十條及び第三十一條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。」に改め、同条に次の二項を加える。

5 砂糖類の製造者がその製造を廃止した場合において、砂糖類がその製造場に現存するとき、当該製造者がその製造を廃止した日に当該砂糖類を当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の

所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 前項ただし書の承認があつた場合には、この承認に係る砂糖類については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお砂糖類の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該砂糖類がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該砂糖類を当該製造場から移出したものとみなす。

第六条第二項中「この法律」の下に「(第八条第一項、第十条、第十二条、第三十条及び第三十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)」を加える。

第七条の見出し中「製造等」を「製造」に改め、同条第二項を削る。

第八条第二項第一号中「税務署長又は税関長の承認を受けた方法」を「政令で定める方法」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」の下に「又は第十五条の二第一項」を加え、「同項の承認に係る移出先又は引取先」を「第十五条第一項各号に掲げる場所又は第十五条の二第一項の承認に係る引取先」に、「第十五条第五項」を「第十五条第六項又は第十五条の二第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十七条第一項(臨検検査等)の規定により取去される砂糖類

二 薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号)第六十九条第一項(立入検査等)の規定により取去される砂糖類

三 その他前二号に類する砂糖類で政令で定めるもの

「第三章 税率」を「第二章 課税標準及び税率」に改める。

第二章中第九条を第九条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(課税標準)

第九条 砂糖消費税の課税標準は、砂糖類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類の重量とする。

(課税標準算定の特例)

第九条の二 砂糖類が、実重量のいかんにかかわらず、その包装に表示された重量によつて取引されるものである場合において、その包装の種類、包装に表示された重量及び包装時における収容重量が政令で定めるところに該当するときは、その表示重量を、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時ににおける当該砂糖類の前条に規定する重量とみなす。

「第三章 徴収」を「第三章 申告及び納付等」に改める。

第十条から第十四条までを次のように改める。

(移出に係る砂糖類についての課税標準及び税額の申告)

第十条 砂糖類の製造者は、その製造場ごとに、毎月(当該製造場からの移出がない月を除く。)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出した砂糖類の種類(第一種又は第三種の砂糖に ついては、種別及び類別。以下同じ。)、及び種別ごとの重量

二 第十五条、第十六条、第十八条、第二十条第一項又は第二十一条第四項の規定による砂糖消費税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する砂糖類のうちこれらの規定の適用を受けようとするものの種別ごとの重量

三 種別ごとに第一号に掲げる重量から前号に掲げる重量を控除した重量(以下この項において「課税標準重量」という。)

四 課税標準重量に対する砂糖消費税額及び当該砂糖消費税額の合計額

五 第二十一条第一項若しくは第二項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする砂糖消費税額(前号に掲げる砂糖消費税額のうち、既に確定したものを含む。)

六 第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から前号に掲げる

砂糖消費税額を控除した金額に相当する砂糖消費税額(以下「納付すべき税額」という。)

七 第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から第五号に掲げる砂糖消費税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 第二十一条第一項のもどし入れをした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を、当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

(引取りに係る砂糖類についての課税標準の申告)

第十一条 砂糖類を保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る砂糖類に係る前条第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

(移出に係る砂糖類についての砂糖消費税の期限内申告による納付)

第十二条 第十条第一項の規定による申告書を提出した砂糖類の

製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する砂糖消費税を国に納付しなければならない。

(引取りに係る砂糖類についての砂糖消費税の徴収等)

第十三条 保税地域から引き取られる砂糖類に係る砂糖消費税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2 第五条第一項ただし書又は第六条第二項の規定に該当する砂糖類に係る砂糖消費税は、これらの規定に規定する砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

(納期限の延長)

第十四条 砂糖類の製造者が、第十条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十二条の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する砂糖消費税の納期限を延長することができる。

2 砂糖類を保税地域から引き取りようとする者が、第十一条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時まで

に納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該砂糖類に係る砂糖消費税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する砂糖消費税の納期限を延長することができる。

「第四章 免税 税額控除、還付等」を「第四章 免税 税額控除及び還付等」に改める。

第十五条を次のように改める。

(未納税移出)

第十五条 砂糖類の製造者が次の各号に掲げる砂糖類をその製造場から当該各号に掲げる場所(第三号に掲げる製造場のうち、政令で定める物品の製造場については、当該製造場の所在地の所轄税務署長又は税関長が政令で定めるところにより当該砂糖類を移入する必要があると認められたものに限り。)へ移出する場合においては、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

一 砂糖類の製造者が砂糖類の原料とするための砂糖類 当該砂糖類を原料とする砂糖類の製造場

二 輸出入業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出入を行なうものをいう。)が輸出するための砂糖類 当該砂糖類の蔵置場

三 第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者が当該物品の

原料とする砂糖類 当該物品の製造場

四 前三号に掲げる砂糖類以外の砂糖類で、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該砂糖類を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした砂糖類の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十條第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該砂糖類の移出に関する明細書並びに当該砂糖類が前項各号に掲げる砂糖類に該当すること及び当該砂糖類が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をした砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合に

は、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第四号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき砂糖消費税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の規定に該当する砂糖類(同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。)については、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか、当該砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入した者(当該移入先において国から譲渡された砂糖類については、当該譲渡者。以下この条において同じ。)が砂糖類の製造者でないときは、これを砂糖類の製造者とみなし、当該場所が砂糖類の製造場でないときは、これを砂糖類の製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入をした日(当該砂糖類を当該場所において国から譲り受けた者については、当該譲受けをした日)から十日以内に、当該砂糖類の移入の目的又は理由(当該砂糖類を国から譲り受けた者について

は、その旨、種別及び種別ごとの重量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長(当該場所が保税地域に該当する場合に、所轄税関長)に提出しなければならない。

8 税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該砂糖類を他の砂糖類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

第十五条の次に次の一条を加える。

(未納税引取)

第十五条の二 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる砂糖類を保税地域から当該各号に掲げる場所に取り取りとする場合において、当該引取りを行う者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る砂糖消費税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 砂糖類の製造者が砂糖類の原料とするための砂糖類 当該砂糖類を原料とする砂糖類の製造場

二 第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者が当該物品の原料とするための砂糖類 当該物品の製造場

三 その他砂糖類を引き取りとする者が政令で定める目的に充てるための砂糖類 政令で定める場所

2 税関長は、前項の承認を与え、当該砂糖類が同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十四条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所が課税済みの砂糖類を原料とする物品(砂糖類を含む。)の製造場であることその他の理由により、砂糖消費税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取つた砂糖類(第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。)については、当該砂糖類を第一項各号に掲げる場所に移入した者が砂糖類の製造者でないときは、これを砂糖類の製造者とみなし、当該場所が砂糖類の製造場でないときは、これを砂糖類の製造場とみなす。

6 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定す

る者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた砂糖類を他の砂糖類と區別して蔵置すべきことを命ずることができる。

7 第一項の承認を受けて引き取つた砂糖類について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその砂糖消費税を徴収する。

8 第一項の承認を受けて引き取つた砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

第十六条を次のように改める。
(移出に係る砂糖類の輸出免税)
第十六条 砂糖類の製造者が輸出する目的で砂糖類を製造場から移出する場合に、当該移出に係る砂糖消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした砂糖類の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十條第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該砂糖類の移出に関する明細書及び当該砂糖類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準

用する。この場合において、同條第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。
(引取りに係る砂糖類の輸出免税)

第十六条の二 砂糖類を輸出する目的で保税地域から引き取り取り出す場合において、当該引き取り手とする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る砂糖消費税を免除する。ただし、第三項において準用する第十五条の二第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該砂糖類が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を提出すべきことを命じなければならない。

3 第十五条の二第三項及び第七項並びに第八項の規定は、第一項本文の場合について準用する。この場合において、同条第七項中「証明書」とあるのは「政令で定める書類」と、同条第八項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署

長又は税関長」と、「第二項に規定する証明書」とあるのは「第十六条の二第二項に規定する政令で定める書類」と読み替へるものとする。

第十七条を次のように改める。
(免税砂糖類の表示)

第十七条 第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当する砂糖類を製造場から移出し、又は第十五条の二第二項若しくは第十六条の二第二項の承認を受けて砂糖類を保税地域から引き取り取り出す者は、政令で定めるところにより、当該砂糖類の包装に当該砂糖類が第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当するものである旨又は当該承認に係るものである旨の表示をしなければなら

ない。
第十八条を次のように改める。
(製造場における特定用途免税)

第十八条 次に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五條第一項の規定の適用がある場合(第二條第一項又は第二十一條第四項の規定に該当する場合を除く。)において、当該物品の製造者が当該砂糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。

一 れん乳及び粉乳のうち、政令で定めるもの
二 育児食、乳児の食用に供される物品で政令で定めるものをいう。
三 輸出入の菓子及び果物のかん詰その他政令で定める輸出品

4 その他政令で定める物品

2 前項の規定は、同項の規定に該当する製造者が、当該砂糖類を消費した日の属する月分の第十條第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該砂糖類の消費に関する明細書(前項第三号に掲げる物品については、当該明細書及び当該物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類)を添附しない場合には、適用しない。

3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同條第三項中「同項に規定する政令で定める書類」とあるのは「第十八條第二項に規定する政令で定める書類」と、同條第四項中「第一項の移出をした砂糖類を同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「第十八條第一項の規定に該当する砂糖類を原料として消費し同項第三号に掲げる物品を製造した場合において、当該物品を輸出する場合」と、

「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。
4 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に当該砂糖類を原料として消費し同項各号に掲げる物品を製造する者に対し、当該物品を他の物品と區別して蔵置すべきことを命ずることができる。

5 第一項の規定に該当する砂糖類を原料として消費し同項第三号に掲げる物品で政令で定めるものを製造した者が、当該物品で第三項において準用する第十五条第三項の規定による承認に係るものを当該承認に係る期限前にこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡したときは、第三項において準用する第十五条第三項の規定にかかわらず、当該消費又は譲渡をした日(次項の規定による承認を受けた場合には、当該承認の日)の前日を当該期限の末日とみなす。

6 前項の場合において、契約の解除その他の理由により輸出できないことにつきやむを得ない事情があるため、前項に規定する者が同項の消費又は譲渡につき、政令で定める手続によりあらかじめ所轄税務署長の承認を受けたときは、その者が納付すべき砂糖消費税に係る国税通則法(昭和三十三年法律第 号)の規定による延滞税の額の計算の基礎となる期間は、当該承認があつた日から起算して十日を経過した日の翌日から起算するものとする。

第十八条の次に次の一条を加える。
(保税地域における特定用途免税)
第十八条の二 前条第一項各号に掲げる物品の原料として砂糖類を消費することについて、第五條第二項本文又は第三項の規定

の適用がある場合において、当該物品の製造者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該砂糖糖類を当該消費に充てるときは、その消費に係る砂糖消費税を免除する。ただし、第五項の規定の適用がある場合については、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認を受ける場合において、取締り上必要があるとき、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖糖類を原料として消費し前条第一項各号に掲げる物品を製造する者に対し、当該物品を他の物品と区別して蔵置し、又は当該物品の製造に関する事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

3 税関長は、前条第一項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖糖類の消費について第一項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該承認に係る物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類の提出を命じなければならない。

4 第十五条の二第三項の規定は、前条第一項第三号に掲げる物品の製造のためにする砂糖糖類の消費につき第一項の承認を与える場合について準用する。

5 第一項の承認を受けた砂糖糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造した者が第三項の規定により税関長

の指定した期限内に同項に規定する政令で定める書類を提出しなかつたときは、直ちに当該物品の原料として消費した砂糖糖類に係る砂糖消費税を徴収する。ただし、既に第八項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

6 第十五条の二第八項の規定は、第一項の承認を受けた砂糖糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造し、当該物品を輸出する前に亡失した場合について準用する。この場合において、第十五条の二第八項中「税務署の税務署長」とあるのは、「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

7 第一項の承認を受けた砂糖糖類を原料として消費し前条第一項第三号に掲げる物品を製造した者は、当該物品につき第三項の規定により指定された期限内に当該物品をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続により同項の承認を行つた税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

8 前項に規定する者が同項に規定する物品を同項に規定する期限内にこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡したときは、税関長は、その者から直ちに当該物品の原料として消費された砂糖糖類に係る砂糖消費税を徴収する。

ただし、既に第五項の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

2 前項の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖糖類については、第十条第一項の規定は、適用しない。

第二十條第一項中「次条第五項の承認を受けた」とあるのは、「次条第一項の規定の適用を受けた、又は受けるべきに改め、同条第二項中「第九条」を「第九条の三」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 第一項及び第二項の承認を受けて製造した砂糖糖類をその製造場から移出した者は、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書に当該移出をした砂糖糖類の製造に関する明細書を添付しなければならない。

5 税務署長は、第一項又は第二項の承認を受ける場合において、取締り上必要があるとき認めるときは、政令で定めるところにより、その承認に係る砂糖糖類及びこれを原料として製造した砂糖糖類をそれぞれ他の砂糖糖類と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

6 第一項又は第二項の承認を受けて砂糖糖類を製造した者は、政令で定めるところにより、その製造した砂糖糖類の包装に当該砂糖糖類がこれらの項の承認を受けて製造したものである旨の表示をしなければならない。

第二十一條第一項中「月の翌月以降に徴収されるべき砂糖消費税額」とあるのは、「月の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する提出期限内に提出するものに限る。以下次項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額に、「徴収された、又は徴収されるべき」を「納付された、又は納付されるべき」に、「利子税額及び延滞加算税額」を「延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額」に改め、同項第二号中「第十五条第一項本文」を「第十五条第一項に改め、同条第二項後段を削り、同項中「他の砂糖糖類」を「砂糖糖類の製造者が他の砂糖糖類」に、「当該移出に係る砂糖消費税額」を「その者が当該移出の日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額」に改め、「他の製造場からの移出」の下に「により納付された、若しくは納付されるべき」を加え、「又は徴収」を「若しくは徴収」に、「利子税額及び延滞加算税額」を「延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額」に改め、「以下この項において「課税額」といふ。」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、砂糖糖類の製造の廃止その他の理由により、これらの項の規定による控除を受けるべき月分の第十条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載

があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

第二十一條第四項中「前条第一項」を「砂糖糖類の製造者が前条第一項」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 前各号の規定による控除若しくは還付又は免除を受けようとする者は、当該控除若しくは還付又は免除に係る第十条の規定による申告書に当該砂糖糖類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

6 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により砂糖糖類の製造場における製造業を承継した相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該製造場から移出された砂糖糖類を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

第二十一條に次の二項を加える。

7 前項の規定は、合併により砂糖糖類の製造場における製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とある

のは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。

8 第三項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 第十条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 第十条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第二十二條第一項中「第十五條第五項を第十五條第六項又は第十五條の二第五項に、前條第五項の承認を受けたを、前條第一項の規定の適用を受けた、又は受けるべきに、第九條を、第九條の三に改め、同條第五項中「申告し」を「届け出て」に改め、同條に次の一項を加える。

7 第一項又は第二項の規定による還付金については、国税通則法の規定による還付加算金は、附さない。

第二十三條第一項第一号中「第十八條第一項の下に」又は第十八條の二第一項を加える。

「第五章 納税の担保」を「第五章 雑則」に改める。

第二十四條の見出しを「（保全担保）」に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「前項に規定する場合のほか、」を削り、「又は税務署長を、」税務署長又は税関長に改め、「製造者」の下に「又は砂糖類を保税地域から引き取る者」を加え、同項を同條第一項とし、同條第三項を削り、同條第四項中「又は税務署長を、」税務署長又は税関長に改め、同項を同條第二項とし、同條第五項を削る。

第六章の章名を削り、第二十五条から第二十八条までを次のように改める。

第二十五条から第二十八条までを削る。

第二十九條第一項中「第十五條第五項を第十五條第六項又は第十五條の二第五項に改める。

第三十條に次の二項を加える。

3 砂糖類の製造者について、相続があつた場合において、当該相続により砂糖類の製造業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その砂糖類の製造場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされるときは、当該相続があつた日において第一項の規定による申告があつたものとみなす。

4 前項の規定は、合併により砂糖類の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。

第三十一條中「承認を受けて同項各号」を「規定に該当し若しくは第十八條の二第一項の承認を受けて第十八條第一項各号」に改める。

第三十二條中の「開始」、「（包括遺贈者を含む）」及び、「（包括遺贈者を含む）」及び、「第二十条第四項又は第三十条」を削る。

第三十四條第一項第一号中「承認を受けて同項各号」を「規定に該当し若しくは第十八條の二第一項の承認を受けて第十八條第一項各号」に改め、同條第三項中、「第十三條」を「から第十三條まで」に改める。

第五章中第三十四條の次に次の一条を加える。

（納税地）

第三十四條の二 砂糖消費税の納税地は、製造場から移出された砂糖類に係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる砂糖類に係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

「第七章 罰則」を「第六章 罰則」に改める。

第三十五條第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同條第三項を削る。

第三十六條第一項第一号中「又は第二項を削り、」申告を怠り、又は偽つた者」を「申告書の提出を怠つた者」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第十一條の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

三 第十八條の二第七項本文の規定に違反した者

第三十六條第一項第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同條第二項を削る。

第三十七條第一号中「申告書」を「書類」に改め、同條第二号及び第三号を次のように改める。

二 第十七條又は第二十條第六項の規定に違反した者

三 第十八條の二第二項の規定により命ぜられた書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第三十七條中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

第三十九條中「法人の代表者」の下に「（法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）を加え、同條に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被

疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

（揮発油税法の一部改正）

第九條 揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 總則（第一條―第七條）

第二章 課税標準及び税率（第八條―第九條）

第三章 申告及び納付等（第十條―第十三條）

第四章 免稅及び税額控除等（第十四條―第十七條）

第五章 雑則（第十八條―第二十六條の二）

第六章 罰則（第二十七條―第三十一條）

附則

第三條中の「數量に應じ」を「につき」に改める。

第四條中「及び第二号、第十七條第三項各号列記以外の部分並びに」を、第十四條の二第一項第一号及び」に改める。

第五條第一項ただし書中「移出したもの」とみなす。を「移出したもの」とみなして、この法律（第十條、第十二條、第二十三條及び第二十四條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。」に改め、同條に次の三項を加える。

4 揮発油の製造者がその製造を廃止した場合において、揮発油がその製造場に現存するとき、当該製造者がその製造を廃止した日に当該揮発油を当該製造場から移出したものとみなす。

す。ただし、当該製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る揮発油については、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお揮発油の製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該揮発油がその場所に現存するときは、当該製造者がその日の前日に当該揮発油を当該製造場から移出したものとみなす。

6 関税法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された揮発油が、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、第二項の規定を適用する。

第七条の見出し中「製造者等」を「製造者」に改め、同条第一項中「この法律」の下に「第十条、第十二条、第二十三条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。」を加え、同条第二項を削る。

「第三章 徴収」を「第三章 申告及び納付等」に改める。

第十条から第十二条までを次のように改める。

（移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告）

第十条 揮発油の製造者は、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該製造場から移出した揮発油の数量
二 第十四条、第十五条若しくは第十六条又は他の法律の規定による揮発油税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする数量
三 第一号の数量から前号の数量を控除した数量
四 前号の数量のうち、第八条第一項の規定により控除される数量
五 第三号の数量から前号の数量を控除した数量（以下「課税標準数量」という。）
六 課税標準数量に対する揮発油税額

七 第十七条第一項若しくは第二項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする揮発油税額（前号に掲げる揮発油税額のうち、既に確定したものを含む。）
八 第六号に掲げる揮発油税額から前号に掲げる揮発油税額を控除した金額に相当する揮

発油税額（以下「納付すべき税額」という。）

九 第六号に掲げる揮発油税額から第七号に掲げる揮発油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
十 その他参考となるべき事項
2 第十七条第一項又は第四項のもどし入れをした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

3 第一項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて揮発油税を免除された揮発油については、適用しない。
（引取りに係る揮発油についての課税標準の申告）

第十一条 揮発油を保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る揮発油に係る前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出に係る揮発油についての揮発油税の期限内申告による納付）

第十二条 第十条第一項の規定による申告書を提出した揮発油の製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する揮発油税を、国に納付しなければならない。

第十三条 次の二の条を加える。
（引取りに係る揮発油についての揮発油税の徴収等）
第十二条の二 保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2 第五条第一項ただし書又は第七条の規定に該当する揮発油に係る揮発油税は、これらの規定に規定する揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。
第十三条を次のように改める。
（納期限の延長）

第十三条 揮発油の製造者が、第十条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十二条の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、二月以内、当該担保の額

に相当する揮発油税の納期限を延長することができる。

2 揮発油を保税地域から引き取りようとする者が、第十一条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該揮発油に係る揮発油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、三月以内、当該担保の額に相当する揮発油税の納期限を延長することができる。

「第四章 免税、税額控除等」を「第四章 免税及び税額控除等」に改める。
第十四条を次のように改める。
（未納税移出）

第十四条 揮発油の製造者が次の各号に掲げる揮発油をその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税を免除する。
一 揮発油の製造者が揮発油の原料とするための揮発油 当該揮発油を原料とする揮発油の製造場
二 輸出入業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出行を行なうものをいう。）が輸出するため

の揮発油 当該揮発油の蔵置場
三 政令で定める目的に充てるための揮発油 政令で定める場所

四 前三号に掲げる揮発油以外の揮発油で、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他やむを得ない事情があるため当該揮発油を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの、当該他の場所前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該揮発油の移出に関する明細書並びに当該揮発油が前項各号に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該各号に掲げる場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をした揮発油を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合に、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署

の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第四号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるときは、又は当該申請に係る場所につき揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

6 第一項の規定に該当する揮発油（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか、当該揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該場所が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者は、その移入をした日から十日以内に、当該揮発油の移入の目的（当該揮発油が同項第四号に掲げる揮発油であるときは、その移入の理由）、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長（当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）に提出しなければならない。

8 税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるとき

は、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該揮発油を他の揮発油と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

（未納税引取）

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる揮発油を保税地域から当該各号に掲げる場所に移入する場合において、当該引き取りをする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引き取りに係る揮発油税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 揮発油の製造者が揮発油の原料とするための揮発油 当該揮発油を原料とする揮発油の製造場

二 揮発油を引き取りをする者が政令で定める目的に充てるための揮発油 政令で定める場所

三 揮発油の製造者が保税地域に該当する揮発油の製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他やむを得ない事情があるため、他の場所へ引き取る前二号に掲げる揮発油以外の揮発油 当該他の場所税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者

に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油が同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長（当該場所が保税地域に該当する場合には、当該場所の所在地の所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第十条八条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取つた揮発油（第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか、当該揮発油を同項各号に掲げる場所に移入した者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該場所が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなす。

6 税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた揮発油を他の揮発油と区別し

て蔵置すべきことを命ずることができる。

7 第一項の承認を受けて引き取つた揮発油について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその揮発油税を徴収する。

8 第一項の承認を受けて引き取つた揮発油を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもちて第二項に規定する証明書に代えることができる。

第十五条 次のように改める。

第十五条 揮発油の製造者が輸出する目的で揮発油をその製造場から移出する場合に、当該移出に係る揮発油税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該揮発油の移出に関する明細書及び当該揮発油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第四項中「同項各号に掲げる場

所に移入する前」とあるのは、「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(引取りに係る揮発油の輸出免税)

第十五条の二 揮発油を輸出する目的で保税地域から引き取り取りとする場合において、当該引き取りをする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。ただし、第三項において準用する第十四条の二第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を提出すべきことを命じなければならない。

3 第十四条の二第三項、第七項及び第八項の規定は、第一項本文の場合について準用する。この場合において、同条第七項中「証明書」とあるのは「政令で定める書類」と、同条第八項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と、「第二項に規定する証明書」とあるのは「第十五条

の第二項に規定する政令で定める書類」と読み替えるものとする。

第十六条を次のように改める。

(移出に係る燈油の免税)

第十六条 揮発油の製造者が揮発油のうち燈油に該当するものをその製造場から移出する場合に、当該移出に係る揮発油税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限り。)に前項に規定する揮発油のうち燈油に該当するものが移出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第一項に規定する揮発油のうち燈油に該当するものの規格については、政令で定める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(引取りに係る燈油の免税)

第十六条の二 揮発油のうち燈油に該当するものを保税地域から引き取り取りとする場合において、当該引き取りをする者が政令で定める手続によりその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

2 第一項に規定する揮発油のうち燈油に該当するものの規格については、政令で定める。

第十七条を次のように改める。

(もどし入れの場合の揮発油税の控除等)

第十七条 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を当該製造場にもどし入れた場合には、次の各号の一に該当する場合を除き、政令で定めるところにより、当該製造者が当該もどし入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限り。)以下次項において同じ。)に記載した同条第一項第六号に掲げる揮発油税額から当該揮発油につき当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項、この項、第四項又は第八項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。)に相当する金額を控除する。

一 当該揮発油が当該移出後使用されたものである場合

二 当該揮発油のもどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十四条第一項の適用があつた場合

2 揮発油の製造者が他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油(当該移出又は引取り後使用されたものを除く。)を揮発油の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該揮発油をその移入した製造場からさらに移出するときは、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書に記載した同条第六号に掲げる揮発油税額から当該揮発油につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項、この項、第四項又は第八項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第八項において同じ。)に相当する金額を控除する。

場合においては、同条第五項に規定する期間の経過後)当該製造場であつた場所にもどし入れた場合において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該揮発油を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る第十条の規定による申告書に当該揮発油のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により揮発油の製造場における製造業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該製造場から移出された揮発油を当該製造場にもどし入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各号の規定を適用する。

7 前項の規定は、合併により揮発油の製造場における揮発油の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」

とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

8 次の各号に掲げる場合において、当該揮発油をそのもとし入れ、又は移入した保稅地域に該當する揮発油の製造場からさらに引き取るときは、政令で定めるところにより、当該引取りにより徴収される揮発油稅額から、当該揮発油につき、当該各号に規定する揮発油の製造場からの移出により納付した、若しくは納付すべき又は保稅地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油稅額に相當する金額を控除する。

一 保稅地域に該當する揮発油の製造場から引き取られた揮発油を当該保稅地域に該當する揮発油の製造場にもどし入れた場合（当該揮発油が当該引取り後使用されたものである場合を除く。）

9 三 揮発油の製造場から移出され、又は他の保稅地域から引き取られた揮発油を保稅地域に該當する揮発油の製造場に移入した場合（当該揮発油が当該移出又は引取り後使用されたものである場合を除く。）
前項の規定による控除を受けようとする者は、当該もどし入れ又は移入に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実

を証する書類として政令で定める書類を、当該もどし入れ又は移入に係る保稅地域に該當する揮発油の製造場の所在地の所轄税關長に提出して、その確認を受けなければならない。

10 第三項又は第四項の規定による還付金につき國稅通則法（昭和三十七年法律第 号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該當するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 第十條第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 第十條第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日
「第五章 納稅の担保」を「第五章 雜則」に改める。

第十八條の見出しを「（保全担保）」に改め、同條第一項を削り、同條第二項中「前項に規定する場合のほか、」を削り、「又は税務署長を、」を削り、「又は税務署長又は税關長」に改め、「製造者」の下に「又は揮発油を保稅地域から引き取る者」を加え、同項を同條第一項とし、同條第三項を削り、同條第四項中「又は税務署長を、」を削り、「又は税關長」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第五項を削る。

第六章の章名を削り、第十九條から第二十二條までを次のように改める。
第十九條から第二十二條まで 削除

第二十三條第一項中「次項」を「この條」に改め、同條に次の二項を加える。

3 揮発油の製造者について相続があつた場合において、当該相続により揮発油の製造業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その揮発油の製造場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面であつた揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

4 前項の規定は、合併により揮発油の製造業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。

第二十五條中の「開始」、「（包括受遺者を含む）」、「（包括遺贈者を含む）」及び「又は第二十三條」を削る。

第二十六條第三項中「第十條及び第十二條」及び第十條から第十二條の二までに改める。
第五章中第二十六條の次に次の一條を加える。

（納稅地）

第二十六條の二 揮発油稅の納稅地は、製造場から移出された揮発油に係るものについては、当該製造場の所在地とし、保稅地域から引き取られる揮発油に係るものについては、当該保稅地域の所在地とする。

「第七章 罰則」を「第六章 罰則」に改める。

第二十七條第一項第二号中「第十七條第四項」を「第十七條第三項及び第四項」に改め、同條第二項中「十倍を三倍」に改め、同條第三項を削る。

第二十八條第一項各号を次のように改め、同條第二項を削る。

一 第十條第一項の規定による申告書の提出を怠つた者
二 第十一條の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第二十九條第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同條に第一号として次のように加える。

一 第十四條第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者
第三十條を次のように改める。

第三十條 罰則

第三十一條中「法人の代表者」の下に「（法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む）」を加え、同條に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用が

ある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（地方道路稅法の一部改正）
第十條 地方道路稅法（昭和三十年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第七條第一項又は第十四條第五項」を「第七條、第十四條第六項又は第十四條の二第五項」に、「第七條第二項又は第十四條第五項」を「第五條第五項、第十四條第六項又は第十四條の二第五項」に、「換價される揮発油とする。」を「換價される揮発油とし、同條第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する揮発油とする。」に、「の數量に應じ」を「につき」に改め、同條第二項中の「數量に應じ」を「につき」に改め、同條第三項中「第十四條第一項本文又は第十五條第一項本文」を「第十四條第一項若しくは第十五條第一項」に、「これら」を「揮発油稅法第十四條の二第二項本文若しくは第十五條の二第二項本文」に改め、同條第四項中「第十四條第六項、第十五條第四項又は第二十八條第二項」を「第十四條の二第七項又は第十五條の二第三項」に改め、「移出し、又は」を削る。

第六條中「第十六條第一項」の下に「又は第十六條の二第一項」を加え、「燈油に該當する揮発油」を

「揮発油のうち燈油に該当するもの」に改める。

第七条の見出しを「申告及び納付等」に改め、同条第一項中「地方道路税は、」の下に「揮発油税の申告にあわせて申告して納付し、又はを加える。」

第八条の見出し中「及び処分」を削り、同条第二項中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条に改め、同条第三項中「第十八条第三項から第五項まで及び第十九条から第二十一条まで」を「第十八条第二項に、「前二項」を「前項」に改める。

第九条第一項中「第十七条第一項から第三項まで又は第四項」を「第十七条第一項から第四項まで又は第八項」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 揮発油税法第十七条第五項、第九項及び第十項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

第十条及び第十一条を次のように改める。

(延滞税)
第十条 国税通則法(昭和三十三年法律第 号)の規定により地方道路税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方道路税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百六十一分の四十に相当する金額及び二百六十一分の二百二十一に相当する金額を、それ

ぞれ同法の規定により納付すべき地方道路税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。

2 第七条第一項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)
第十一条 前条第一項の規定は、

国税通則法の規定により地方道路税及び揮発油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第七条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

第十二条第二項中「過誤納に係る国税及び」を「国税通則法第五十六条に規定する還付金等及び過誤納に係る」に、「国税徴収法第六十四条」を「国税通則法」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条第一項中「国税徴収法第六十四条」を「国税通則法」に、「還付加算金」の下に「第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方道路税及び揮発油税の還付に係る金額又はを加え、」同条の規定にかかわらず「を削り、」これらの」の下に「還付に係る金額の合算額又は」を加え、「同条」を「同法に、「とみなす」を「とす」に改める。

第十四条を次のように改める。

(端数計算)

第十四条 地方道路税及び揮発油税の額はこれらの税に係る国税通則法第五十六条に規定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に關する国税通則法の規定を適用するときは、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第十四条の二第三項中「第五条第一項又は第二項」を「第五条第一項若しくは第二項又は第七条」に改める。

第十五条第二項中「十倍」を「三倍」に改め、同条第三項を削る。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除
第十七条中「法人の代表者」の下に「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
第十一条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中(以下「酒税法等」という。)の下に、「国税通則法(昭和三十三年法律第 号)」を加える。

第四条第一項中「引取の際の」を「引取りに係る」に、「税関は、その内国消費税の額を郵政官署を、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵政官署を経て当該郵便物の名あて人に改め、同条第二項を次のように改める。

2 郵政官署は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。

第四条第三項中「その内国消費税」を「同項の書面に記載された税額に相当する内国消費税」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項に規定する書面は、国税通則法に規定する賦課決定通知書とみなす。

第五条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、当該物品につき既に砂糖消費税法第五条第三項(引取りとみなす場合)、物品税法第六条第三項(引取りとみなす場合)又は揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)の規定の適用があつた場合における砂糖消費税、物品税又は揮発油税及び地方道路税については、この限りでない。

2 前項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、附さない。

3 前二項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、附さない。

(没収又は追徴の場合における内国消費税の課税の特例)
第十条の二 内国消費税課税物品につき関税法第十八条その他の法令の規定により没収又は追徴が行なわれた場合には、当該物品に係る内国消費税を課さない。

第十一条第一項中「前二条」を「第九条又は第十条」に改め、同条第二項中「十倍」を「三倍」に改める。

第十二条中「法人の代表者」の下に「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

(取引所税法の一部改正)
第十二条 取引所税法(大正三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第八條第四項を削る。

第十条第三項中「国税徴収法ニ依り」を「政府ハ」に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條ノ二 取引所特別税ノ納税地ハ当該取引所ノ所在地トス取引税ノ納税地ハ当該取引員又ハ會員ガ当該売買取引ヲ為シタル又ハ為スベキ取引所ノ所在地トス

第十五條第一項中「脱税高五倍ニ相当スル」を「脱税高ノ三倍相当額以下ノ」に改め、同條第三項を削る。

第十六條中「脱税高五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス」を「脱税高ノ三倍相当額以下ノ罰金ニ処ス」に、「税金二十円」を「脱税高ノ三倍相当額千円」に、「百円」を「千円」に改める。

第十七條第一項及び第十七條ノ二第一項中「税金五倍ニ相当スル」を「税金ノ三倍相当額以下ノ」に、「税金二十円」を「税金ノ三倍相当額千円」に、「百円」を「千円」に改める。

第十八條中「脱税高五倍ニ相当スル」を「脱税高ノ三倍相当額以下ノ」に、「税金二十円」を「脱税高ノ三倍相当額千円」に、「百円」を「千円」に改める。

第十九條ノ二中「若ハ脱税高五倍ヲ超エ十倍以下ニ相当スル罰金」を削り、「徴役及」の下に「各本条ノ」を加える。

第二十條を削り、第二十一條中「法人ノ代表者」の下に「法人ニ非

ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム」を加え、同條に次の一項を加え、同條を第二十條とする。

法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

(登録税法の一部改正)
第十三條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「徴収スル」を「納ムル」に改める。

第十七條ノ二第二項中「直ニ」を削る。

第十九條ノ七中「国税徴収法第百六十七條第一項」を「国税通則法第七十九條第一項」に、「審査ノ請求」を「審査請求」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第十四條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六條ノ三中「国税徴収法第百六十四條」を「国税通則法第五十八條」に改める。

(関税法の一部改正)
第十五條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「国税徴収法第百六十條第一項、第二項及び第四

項」を「国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第五十二條」に改め、同項後段を削る。

第十二條の見出しを「(延滞税)」に改め、同條第一項中「三銭」を「二銭」に、「利子税額」を「延滞税」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国税通則法第三十七條(督促)に規定する督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の延滞税の額は、その未納に係る関税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。

第十二條第二項及び第三項中「利子税額」を「延滞税の額」に改め、同條第四項中「利子税額」を「延滞税の額」に改め、同條第五項中「利子税額」を「延滞税」に改める。

第十三條第一項中「三銭」を「二銭」に改める。

(とん税法の一部改正)
第十六條 とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

(国税通則法の準用)
第十條 国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第六十條及び第六十二條の規定は、前条及び第六十二條第三項の規定によりとん税の徴収をする場合において、指定された納期日までにとん税が完納されないときについて準用する。

(特別とん税法の一部改正)
第十七條 特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六條中「及び第十一條」を「第十條(国税通則法の準用)及び第十一條」に改める。

第八條第一項を次のように改める。

とん税法第十條(国税通則法の準用)(第六條において準用する場合を含む)において準用する国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第六十條の規定によりとん税及び特別とん税に係る延滞税を徴収すべき場合に於いては、徴収すべきとん税額及び特別とん税額の合算額について、同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の十八分の八に相当する金額及び十八分の十に相当する金額を、それぞれとん税に係る延滞税の額及び特別とん税に係る延滞税の額とする。

第八條第二項中「延滞加算税額」を「延滞税」に改め、同條第三項中「国税徴収法第百六十二條第一項前段」を「国税通則法第五十七條第一項前段」に改める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)
第十八條 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「課税に関する申告、申請及び請求に関する特例若しくはその」を削る。

第二条第一項中「同法第五十六條第一項から第三項まで又は第五十七條第一項から第三項までの規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第四十六條第一項の規定により徴収する延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第三條第二項中「同法第一條第一項に規定する」を削り、「及び家財」を「又は家財」に、「八十万円」を「百二十万円」に改め、同條第三項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同條第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

所得税法第四十二條第一項又は第二項に規定する報酬又は料金の支払を受ける者で、災害により住宅又は家財について甚大な被害を受け、かつ、当該災害のあつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において当該見積額が百二十万円以下であるものに対しては、政府は、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日以後のその年分の当該報酬又は料金につきこれらの規定による徴収を猶予することができ

給与、報酬又は料金で命令で定めるものの支払を受ける者が災害により被害を受けた場合において、当該災害のあつた日の属する年又はその翌年以後三年

以上の各年において、当該災害のあつた日の現況により当該災害による所得税法第十一條の四に規定する雑損失の金額（当該災害以外の理由による雑損失の金額がある場合には、その金額を含む。以下この項において同じ。）があるものと見積られ、又はその雑損失の金額で同法第九條の四第三項の規定による控除を受けることができるものがあるときは、政府は、命令の定めるところにより、その者のその年又はその翌年以後三年以内の各年において支払を受ける当該給与、報酬又は料金につき、同法第十一條の四又は第九條の四第三項の規定の適用に關し必要な限度において、同法第三十八條第一項若しくは第五項又は第四十二條第一項若しくは第二項の規定による徴収を猶予することができる。

第四條中「同法第五十三條第一項若しくは第二項又は第五十四條第一項の規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第四十六條第一項の規定により徴収する延滞加算税額」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第七條第一項中「利子税額及び延滞加算税額」を「延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額」に改め、同條第二項中「第三十條第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十七條第一項」を「第十七條第一項若しくは第四項、第十七條第二項若しくは第四項、

に、第十七條第一項の」を「第十七條第一項又は第四項の」に改め、「第十八條第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同條第四項中「第四項」を「第三項」に改める。

第八條から第十條までを削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第十九條 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六號）の一部を次のように改正する。

目次中「（第八十九條・第九十條）」を「（第八十九條・第九十條）」に改める。

第一條中「徴収若しくは資産の再評価を」若しくは「徴収」に、「資産再評価法（昭和二十五年法律第二十號）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第 號）」に改める。

第二條第一項第二号中「法人をいい、それぞれ代表者又は管理人の定めのある法人でない社團又は財団で、同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同法の施行地外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。」を「法人をいう。」に改め、同項第九号及び第十号を次のように改める。

九 修正申告書 国税通則法第十九條第三項に規定する修正申告書をいう。

十 更正の請求 国税通則法第二十三條第二項に規定する更正の請求をいう。

第二條第二項第六号中「同法第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改め、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 期限後申告書 国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書をいう。

九 更正の請求 国税通則法第二十三條第二項に規定する更正の請求をいう。

第三條第二項中「（法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この章において同じ。）を削る。

第二十三條第一項中「所得税法第二十七條第六項の規定にかかわらず」を削る。

第三十條第一項中「第三項並びに第十條の五第一項」を「第四項並びに第十條の五第三項第一号」に、「第五項」を「第四項」に改める。

第三十三條の二第一項中「当該各号」を「それぞれ、当該各号」に、「それぞれ四月以内に」を「四月以内」に改め、「提出し」の下に「かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同條第二項中「所得税法第四十四條の規定により所得金額及び所得税額を更正する。」を「当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行なう。」に改め、同項後段を削り、同條第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通

則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第三十三條の二第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号及び第六十五條第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二條第一項第七号に規定する確定申告書等」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第三十六條第二項及び第三項中「四月以内に」を「四月以内」に改め、「提出し」の下に「かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同條第四項中「所得税法第四十四條の規定により所得金額及び所得税額を更正する。」を「当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行なう。」に改め、同條に次の一項を加える。

5 第三十三條の二第三項の規定は、第二項又は第三項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同條第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十六條第二項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の二第一項」とあるのは「第三十六條第二項又は第三項」と読み替へるものとする。

第三十八條の四第四項中「規定に該当することにより納付すべきこととなつた所得税額」を「規定により提出する修正申告書及びその者に対する前項において準用する同條第四項の更正」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十三條の二第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八條の四第一項又は第二項において準用する第三十六條第二項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の二第一項」とあるのは「第三十八條の四第一項又は第二項において準用する同法第三十六條第二項又は第三項」と読み替へるものとする。

第三十八條の七第一項及び第三項中「四月以内に」を「四月以内に」に改め、「提出し」の下に「かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同條第五項中「又は前項」を「及び前項」に、「規定によ

る更正により納付すべきこととなつた所得税額を「更正」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第三十三條の二第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八條の七第一項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の二第一項」とあるのは「第三十八條の七第一項又は第三項」と読み替へるものとする。

第三十八條の八第四項中「四月以内に」を「四月以内に」に改め、「提出し」の下に、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付し」を加え、同条第五項中「所得税法第四十四條の規定により所得金額及び所得税額を更正する。」を「当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行なう。」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第三十三條の二第三項の規定は、第四項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八條の八第四項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の二第一項」とあるのは「第三十八條の八第四項」と読み替へるものとする。

第四十條第四項中「所得税法第五十四條の規定の適用については、同条第一項第二号中「」については、当該提出期限」とあるのは「」について、租税特別措置法第四十條第一項後段の承認をしないことの決定の通知をした日とする。」を「国税通則法第六十條第二項の規定の適用については、同項本文に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、当該承認をしないことの決定の通知をした日の翌日から当該金額を完納する日までの期間とする。」に改める。

て、当該提出期限」とあるのは「」について、租税特別措置法第四十條第一項後段の承認をしないことの決定の通知をした日とする。」を「国税通則法第六十條第二項の規定の適用については、同項本文に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、当該承認をしないことの決定の通知をした日の翌日から当該金額を完納する日までの期間とする。」に改める。

同表中	
第四十四條 第一項	及び第八号 別措置法第四十一條の四 第一項
第四十八條 第一項	第十二号に 規定する事 項、租税特別措置法第四 十一條の四第一項に規定 する事項

第四十一條の七第一項中「利子税額、過少申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を」を「延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第五十六條の二第一項中「法人税額の更正の請求」を「法人税額につき、前条第一項に規定する取引等の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度分又は同条第二項に規定する解散の日を含む事業年度分若しくは同項に規定する合併法人の同項に規定する取引等の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度分の法人税に係る同法第十八條から第二十一條までの規定による申告書の提出期限までに、更正の請求」に改め、

第四十一條の四第四項の表条項の欄中「第十五條の七」を「第十五條の八」に改め、同表読み替へられる規定の欄中「前五條」を「前六條」に、「者」を「勤労学生」に改め、同表読み替へる規定の欄中「前五條及び」を「第十五條の二から第十五條の五まで及び第十五條の七並びに」に、「者であるかどうか及び」を「勤労学生であるかどうか及び」に改め、

及び第八号並びに租税特別措置法第四十一條の四第一項

同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七條第一項中「法人税額の更正の請求」を「法人税額につき、当該取引の行なわれた日以後一年を経過した日を含む事業年度分の法人税に係る同法第十八條から第二十一條までの規定による申告書の提出期限までに、更正の請求」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六十五條第四項、第六十五條の七第三項及び第六十六條の二第四項中「同法第二十三條の規定による申告書」を「期限後申告書」に改める。

第七十條第一項中「相統税法第三十一條の規定により修正申告書を提出し」を「国税通則法第九條第三項に規定する修正申告書を提出し」かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付し」に改め、同条第二項中「同法第三十條の規定により申告書を提出し」を「国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付し」に改め、同条第三項中「相統税法第三十五條の規定により課税価格及び相統税額を更正し、又は決定する。」を「これらの申告書に記載すべきであつた課税価格、相統税額その他の事項につき国税通則法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正又は同法第二十五條の規定による決定を行なう。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出さ

れたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十條第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号及び第六十五條第一項中「期限内申告書」とあるのは「相統税法第二十七條の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

5 第七十條に次の一項を加える。

第二項の規定による期限後申告書及び第三項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを国税通則法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十條

二項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

第八十九条を次のように改める。

(製造場において石油化学原料として消費される揮発油の免税)

第八十九条 エチレンその他の政令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五條第一項又は地方道路税法第五條第一項の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、当該揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する製造者が、当該揮発油を消費した日の属する月分の揮発油税法第十條第一項の規定による申告書(地方道路税法第七條第一項の規定によるものを含み、揮発油税法第十條第一項に規定する期限内に提出するものに限る。以下第九條第二項において同じ。)に当該揮発油の消費に関する明細書及び当該揮発油を消費して製造した製品の製造につき、政令で定める事項を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。

3 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、第一項の規定に該当する製造者に対し、同項に規定する製品の原料として消費する揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれ他の揮発油及び製品と区別して貯蔵す

べきこと並びに政令で定めるところにより当該原料とする揮発油の消費に関する事項及び当該揮発油を原料とした製品の製造、貯蔵又は販売に関する事項を帳簿に記載すべきことを命ずることができる。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(保税地域において石油化学原料として消費される揮発油の免税)

第八十九条の二 前条第一項に掲げる製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五條第二項又は地方道路税法第五條第二項の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 税関長は、前項の承認を与える場合において、取締り上必要があると認めるときは、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれ他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに政令で定めるところにより当該原料とする揮発油の消費に関する事項及び当該揮発油を原料とした製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載し、又は当該事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

第九十条を次のように改める。
(移出に係る揮発油の特定用途免税)

第九十条 揮発油の製造者が次に掲げる用途に供される揮発油でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、昭和三十八年三月三十一日までに、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一 航空機の燃料用
二 ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十條第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に関する明細書並びに当該揮発油が前項各号に掲げる揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該各号に掲げる用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 揮発油税法第十四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 揮発油税法第十四條第七項、第二十四條及び第二十六條並びに地方道路税法第十四條の二の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第十

四條第七項中「に掲げる場所」とあるのは、「の用途に供する場所」と、「移入の目的(当該揮発油が同項第四号に掲げる揮発油であるときは、その移入の理由)」とあるのは、「用途、規格」と、同法第二十四條及び第二十六條並びに地方道路税法第十四條の二中「揮発油の製造者又は販売業者」とあるのは、「租税特別措置法第九十条第一項各号の用途に供する揮発油を移入した者」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者が当該揮発油を同項の規定の適用に係る用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該消費又は譲渡を移出と、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八條第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量とし、同法第十條第一項に規定する申告書(地方道路税法第七條第一項の規定によるものを含み)は、揮発油税法第十條第一項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から十日以内に提出し、当該揮発油税及び地方道路税は、当該申告書の提出期限内に、国に納付しなければならない。

第九十条の次に次の一条を加える。

(引取りに係る揮発油の特定用途免税)

第九十条の二 前条第一項各号に掲げる用途に供する揮発油でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取り取り戻す場合において、当該引き取り戻す者が政令で定める手続により、昭和三十八年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取りるときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

2 揮発油税法第十四條の二第二項及び第四項の規定は、前項の承認について、同法第七項の規定は、前項の承認を受けて引き取った揮発油で、政令で定めるところにより、税関長が指定した期限内に前条第一項各号の用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、同法第十四條の二第七項中「揮発油」とあるのは、「揮発油税及び地方道路税」と読み替えるものとする。

3 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項各号の用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法

号)第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収等による国税を除く。)を納める義務がある者及び当該源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならぬ者をいう。

第二条第七号中「第二項若しくは第三項」を削り、同条第八号中「第百五十六号第一項第六号(保証人)又は酒税法(昭和二十八年法律第六号)その他の」を削り、「納税者」を「納税者」に改め、同条第十号を次のように改める。

十 法定納期限 国税に関する

法律の規定により国税を納付すべき期限(次に掲げる期限を除くものとし、国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税については、当該事実の生じた日とする。)をいい、附帯税又は国税の滞納処分費については、その納付又は徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

イ 国税通則法第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定による納期限

ロ 国税通則法第三十六条第二項(納税の告知)に規定する納期限

ハ 国税通則法第三十八条第二項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限

ニ 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)又は相続税法(昭和

二十五年法律第七十三号)の規定による延納、国税通則法第四十七条第一項(納税の猶予)に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限

第二条第十一号中「又は」を「その他」に、「事務につきその委任を受けた」を「事務に従事する」に改める。

第三条から第七条までを次のように改める。

第三条から第七条まで 削除

第十一条の見出し中「内国消費税」を「消費税」に改め、同条中「第四十四条(強制換価の場合の内国消費税の徴収)」の規定により徴収する国税を「国税通則法第三十九条(強制換価の場合の消費税の徴収の特例)」の規定により徴収する消費税(その滞納処分費を含む。)に改める。

第十五条第一項中「附帯税額」を「附帯税」に改め、同項第一号中「納税告知書を発した日(所得税、法人税、相続税、贈与税又は再評価税)」を「更正通知書若しくは決定通知書又は納税告知書を発した日(申告納税方式による国税)」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法定納期限前に国税通則法第三十八条第一項(繰上請求)の規定による請求(以下「繰上請求」という。)がされた国税

第十五条第一項第三号中「予定納税及び予定申告に係る」を「予定

申告に係る」に改め、同項第四号中「(昭和二十五年法律第七十三号)」を削り、「第三十五条第五項」を「第三十五条第二項」に、「確定した相続税」を「納付すべき税額が確定した相続税又は贈与税」に、「納税告知書」を「決定通知書」に改め、同項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 国税通則法第十五条第三項第二号から第四号まで(源泉徴収等による国税等)に掲げる国税(同項第二号及び第三号に掲げるものについて

は、法定納期限以前に納付されたものを除く)その納税告知書を発した日(納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日)

五の三 国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税 それぞれその修正申告があつた日又はその更正に係る更正通知書を発した日

第十五条第一項第六号中「第百五十九条第三項(保全差押の金額の通知)」の下に「(国税通則法第三十八条第四項(繰上保全差押)において準用する場合を含む。)」を加え、同項第七号中「相続のあつた」を「相続(包括遺贈を含む。以下同じ。))があつた」に改め、「確定したものの」の下に「(国税通則法第十五条第三項第二号から第四号までに掲げる国税については、その日前に納税告知書を発したものを。以下

次号において同じ。)」を加え、「その相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)」を「その相続」に改め、同項第九号中「(第百六十条第四項(保証人からの徴収)において準用する場合を含む。)」を「又は国税通則法第五十二条第二項(保証人に対する納付通知)」に改める。

第十九条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 立木の先取特権に関する法律(明治四十三年法律第五十六号)第一項(立木の先取特権の先取特権

第十九条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第三号から第五号まで(同項第三号に掲げる先取特権で登記をしたものを除く。)」に改める。

第二十条第一項第一号中「前条第一項第三号及び第四号」を「前条第一項第三号から第五号まで」に改める。

第二十三条第一項中「その滞納処分による差押の効力は、失われ

第二十四条第二項中「居所」の下に「(事務所及び事業所を含む。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「第六項まで(第二次納税義務の通

則)を「第五項まで(第二次納税義務の通則)及び第九十条第三項(換価の制限)」に改める。

第二十六条第一号中「又は第十条」を「若しくは第十条」に、「内国消費税」を「消費税」に改め、同条第四号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第三章 納税義務を「第三章 第二次納税義務」に改める。

第一節 納税義務の承継及び

第二十七号から第三十一条までを次のように改める。

第三十二条第二項中「第四十三条(繰上徴収)」の規定により徴収するを「国税通則法第三十八条第一項及び第二項(繰上請求)」の規定による請求をするに、「その期限後二十日以内に納付催告書を発して」を「納付催告書によりその納付を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から二十日以内に発するものとする。

第三十二条第三項中「第四十三条」を「国税通則法第三十八条第一項及び第二項並びに同法第四章第一節(納税の猶予)」に改め、同条第四項中「財産の換価は」の下に「、その財産の価額が著しく減少

するおそれがあるときを除き」を加え、同条第五項を削り、同条第六項中「この節」を「この章」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十五条第一項中「昭和二十二年法律第二十八号」を削り、「法定納期限」の下に「(国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税並びに当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その還付の基因となつた申告、更正又は決定があつた日。以下この章において同じ。)」を加える。

第三十六条第二号中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。第三十八条中「同族会社」の下に「(これに類する法人を含む。)」を加える。

第四節 人格のない社団等の納税義務を削る。第四十条を次のように改める。第四十一条の見出しを「(人格のない社団等に係る第二次納税義務)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「人格のない社団等が」を「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が)に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四章 削除 第四十二条から第四十六条まで削除

第四十七条第一項第一号中「督促を受け、」の下に「その督促に係る国税を加え、その督促に係る国税(延滞加算税額を含む。)」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号督促に掲げる国税をその納期限(繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。

第四十七条第二項中「第四十三条第一項各号(繰上徴収)」を「国税通則法第三十八条第一項各号(繰上請求)」に改め、同条第三項中「納付催告書」と、「納税の告知」とあるのは「納付通知書による告知」を、「納付催告書」に改める。

第四十九条中「滞納者」の下に「(譲渡担保権者を含む。第七十五条、第七十六条及び第七十八条(差押禁止財産)を除き、以下同じ。)」を加える。

第五十条第四項中「第三十二条第四項又は第五項(第二次納税義務者の財産の換価の制限)その他の」を削り、同条第五項中「第四百九条第一項(徴収猶予の効果)その他の法律」を「国税に関する法律」に改める。

第五十三条(見出しを含む。)中「付されを」を「附され」に改める。第六十四条中「質権の設定者」を「質権が設定されている財産」に改める。

第六十六条中「給料、年金その他これらに類する債権で継続的に

収入することができるもの」を「給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権」に改める。

第六十七条第四項中「第五百七条第一項から第三項まで」を「国税通則法第五十五条第一項から第三項まで」に改める。

第七十条第三項中「税務署長」を「徴収職員」に改める。

第七十二条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 特許権、実用新案権その他の権利でその処分制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えの効力は、第二項及び前項の規定にかかわらず、差押えの登記がされた時に生ずる。

第七十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「登記を要するもの」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 前条第五項の規定は、特許権についての専用実施権その他の権利でその処分制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えについて準用する。

第七十五条第一項第一号中「寝具」の下に「家具」を加える。第七十八条中「第七十五条」の下に「第一項」を加える。

第七十九条第一項第一号及び第二項第一号中「賦課を更正」に改める。第八十条第四項第一号中「賦課」を「更正」に改め、同条第五項中

「第七十三条第四項」を「第七十三条第五項」に改める。第八十四条第一項中「賦課」を「更正」に改める。

第八十七条第一項中「二以上の参加差押」を「前条第一項第二号に掲げる財産について二以上の参加差押があるときは、そのうち最も先に登記されたものとし、その他の財産について二以上の参加差押」に改め、「先にされたもの」の下に「とする。」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「不動産」の下に「(次号に掲げる財産を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三 鉱業権 参加差押の登録がされた時

第九十条に次の一項を加える。

3 第二次納税義務者が第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)の告知、同条第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟に係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。保証人が国税通則法第五十二条第二項(担保の処分)の告知、同条第三項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときについても、また同様とする。

第九十二条中「国税の賦課又は徴収に関する」を「国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する」に改める。第九十九条第一項第二号中「公売の日の前日」の下に「(当該財産

につき第九十五条第一項ただし書(公売公告)に該当する事実があると認めるときは、公売の日)を加え、同条第三項中「(公売公告の方法)」を削る。

第一百零四条第四項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 入札等の価額の全部が見積額に達しないことその他の理由により最高価申込者を定めることができなかった場合において、入札者等の納付した公売保証金があるとき。

第一百零六条第二項中「無体財産権等」を「電話加入権以外の無体財産権等」に改める。

第一百一十一条中「又は有価証券」を「有価証券又は電話加入権」に改める。

第一百零四条中「第一百六条第三項ただし書(再調査の請求がされた場合の処分の停止)」(第六十六条第四項(審査の請求についての準用規定)において準用する場合を含む。若しくは第七十一条第三項本文(再調査の請求等がされた場合の不動産等についての処分の停止)の規定又は行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第十條第二項(執行停止命令)の規定による命令により滞納処分の執行を停止した)を「国税通則法第八十四条第一項ただし書(不服申立てがあつた場合の処分の制限)その他の法律の規定に基づき滞納処分の執行の停止があつた」に改める。

第二百二十二条第二項中「第七十三條第四項」を「第七十三條第五項」に改める。

第二百二十九条第五項中「附帯税額」を「附帯税」に、「利子税額又は延滞加算税額」を「延滞税又は利子税」に改める。

第三百三十三條第二項中「異議の申立」を「異議の申出」に改め、同項第一号中「行政機関等の申出」を「行政機関等からの通知」に改める。

「第六章 納税の猶予及び担保」を「第六章 滞納処分に関する猶予及び停止等」に改める。

「第一節 徴収猶予」を「第一節 換価の猶予」に改める。

第四百四十八條から第五百十條までを次のように改める。

第四百四十八條から第五百十條までを削除

第五百一十一條第一項中「(第四百四十八條第一項(災害等による徴収の猶予)の規定に該当する場合を除く。)」を削り、「納付すべき国税」の下に「(国税通則法第四十六條第一項から第三項まで(納税の猶予)の規定の適用を受けているものを除く。)」を加え、同条第三項を削る。

第五百五十二條を次のように改める。

(換価の猶予に係る分割納付、通知等)

第五百五十二條 国税通則法第四十六條第四項から第七項まで(納税の猶予の場合の分割納付等)、第四十七條第一項(納税の猶予の通知等)、第四十八條第

三項及び第四項(異実等による徴収)並びに同法第四十九條第一項及び第三項(納税の猶予の取消し)の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六條第七項中「納税者の申請に基づき、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

「第三節 納税の猶予に伴う利子税額等の減免及び第四節 納税の猶予に伴う担保」を削る。

第五百五十五條から第五百五十七條までを次のように改める。

第五百五十五條から第五百五十七條までを削除

「第五節 保全担保及び保全差押」を「第三節 保全担保及び保全差押」に改める。

第五百五十八條第一項中「内国消費税又は入場税」を「消費税」に、「これらの国税」を「その国税」に、「第五百五十六條第一項各号(徴収猶予の担保)」を「国税通則法第五十條各号(担保の種類)」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「同項に規定する国税及びその国税を当該国税」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項後段の場合においては、その嘱托に係る書面には、第三項の書面が同項の納税者に到達したことを証する書面を添付しなければならない。この場合において、不動産登記法第三十一条第一項(登記嘱托書の添附書類等)に規定する登記義務者の承諾書は、添附することを要しない。

第五百五十八條第六項中「前項」を「第四項」に改める。

第五百五十九條第一項中「確定をいう」を「確定をいふ」に、国税通則法第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収等による国税についての納税の告知を含む。」に、「確定する」と「確定を」に「決定し」を「決定すること」ができる。この場合においては、徴収職員は「決定」に改め、同条第二項中「差押」を「決定」に改め、同条第三項中「規定による差押をする」を「規定により保全差押金額を決定する」に、「同項の規定により決定した」を「当該」に改め、同条第四項中「第五百五十六條第一項各号(徴収猶予等の担保)」に掲げるもの又は金銭を「国税通則法第五十條各号(担保の種類)」に掲げるものに、「税務署長」を「徴収職員」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「税務署長」を「徴収職員」に、「次の各号の一に該当するときは」を「第一号又は第二号に該当するときは」に改め、「差押」の下に、「第三号に該当するときは同号に規定する担保をそれぞれ」を加え、同条第二号中「国税の納付すべき額が確定しない」を「国税につき納付すべき額の確定がない」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第三項の通知をした日から六月を経過した日までに、保全差押金額について提供されている担保に係る国税につき

納付すべき額の確定がないとき。

第五百五十九條第六項中「税務署長」を「徴収職員」に、「差押を受けた者」を「差押を受けた者又は第四項若しくは前項第一号の担保を提供した者」に、「その差押の必要を」を「その差押又は担保の徴収の必要に、その差押を」に改め、同条第七項中「第四項に規定する」を「第四項若しくは第五項第一号の」に、「国税の納付すべき額が確定した」を「国税につき納付すべき額が確定した」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「国税の納付すべき額が確定した」を「国税につき納付すべき額の確定があつた」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「国税の納付すべき額が確定していない」を「国税につき納付すべき額の確定がされていない」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「確定した」を「確定をした」に改め、同項を同条第十一項とする。

「第六節 担保の処分」を削る。

第六百六十條を次のように改める。

第七節 削除

第六百六十一條から第六百六十五條までを削除

「第八章 再調査、審査及び訴訟」を「第八章 不服審査及び訴訟の特例」に改める。

第六百六十六條から第七十條までを次のように改める。

第六百六十六條から第七十條までを削除

第七百七十一條の見出し中「再調査の請求」を「不服申立て」に改め、同条第一項中「再調査の請求」(第六百六十六條第一項又は第二項(再調査の請求の期限の規定により再調査の請求)を「異議申立て(国税通則法第七十六條第一項、第三項又は第四項(異議申立ての期間)の規定により異議申立て」に改め、同条第二項中「第六百六十七條第一項(始審的審査の請求)の規定による審査の請求又は第六百六十九條第一項第三号(訴の提起の特例)の規定による訴」を「国税通則法第七十九條第一項又は第二項(始審的審査請求)の規定による審査請求又は同法第八十七條第一項第四号(訴えの提起の特例)の規定による訴え」に、「第六百六十六條第一項又は第二項(再調査の請求の期限の規定により再調査の請求)を「国税通則法第七十六條第一項、第三項又は第四項(異議申立ての期間)の規定により異議申立て」に、「行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第三項を「行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第 号)第十四條第一項又は第三項」に改め、同条第三項を削る。

第七百七十二條中「再調査の請求又は審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求」を「その不服申立て」に改める。

第七百七十三條第一項中「公売等に関する再調査の請求等」を「公売

第六百六十六條から第七十條までを次のように改める。

第六百六十六條から第七十條までを削除

第七百七十一條の見出し中「再調査の請求」を「不服申立て」に改め、同条第一項中「再調査の請求」(第六百六十六條第一項又は第二項(再調査の請求の期限の規定により再調査の請求)を「異議申立て(国税通則法第七十六條第一項、第三項又は第四項(異議申立ての期間)の規定により異議申立て」に改め、同条第二項中「第六百六十七條第一項(始審的審査の請求)の規定による審査の請求又は第六百六十九條第一項第三号(訴の提起の特例)の規定による訴」を「国税通則法第七十九條第一項又は第二項(始審的審査請求)の規定による審査請求又は同法第八十七條第一項第四号(訴えの提起の特例)の規定による訴え」に、「第六百六十六條第一項又は第二項(再調査の請求の期限の規定により再調査の請求)を「国税通則法第七十六條第一項、第三項又は第四項(異議申立ての期間)の規定により異議申立て」に、「行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第三項を「行政事件訴訟法(昭和三十一年法律第 号)第十四條第一項又は第三項」に改め、同条第三項を削る。

第七百七十二條中「再調査の請求又は審査の請求」を「不服申立て」に、「その請求」を「その不服申立て」に改める。

第七百七十三條第一項中「公売等に関する再調査の請求等」を「公売

条第三項（新法第三十四條第四項において準用する場合を含む。）、第四十七條第三項及び第四十八條第一項新法第二十七條第七項を「及び第四十七條（新法第二十七條の二）に」、「又は新法第二十七條第七項を」又は新法第二十七條の二に、「同項に規定する事由が生じたときは、同項を」同條に規定する事由が生じたときは、同條に、「含む。」において準用する新法第二十七條第六項の規定による更正の請求は、同項を「含む。」のの規定による更正の請求は、新法第二十七條の二に改める。

附則第八條中第八項を「第七

項」に改める。

附則第十二条第五項中「所得で

附則第四條第一項」を「所得に係る部分のうち附則第四條」に、「に係

る部分を除く。」を「以外のものに
係る部分に限る。」に、「これらの
所得」を「当該所得」に改める。

附則第十六条第一項中「更正の請求」を「国税通則法（昭和三十七

年法律第 号)第二十三条第一
項の規定による更正の請求に改

め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七条にお

いて準用する新法第三十一条第四項の規定の適用については、

同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とある

のは、「昭和三十七年四月一日」とする。

附則別表第一中
500 1,000 40 8
1,000 1,500 80 8
を
500 1,000 0 0
1,000 1,500 0 0
に改める。

附則別表第二中
500 1,000 40
1,000 1,500 80
を
500 1,000 0
1,000 1,500 0
に改める。

附則別表第三中
1,000 2,000 40
2,000 3,000 80
を
1,000 2,000 0
2,000 3,000 0
に「繰越である」を「繰越である」に改める。

この場合において、退職所得の特別控除後の金額が2,000,000円以上の者の当該特別控除後の金額の2分の1に相当する金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を当該特別控除後の金額から控除した後の金額を退職所得の特別控除後の金額とみなすものとし、その者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。」に改める。

附則別表第四中
500 1,000 40
1,000 1,500 80
を
500 1,000 0
1,000 1,500 0
に「繰越」に「繰越」を「繰越」に改める。

得金額」欄の該当する行を求めるものとし、「金額を当該税額とみなすものとし」、「繰越」が、その求める税額である。」を「繰越をもつてその求める税額とする。」に改める。

第二章 その他の法令の一部改正

改正

(アルコール専売法の一部改正)
第三十条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 中「金額ノ徴収ニ関シテハ国税徴収法ヲ準用ス」を「金額ハ国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス」に改める。

(失業保険法の一部改正)

第三十一条 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第六百六十四条」を「国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第五十八条及び第九十二条」に改める。

第三十六条第一項中「六銭」を「四銭」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「審査の請求について、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)その他の法律(法律に基く命令を含む。)に規定する協議」を「不服申立てについて、国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第八十三条第一項に規定する議決」に改める。

第四十五条第二項中「審査の請求について、所得税法その他の法律(法律に基く命令を含む。)に規定する協議」を「不服申立てについて、国税通則法第八十三条第一項に規定する議決」に改める。

て、国税通則法第八十三条第一項に規定する議決」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)
第三十三条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国税」を「関税等(関税、とん税及び特別とん税をいう。以下同じ。)」に改める。

第五条第一項中「国税若しくは」を「関税等若しくは」に改め、「国税又は」を削り、同条第二項中「国税又は」を削る。

第六条の見出し中「国税等」を「租税及び都道府県交付金等」に改め、同条中「政令で指定する国税、地方税」を「関税等、政令で指定する地方税」に改める。

第七条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 関税等以外の国税(その滞納処分費を含む。)並びに当該国税に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)

(地方税法の一部改正)
第三十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の五第二号中「第三十一条の三」を「第三十条」に改める。

第二十三条第一項第四号中「同法第四十二条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子税額、同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三条第一項の規定

によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三条の二第二項又は第二項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額」を「法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額」に改める。

第三十七条の三第三項中「所得税法第五十四条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子税額、同条第七項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十五条の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子税額、同法第五十六条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七条第一項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第四十六条第一項の規定によつて徴収される延滞加算税額」を「所得税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税の額」に改める。

「法人税に係る」に、「法人税法第四十二条第二項又は第六項の規定によつて法人税に係る利子税額」を法人税に係る延滞税の額に改める。

附則第八項中「第六十六条の八」を「第六十六条の九」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第三十五条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第六百八十九条の二第四項中「六銭を四銭」に改め、同条第六項中国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)第五条及び第六条を国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第十条及び第十二条に改める。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)

第三十六条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「六銭」を「四銭」に改める。

第二十四条の見出しを「国税通則法の準用」同条中「国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)第五条及び第六条」を「国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第十条及び第十二条」に改める。

(農地法の一部改正)

第三十七条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第七項を次のように改める。

7 国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第十条(書類の送

達)、第十二条(公示送達)、第三十八条第一項(繰上請求)、第六十二条(一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)、第六十三条(納税の猶予の場合の延滞税の免除)、第九十条第三項(附帯税の額を計算する場合の端数計算等)並びに第九十一条第四項(附帯税の確定金額の端数計算等)の規定は、第四十一条の対価の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第九十条第三項及び第九十一条第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替へるものとする。

(健康保険法等の一部改正)

第三十八条 次に掲げる法律の規定中「六銭」を「四銭」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一条第四項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十二条第四項

三 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十二条第一項

四 特別損害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)第三十条

五 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第七十二条

六 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和二十八年法律第一号)第十七条

七 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十五条第一項

八 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十条第三項

九 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第八十七条第一項

十 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)第四十条

十一 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十七条第三項

十二 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十七条第一項

(物価統制令の一部改正)

第三十九条 物価統制令(昭和二十一年勅令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条本文中「国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)ヲ準用ス」を「国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(国税に関する一般的経過措置)

第二条 昭和三十七年四月一日(以下「施行日」といふ)前にこの法律の施行前の国税に関する法律(以下「従前の税法」といふ)の規定による国税の徴収のために改正前の国税徴収法(以下「旧国税徴収法」といふ)第四十二条の規定により納税の告知をした場合における当該告知の指定納期限については、従前の例による。

2 施行日前に課した、又は課すべきであつた国税につき、施行日前に旧国税徴収法第四十二条の規定による納税の告知がされ、又は施行日以後に国税通則法(昭和三十七年法律第 号)第三十六条の規定による納税の告知がされた場合において、従前の税法の規定を適用するものとした場合に徴収すべき利子税額の計算の基礎となる期間の始期が施行日以後であるときは、当該期間の始期に該当する日の前日をもつて国税通則法第六十条第二項に規定する法定納期限とみなすものとし、当該国税につき従前の税法に利子税額の徴収に関する規定がなく、かつ、その納税の告知に係る指定された納期限が施行日以後であるときは、当該指定された納期限をもつて国税通則法第六十条第二項に規定する法定納期限とみなす。

3 施行日前に支払決定をし、又は未納の国税に充当した従前の税法の規定による国税の還付金又は国税に係る過誤納金につき、従前の税法の規定により加算すべき金額については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正後の所得税法(以下この条において「新法」といふ)第十条第二項又は第三十六条第一項の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附則第七條第一項又は第九條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額又は重加算税額は、新法第十条第二項ただし書又は第三十六条第一項に規定する延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税又は重加算税の額とみなす。

2 新法第十条第四項ただし書の規定の適用については、改正前の所得税法(以下この条において「旧法」といふ)第三十条の二第二項の規定により徴収を猶予された昭和三十六年分の所得税につき旧法第五十四条の規定により納付した利子税額は、新法第十条第四項ただし書に規定する利子税の額とみなす。

3 新法第二十六条第六項の規定は、確定申告書を提出すべき者が施行日以後に死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧法第三十条の二第一項の規定による徴収の猶予を受け、その猶予の期間が施行日以後に及んでいる場合には、新法第三十条の二第一項の規定による延滞の許可を受けたものとみなす。

5 新法第三十一条第二項の規定の適用については、昭和三十六年分以前の所得税につき旧法第五十四条第一項第一号(国税通則法附則第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定により納付し、又は徴収さ

第十八条の規定により提供された担保とみなす。

（地方道路税法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 施行日前に改正前の地方道路税法（以下この条において「旧法」という。）の規定により課した、又は課すべきであつた地方道路税法については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 前条第二項の規定により改正後の揮発油税法第十四条第六項又は第十四条の二第五項に規定する揮発油とみなされた揮発油については、改正後の地方道路税法（以下この条において「新法」という。）の規定を適用する。

3 新法第九条の規定は、前条第三項の規定により改正後の揮発油税法第十七条の規定が適用される揮発油について適用し、同項の規定によりなお従前の例によることとされる揮発油に係る地方道路税法については、なお従前の例による。

4 旧法第八条第一項又は第二項の規定により提供された担保は、新法第八条第一項又は第二項の規定により提供された担保とみなす。（輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 施行日前に改正前の輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の

実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律又は改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の規定により課した、又は課すべきであつた酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税又はランプ類税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（取引所税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 施行日前に改正前の取引所税法の規定により課した、又は課すべきであつた取引税については、この附則に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（関税法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 国税通則法附則第五条から第八条までの規定は、関税に係る還付加算金、延滞税、利子税額及び延滞加算税額並びにとん税又は特別とん税に係る延滞税及び延滞加算税額について準用する。

条又は第七条第一項の規定の適用については、従前の税法（国税通則法附則第七条第一項又は第九条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、新法第二条第一項、第四条又は第七条第一項に規定する延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税の額とみなす。

2 施行日前にした改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予で、新法第三条第二項から第四項までの規定による徴収の猶予に相当するものについては、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 改正後の租税特別措置法（以下この条において「新法」という。）第三十二条の二、第三十六条、第三十八条の四、第三十八條の七、第三十八條の八又は第七十条の規定は、個人が施行日以後に新法第三十三条の二第一項各号、第三十六条第二項若しくは第三項各号、第三十八條の四第一項若しくは第二項各号、第三十八條の七第一項各号若しくは第三項、第三十八條の八第四項又は第七十条第一項若しくは第二項に規定する事実が該当することとなつた場合に適用し、個人が施行日前にこれらの事実が該当することとなつた場合には、第七条の規定の適用は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 改正後の国税徴収法（以下この条において「新法」という。）第十五条第一項第四号の規定は、施行日以後に同号の規定により納付すべき税額が確定した贈与税について適用する。

2 新法第十九条第一項第三号の規定は、施行日以後に新法第二条第十二号に規定する強制換領手続により配当手続が開始される場合について適用する。

3 新法第三十八条の規定は、施行日以後に滞納となつた国税について適用する。

4 新法第六十六条、第九十九条及び第一百零一条（電話加入権に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に最高価申込者の決定をする場合について適用し、施行日前に当該決定をする場合については、なお従前の例による。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 改正後の税理士法第二条第一号、第三十一条第一号並びに第三十五条第二項及び第三項の規定の適用については、国税通則法附則第十一条又は第二項の規定により従前の税法の例によるものとされる再調査の請求若しくは審査の請求又は審査の決定は、それぞれ不服申立て又は不服申立てについての決定若しくは裁決とみなす。

2 新法第十九条第一項第三号の規定は、施行日以後に新法第二条第十二号に規定する強制換領手続により配当手続が開始される場合について適用する。

3 新法第三十八条の規定は、施行日以後に滞納となつた国税について適用する。

4 新法第六十六条、第九十九条及び第一百零一条（電話加入権に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に最高価申込者の決定をする場合について適用し、施行日前に当該決定をする場合については、なお従前の例による。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

(罰則に係る経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした
国税に係る違反行為及びこの附則
の規定により従前の例によること
とされる国税に係るこの法律の施
行後にした違反行為に対する罰則
の適用については、なお従前の例
による。

(国税に関するその他の経過措置
の政令への委任)

第十九条 国税通則法附則及び前
八条に定めるもののほか、国税通
則法及びこの法律第一章の施行に
関し必要な経過措置は、政令で定
める。

(延滞金に関する経過措置)

第二十条 第三十一条、第三十五
条及び第三十六条の規定中延滞金に
関する部分並びに第三十八条の規
定は、この法律の施行後に徴収す
る延滞金について適用する。た
だし、当該延滞金の全部又は一部で
この法律の施行前の期間に対応す
るものについては、なお従前の例
による。

(大蔵省設置法の一部改正に伴う
経過措置)

第二十一条 改正後の大蔵省設置法
第三十九条第二項及び第四十五条
第二項の規定の適用については、
国税通則法附則第十一条第一項又
は第二項の規定により従前の税法
の例によるものとされる審査の請
求又はこれに係る協議は、それぞ
れ不服申立て又はこれに係る議決
とみなす。
(地方税法の一部改正に伴う経過
措置)

第二十二条 国税通則法附則第十一
条第一項又は第二項の規定により
従前の所得税法の例によるものと
される再調査の請求又は審査の請
求については、改正後の地方税法
第七十二条の五第五項第二項中「不
服申立てに対する決定書若しくは
裁決書の送付」とあるのは「国税通
則法の施行等に伴う関係法令の整
備等に関する法律(昭和三十三年
法律第 号)第一条の規定によ
る改正前の所得税法第四十八条
第五項第三号若しくは同法第四十
九条第六項第三号の決定の通知」
と、「当該通知を受け、又は当該
送付を受け」とあるのは「当該通知
を受け」として同項の規定を適用
する。

三月十六日日本委員会に左の案件を付託
された。

一、合成清酒の名称変更等反対に関
する請願(第一九六五号)(第一九
六六号)(第一九六七号)(第一九
八八号)(第一九八九号)(第一九
九〇号)(第一九七一号)(第一九
七二号)(第一九七三三三)(第一九
七四号)(第一九七五号)(第一九
七六号)(第一九七七号)(第一九
七八号)(第一九七九号)(第一九
八〇号)(第一九八一号)(第一九
八二号)(第一九八三三三)(第一
九八四号)
一、たばこ販売手数料引下げ反対に
関する請願(第一九九五号)(第二
〇八六号)
一、国税通則法案反対に関する請願
(第一〇八四号)
一、演劇の入場税撤廃に関する請願

(第二二四八号)

一、財団法人海洋博物館に対する国
有財産譲与の立法化に関する請願
(第二二六六号)

第一九六五号 昭和三十三年三月三
日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請
願

請願者 北海道虻田郡倶知安町
宇旭四七有限会社田中
酒造店內 田中政雄外
三十九名

紹介議員 苦米地英俊君

政府においては、昭和三十三年度実施
を目的とする税制改正に際し、かねて
合成清酒業界要望の「合成清酒の名称
変更及び原料米使用限度引上げ等の問
題」につき検討されているが、この合
成清酒側の要望はただ単に税制改正を
自己商品の販売政策に利用しようとする
ためのきわめて不合理なものである
ばかりでなく、この問題は、中小企業
である四千に近い清酒業者の運命にか
かる重大な内容を包蔵するものである
。即ち、酒業界における企業の集中度
を比較して見ると、清酒は上位十社で
全体の七パーセント程度を生産してい
るに過ぎないのに対し、合成清酒は上
位は五社で全体の五十二パーセントを
出荷し、また、上位十社では全体の六
十六パーセントに当る約五十万石を出
荷し、しかもその最上位一社の出荷高
は実に十二万石に近い数量を示す企業
集中の実情である。しかして、もしこ
のような法令の改正が行なわれたとすれ
ば、清酒に近似する大量の製品が強大
なる資本力をもつて大量生産され、清
酒とまぎらわしい名称で市場に出回る

こととなり、しかも巨額の宣伝費をも
つて販売されることとなるので資本力
及び生産規模ともにきわめて弱小であ
る清酒業者は、たちまちにして重大な
窮地に追い込まれることは必定であ
るから、この問題については取り上げ
ないよう配慮せられたいとの請願。

第一九六六号 昭和三十三年三月三
日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請
願

請願者 福島県二本松市竹田二
ノ四二 斎藤力弥外四
十一名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一九六五号と同
じである。

第一九六七号 昭和三十三年三月三
日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請
願

請願者 福島県会津若松市甲賀
町一九 松本忠四郎外
三十八名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一九六五号と同
じである。

第一九六八号 昭和三十三年三月三
日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請
願

請願者 福島県勿来市酒井町
大平三郎外四十一名

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第一九六五号と同
じである。

第一九六九号 昭和三十三年三月三
日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請
願

請願者 茨城県水戸市本六丁
目 吉久保徳太郎外四
十名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九六五号と同
じである。

第一九七〇号 昭和三十三年三月三
日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請
願

請願者 茨城県久慈郡里美村大
字折橋一、四〇八 佐
川和広外四十一名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第一九六五号と同
じである。

第一九七一号 昭和三十三年三月三
日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請
願

請願者 群馬県藤岡市神田八
九九 田島義明外四
十一名

紹介議員 太森武太夫君

この請願の趣旨は、第一九六五号と同
じである。

第一九七二号 昭和三十三年三月三
日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請
願

請願者 群馬県太田市大字太田
二四 太刀川又吉外
四十一名

紹介議員 野本 品吉君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九七三号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡岩室村 大字石瀬一、三八〇宝
山酒造株式会社代表取締役 渡辺昌二外四十名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九七四号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市庄野町 三、五四一ノ一 尾崎 光二外四十名
紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九七五号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市富田町 二、三三五 石井健一 外九名
紹介議員 大川 光三君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九七六号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 神戸市東灘区御影町御影字上東七八三世界長 酒造株式会社取締役社長 小網与八郎外四十一名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九七七号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県神戸市福崎町西田原一、一二五 鈴木 昌吾外四十名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九七八号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市伊丹五三二 武内利平外四十名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九七九号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 広島県加茂郡西条町 蜂須賀清外九十三名

紹介議員 山田 節男君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九八〇号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 広島県豊田郡安芸町堀本酒造株式会社代表取締役 堀本良人外四十名
紹介議員 宮澤 喜一君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九八一号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 香川県坂出市加茂町一三綾川酒造株式会社代表取締役 乃村コタケ 外四十一名
紹介議員 津島 壽一君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九八二号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 高知市西町四六 伴乙 衛外四十名
紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九八三号 昭和三十七年三月三日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡川副町大字犬井道七三五有限会社 吉武忠夫外四十一名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九八四号 昭和三十七年三月三日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 佐賀市上芦町七九馬場武郎外四十名
紹介議員 鍋島 直昭君
この請願の趣旨は、第一九六五号と同じである。

第一九八五号 昭和三十七年三月五日受理
たばこ販売手数料引下げ反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋芳町一ノ八 川村清之助 外一名
紹介議員 野田 俊作君
全国十七万のたばこ小売業者は、昭和二十八年以来八分に引き上げられてきたたばこ小売手数料を、戦前の一割程度に引き上げる運動をつづけ、昭和三十六年によりやく月額十二万四千円までの売上げ高に對し、八分五厘、さらに昭和三十七年度には、これを九分とするこの決定をみたのであるが、聞くところによると、これにともない約十一億円の財源が必要であるにもかかわら

ず、昭和三十七年度予算には、約五億三千万円が計上されたにすぎず、その差額約五億七、八千万円は、一部小売業者の手数を八分六厘程度に引き下げてねん出するといひ、非常識きわまる措置をとらうとしているところであるが、もし、そのようなことが行なわれたならば、業者の営業の維持困難はおろか、ただちに生活の脅威を招来することになるから、たばこ販売手数料の引き下げには反対であるとの請願。

第二〇八六号 昭和三十七年三月七日受理
たばこ販売手数料引下げ反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋通二ノ四日本火災ビル日宝興業株式会社取締役社長 永井伝外一名
紹介議員 加賀山之雄君
この請願の趣旨は、第一九八五号と同じである。

第二〇八四号 昭和三十七年三月六日受理
国税通則法案反対に関する請願

請願者 大阪府南区玉屋町一三 藤村玲子 外四十九名
紹介議員 須藤 五郎君
今国会に上程された国税通則法案は、先般の税制調査会の答申に準拠し、ドイツ租税基本法並びにドイツ租税関係調整法の体系を引継ぎ、基本的な税務行政の独裁性を法的に保障するものである。政府はわれわれ中小商工業者の強い反対によつて、実質課税の原則等数項目を将来の慎重な検討にゆだねる

ことにしたが、これとても条文の改正という形で将来復活しないという保障はどこにもないから、このような徴税強化の法体系となる国税通則法は即時撤回又は、廃棄せられたいとの請願。

第二一四八号 昭和三十七年三月八日受理

演劇の入場税撤廃に関する請願

請願者 島根県松江市大庭町七

六 原利夫外八十二名

紹介議員 荒木正三郎君

演劇をはじめ、音楽、舞踊、能楽、映画などの芸術は、入場税法によつて戦後のある時期には、最高二十割ものひどい課税の対象とされたため、これらの芸術の発表の機会是非常に困難になり、正しい発展を妨げられてきた。なかでも演劇は、映画などのように再生産のできる芸術と違い、ただ一度の舞台を發表するためには、数箇月もの間、大勢の人間を拘束し、生身の人間がそのたびに舞台で演技しなければならぬ特殊性があつた。また、その資本力や経営内容においても映画と比較すれば、例えば巨人と小児ほどにも違ひがあること等から、これまで演劇は、演劇愛好者によつてかろうじて支えられてきたが、昨今のテレビ、ラジオ等の驚異的発達や、いちじるしい物価高の影響を受け、現在存立の危機に直面しているから、日本のすぐれた演劇のびやかに育て、実らせるため、今国会において、演劇入場税の撤廃を實現せられたいとの請願。

第二一六六号 昭和三十七年三月八日受理

財団法人海洋博物館に対する国有財産譲与の立法化に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内

二ノ二〇郵船ビル第七

二七号室財団法人海洋

博物館内 朝比奈貞一

紹介議員 加藤 武徳君

昭和二十三年三月法務庁令第三号及び同年八月政令第二百三十八号によつて財団法人海洋博物館が財団法人海軍館から譲り受けた財産は、一般の解散団体の財産と同様に扱われ、国庫に帰属せしめられることになり、同時に土地建物も厚生省の管理下に置かれ、学校法人日本社会事業学校等厚生省関係の各種団体がひきつづき使用し、現在日本社会事業学校のみが使用しているが、近時世界各国の海洋交通、海洋資源に関する研究が盛んで、わが国としてもこれ等諸国に仲間入りして必要な資料の収集、保存及び展示並びに海洋知識の普及、調査及び研究に係る事業の発達に資することがきわめて重要であり、国有財産の譲与については、財団法人日本海員会館に対する国有の財

- 一 葉山御用邸附屬邸暖房設備の新設
- (一) 所在地 神奈川県三浦郡葉山町一色
- (二) 口座名 葉山御用邸
- (三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	備	考
工作物暖房装置	一個	七、四三、〇〇〇円	新設	機械工事費六、四八、〇〇〇円 電気工事費 三、四、〇〇〇円 建築工事費一、〇九、〇〇〇円		

- 二 皇居内生物学御研究所標本室の新築
- (一) 所在地 東京都千代田区一番(皇居吹上地区)
- (二) 口座名 皇居
- (三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

産の譲与に関する法律(昭和三十年法律第八十号)等の例もあり、また新たに予算支出をすることなく処理することができるものと考えられるから、本財団の活動を可能ならしめるため、以前に本財団の所有であつた土地及び建物で国庫に帰属したものの譲与に関する立法措置を講ぜられたいとの請願。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

次の財産を皇室用財産として取得することについて、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

- 三 皇居附屬庭園施設整備計画による建物の新築
- (一) 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)
- (二) 口座名 皇居東部
- (三) 取得する財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	備	考
建物	倉庫建	延坪四〇坪	七〇六、七〇〇円	新築	鉄筋コンクリート造二階建	
建物	雑屋建	延坪一坪			屋根アスファルト防水	
工作物	照明装置	三個	五、三〇〇円	新設		
工作物	消火装置	三個	七、六〇〇円			
工作物	雑工作物					
計			七、六〇〇円			

区分	種目	数量	予定価格	事由	備	考
建物	事務所建	延坪四、五坪	六、九四、〇〇〇円	新築	鉄筋コンクリート造二階建	
建物	倉庫建	延坪一〇坪	六、一〇〇、〇〇〇円		馬糞倉庫	
建物	雑屋建	延坪四、七坪	三、一七、〇〇〇円		馬車庫及び厩舎	
建物	小計	延坪四、七坪	五、三〇、〇〇〇円		造及び鉄骨造	
工作物	雑工作物	二個	九、五〇、〇〇〇円	新設	ガス及び排水設備	
計			六、四七、〇〇〇円			

第十五号中正誤

へ少段 行 誤 正
二五 終り三 〇岡崎真一 〇山本米治
君 君